【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年８月14日
【事業年度】	自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日
【会社名】	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N.V.)
【代表者の役職氏名】	社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director) 針ヶ谷　真 朝 (Masatomo Harigaya)
【本店の所在の場所】	オランダ王国　アムステルダム市1096HA アムステルプライン１　レンブラント・タワー19階 (Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　柴　田　弘　典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士　　野　原　新　平
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-4786
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１） 本書中の「提出会社」、「当社」または「NEF」は、法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は野村ホールディングスおよびその連結子会社を指す。

（注２） 本書中に別段の表示がある場合を除き、
- 「トルコリラ」は、全てトルコ共和国の法定通貨を指し、
- 「ユーロ」または「EUR」は、全て欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- 「豪ドル」は、オーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- 「米ドル」または「USD」は、全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- 「円」または「JPY」は、全て日本国の法定通貨を指す。

（注３） 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

１【会社制度等の概要】

（１）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

オランダにおける会社設立の方法

オランダ法は、有限責任株式公開会社（*naamloze vennootschap*もしくはN.V.）または有限責任株式非公開会社（*besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid*もしくはB.V.）の２種類の会社を規定している。本項では、N.V.に関してのみ説明し、「会社」とは、N.V.のみを指す。

オランダ法の下に設立された会社はその法人所在地をオランダ国内に置く必要がある。オランダ法においては、会社の国籍決定につき設立地主義を採用しており、会社がその主たる事業をオランダ国外で行うことによってその国籍を失うことはない。

会社は定款（*statuten*）を含む設立の公正証書（*akte van oprichting*）を作成することにより設立される。

設立によって会社は法人となる。

会社は、オランダ民法典第２編に含まれるオランダ会社法および定款の規定に従って統治される。定款は法律の強行規定に反してはならない。しかし、全ての場合にオランダ会社法は強行法規性を備えていない。

現在、オランダ民法典第２編では、会社の定款中において少なくとも以下の項目を記載していなければならないとされる。

(ⅰ) 名称
(ⅱ) 所在地
(ⅲ) 目的
(ⅳ) 授権株式資本ならびに株式の数および額面金額
(ⅴ) 執行取締役がその義務の履行を怠るかまたは妨げられた場合の規定

会社の公式な（法人）所在地はオランダ国内でなくてはならない。会社は、公式所在地以外の場所に、業務上の住所および／または本社を置くことができる。法に従って、全ての会社は商業登記簿に所定の法定事項を届け出る必要がある。公式所在地および商業登記簿ナンバーは、会社の特定の書類（電報および広告を除く。）に記載されなければならない。

会社の目的は会社の主たる事業の簡潔な記述で足りる。目的の項は定款の変更によって変更することができる。会社が当該目的の実現に資する行為を行わない場合には、会社または破産管財人は、取引を無効とする越権行為の原則（*ultra vires doctrine*）を主張することができる。

オランダ会社法は、各会社が期限の定めなく存続することを規定している。

執行取締役会および監督取締役会

会社は、原則として、後述のいわゆる「大会社制（Large Company Regime）」が適用されない限り、執行取締役会（*bestuur*）による経営構造になっている。「大会社制」の場合、監督取締役会（*raad van commissarissen*）または後述の一層制取締役会（one-tier board）という追加的機関を置くことが、法により義務付けられている。その他の場合においては、会社は監督取締役会という追加的機関の設置を選択することができる。監督取締役会の代わりに、会社は、業務執行取締役および非業務執行取締役がともに選任される一層制取締役会の設置を選択することができる。

2013年１月１日現在、執行および監督に関する新法が施行され、これは、特に執行取締役会および／または監督取締役会と会社との間の利益相反に関する規則を規定するものである。この場合、会社との間に利益相反関係がある執行取締役または監督取締役は、関連のある議題に関する協議および意思決定プロセスに参加することができない。

監督取締役会は自然人のみで構成されるが、執行取締役会は自然人、法人のいずれも構成員となることができる。同様に、一層制取締役会の非業務執行取締役は自然人のみが就くことができる一方で、業務執行取締役は、自然人、法人のいずれもが就くことができる。監督取締役会は、定款または法律によりその他の権限が付与されている場合を除き、監督・助言機能を有する。しかし、執行機能を有することはできない。一層制取締役会の業務執行取締役および非業務執行取締役の職務は、定款の規定によりまたは定款に基づき割り当てられる。ただし、取締役が業務執行取締役または非業務執行取締役のいずれに選任されるかについては、株主総会がこれを決定し、さらに、取締役による任務の遂行を監督するという非業務執行取締役の職務については、非業務執行取締役から奪うことはできない。後述のいわゆる「大会社制」が適用される場合を除き、株主総会は定款中において株主総会以外では執行取締役会のみを設置する旨を定めることができる。

会社が人員数および資本規模において特定の要件を３年間連続で満たしている場合、当該会社は、法に従い、法定規則を遵守し、とりわけ、執行取締役会に加え、監督取締役会または業務執行取締役および非業務執行取締役の両取締役から成る一層制取締役会を設置しなければならない（「大会社制」）。この場合、執行取締役会の構成員は、一般的に監督取締役会により選任および解任される。一層制取締役会の場合、業務執行取締役は、非業務執行取締役により選任または解任される。

株式資本

オランダ会社法では、「授権資本」、「発行済資本」および「払込済資本」を区別している。株式資本と負債の比率については、オランダ会社法上の規定はない。定款は授権資本の規定を有していなくてはならず、授権資本は、定款の変更がない限りそれを超えて株式を発行できない限度を定めている。授権資本の限度内であれば、会社の発行済資本はオランダ民法典第２編および定款所定の手続によって下記のとおり増加させることができる。授権資本は、定款に基づき発行される株式の最大額面金額である。授権資本は、実際の発行済資本の５倍を超えてはならない。株式は、定款に規定される額面金額でなければならない。定款は、額面金額の異なる様々な株式の種類を定めることができる。

発行済および払込済資本の最低金額は45,000ユーロ以上でなければならない。一般に、発行済株式は全額払込済であり、かかる場合発行済資本および払込済資本は同一であるが、定款に定めのある場合には、少なくとも発行済株式の額面金額の25%を払い込む一部払込済株式が認められる。ただし、かかる払込金額は、45,000ユーロ以上であることを条件とする。

法規定に基づき、株式の各発行に関して定められた条件として、払込の繰延およびオランダ通貨以外の対価を定めることができる。株式が公募される場合、これらの条件は目論見書に記載される。一般に、全額払込済ではない株式を譲渡する株主は、残額の支払について会社に対し引続き責任を負う。さらに、オランダ会社法は、全額払込済ではない株式の譲渡に関し、一定の追加的手続を課している。

会社の定款において、会社の株式資本は、ユーロでのみ表示することができる。株式に係る支払は、現金または現物で行うことができる。

非上場N.V.の資本の記名式株式の譲渡は、オランダ民法典第２編第86条の規定に従い、公正証書の作成により効力を生じるものとされている。株式を譲渡された会社が譲渡の当事者でない場合、書面による承認書がかかる会社へ供されなければならない。

資本増加

執行取締役会のような会社における別の機関が株主総会の決議または会社の定款により、授権された機関（*orgaan*）に指定されない限り、株主総会は、株式発行を決議する権限ならびにかかる株式の発行価額およびその他の発行条件を決定する権限を有する。上記の指定は５年以内の特定の期間においてのみ有効であり、５年以内の期間で随時延長することができる。

授権資本は、定款の変更により増加させることができる。株式は額面金額を下回って発行してはならないが、額面金額を上回っての発行は可能である。発行済資本は授権資本を超えることはできない。原則として、既存の株主は、新規発行株式に関して先買権がある。これらの先買権は、株主総会（または指定された機関）により制限または除外することができる。

資本減少

オランダ会社法および定款の規定に従い、株主総会は、(ｉ)株式の消却、または(ii)定款の変更を通じて株式の額面金額を減額することにより、発行済株式資本の減少を決議することができる。

株式の買戻

会社は、全額払込済株式のみ自己資金で取得することができる。会社が対価の支払を要しない場合、または全ての（*onder algemene titel*）株式が取得される場合、無制限に行うことができる。取得価格の支払による株式の取得は、会社の定款において排除または制限することができる。会社の資本および剰余金ならびに買い戻される会社の発行済株式の割合（非上場N.V.：１株を除く全株式、上場N.V.：最大50%）に関する特定の条件を満たさなければならない。株主総会は、取得価格の支払により株式が取得される場合、執行取締役会に授権を行わなければならない。株主総会による授権は、上場N.V.の場合、最長18ヶ月にわたって付与することができ、非上場N.V.の場合、最長５年間にわたって付与することができる。かかる授権は、オランダ会社法に規定される一定の詳述が含まれなければならない。

買い戻された株式は引続き発行済であるが、将来譲渡が要求された場合のため、会社により自己保有株式とみなされる。

分配

定款に別段の定めのない限り、利益は株主に分配されるものとする。定款には、利益の処分権限を株主総会の権限とする旨を規定することができる。この場合、株主総会は、利益を剰余金に組み入れ、分配される配当金額を決定する権限を有する。あるいは、利益の剰余金への割当を行う権限を、執行取締役会または監督取締役会等の他の機関に付与する旨を定款に規定することができる。

配当は利益からのみ分配される（当該利益が当該年度のものであるか前年度のものであるかを問わない。）。配当は、株主に対しその所有株式の額面金額に応じて支払われる。また、会社は、上記記載の要件ならびにオランダ民法典および会社の定款の規定に従い、中間配当を行うことができる。

法律または定款の下で維持することが規定されていない会社の剰余金残高は、通常、執行取締役会の信任義務に従い、随時株主に分配される。これらの分配可能剰余金は、株式払込剰余金等を含む。

株主およびその権限

オランダ会社法は、オランダの株主と外国の株主とで区別を設けていない。

オランダ会社法の主な原則の一つは、全ての株主は、同じ状況において、同等に扱われなければならないということである。各株主は、会社において株主総会に出席する権利、株主総会で発言する権利および議決権を行使する権利を有する。一般に、株主には同等に情報が与えられなければならない。

株主総会において、一般に決議は議決権の絶対多数により可決される。少数株主は、特別な過半数または大多数を要求する法律または定款の特別規定によりその立場が強化されない限り、多数票を得ることができない。株主総会で少数株主が行使できる実際の影響力は、自身の所有株式数、他の株主が保有する株式およびかかる株主総会に実際に出席している株主数に直接的に関連している。

オランダ会社法は、少数株主が利用可能な特定の権利および救済方法について規定している。これらの権利は、とりわけ会社の業務の実施方法に少数株主が反対する場合に関連する。

オランダ法の下で、株主は他の株主に対し受託者としての義務を負わない。原則として、オランダ法の下で、株主は自身の利益のみを追求することができるが、これは自身が保有する利益であるためである。しかし、オランダの判例法においては、オランダの企業統治法に規定されているとおり、株主は他の株主の利益を害してはならないと判断されている。

株主総会は会社の機関である。法により特定の権限を付与されており、多くの場合、当該権限は定款により補足される。法または定款により会社の他の機関に対して付与されていない権限は、株主総会によって行使される。しかし、株主総会は会社の最高機関ではない。したがって、株主総会は、以下の事項を行うことはできない。

(ⅰ) 会社の執行機関として行為すること（これは執行取締役会の固有の権能である。）。

(ⅱ) 執行取締役会に詳細な指示を与えること。

(ⅲ) 法または定款が監督取締役会に決定権を授権した場合に、監督取締役会の決定を却下すること。

株主総会

株主総会は、定款に定められたオランダ国内の場所においてのみ開催される。株主総会は、年一回以上開催されなければならず、年次株主総会と呼ばれる。年次株主総会は、定款中に短縮した期間が定められていない限り、会社の事業年度の終了から６ヶ月以内に開催されなければならない。株主総会は、通常執行取締役会または監督取締役会により招集される。

株式が上場されていないN.V.に関し、株主総会招集通知は、株主総会の日の15日前までに、無記名株式が発行されている場合は指定された新聞に発表され、記名株式が発行されている場合には郵送により送付されなければならない。株主総会が適正な方法により招集されない場合、有効な決議は全ての株主が出席したか、または代理人により議決権を行使した場合にのみ採択することができる。議案は、株主総会を招集した者が決定する。議案にない事項に関する決議は、全ての株主の全員一致の場合のみ有効となる。株式を上場しているN.V.については、特定の法規定が適用される。とりわけ、株式を上場しているN.V.の株主総会は、株主総会の日の42日前までに招集されなければならず、参加および投票に係る強制基準日（株主総会の日の28日前）が適用される。

実務上、定款には監督取締役会（もしあれば）の会長または執行取締役会の会長が株主総会の議長となる旨がしばしば規定される。議長は議事録の保管および出席者名簿の作成のために秘書役を指名することができる。

オランダ会社法は、（合併または業務執行取締役の任命の決議といった）特定の決議について、定足数を規定している。さらに、定款は（例えば、定款の変更および会社の解散の決議等に関し）大多数および定足数の要件について定めることができる。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の株式資本

当社の授権資本は、１株当たり454ユーロである普通株式（以下「普通株式」という。）315,000株、合計143,010,000ユーロである。2014年８月11日付の商業登記簿抄本によると、当社の発行済および払込済株式資本は51,302,000ユーロであり、普通株式113,000株に分割される。

株式の形式

普通株式は、記名式株式である。

株式発行

普通株式は、株主総会の決議に従って発行することができる。株主総会は、上述のとおり、その決議により株式発行の権限を最長５年間にわたり執行取締役会に委任することができる。かかる委任が行われた場合、株主総会は当該委任期間中、株式発行の権限を有さない。

普通株式を発行する決議を行う権限を与えられた機関（すなわち、株主総会または執行取締役会）は、発行価額およびその他の発行条件を決定する。普通株式は、発行時に全額払い込まれなければならない。各株主は、発行される株式に関し先買権を有する。

原則として、各株主は株式が発行されるときはいつでも、その保有株式の合計金額に比例して、発行される株式に関し先買権を有する。

執行取締役会

執行取締役会は、当社の業務および経営について責任を負っている。執行取締役会は、株主総会により決定される構成員数から構成される。執行取締役会の全ての構成員は株主総会により選任および解任される。当社の定款（以下「当社定款」という。）には執行取締役の任期に係る定めはない。執行取締役の報酬は、株主総会により決定される。

当社定款には執行取締役会の正式な会合の数、定足数または決議手続についての定めはない。ただし、執行取締役会の決議は投票数の絶対多数をもって採択される。執行取締役会の会合において可否同数となった場合は、株主総会が決定する。株主総会は、決議により執行取締役会の明確に確定した決定を承認することができる。さらに、執行取締役会は内部の意思決定手続について定めた内部規程を採用する場合がある（また、採用している。）。

当社定款は、監督取締役会について規定していない。

執行取締役会に加え、執行取締役会の各構成員は、個々に当社を代表する権限を有している。

株主総会

年次株主総会は、当社の事業年度の終了から６ヶ月以内に開催されなければならない。臨時株主総会は、執行取締役会が必要と判断したときに開催される。株主総会は、ハーレム、アムステルダム、ロッテルダムまたはハーレマミアー（スキポール）で開催される。その他の場所で開催される株主総会においては、全ての発行済株式が代表される場合にのみ、有効な決議を採択することができる。

株主本人またはその代理人は、株主総会に出席することができる。株主総会の決議は、当社定款または法律に別段の定めがない限り、行使された議決権の絶対多数により採択される。執行取締役会の事前の認識を条件として、株主は、総会を開催しなくとも、株主総会で可決する全ての決議を可決することができる。当社定款に基づき、全ての株主が書面、電報、ファクシミリまたはテレックスにより当該提案に賛成する意思を表明した場合にのみ、かかる決議は有効となる。

年次株主総会の議題は、年次計算書類の承認および利益の配当を含む特定の議題を含んでいなければならない。

議決権

当社の株式資本の各株式には、１議決権が付与されている。

配当受領権

オランダ民法典第２編第105条に従い、株主総会は、普通株式についての年間配当金の支払の有無および利益の分配方法について決議するものとする。

自由に配当可能な剰余金がある限り、オランダ民法典第２編第105条に従って、株主総会は、当社の執行取締役会による提案後、中間配当の支払を決定することができる。

会計

当社の事業年度は、４月１日から翌年の３月31日までである。

執行取締役会は、毎事業年度末から５ヶ月以内（ただし、特別な事態に応じて、かかる期間が株主総会により最長６ヶ月延長された場合を除く。）に年次決算書を作成し、株主に公開するものとする。また、執行取締役会は、法により義務付けられている場合は、同期間内に年次報告書を作成するものとする。

２【外国為替管理制度】

現在、オランダ国内で効力を有するオランダ会社法の規定または当社定款上の規定の中に、オランダの居住者でない当社株主への送金を制限するものはない。当社の株式に関するユーロによる現金配当は適法にオランダの銀行口座から送金でき、ユーロからいかなる交換可能通貨にも交換することができる。しかし、他通貨への交換および／またはオランダ国外への送金は、1994年対外財政関係法（*Wet financiele betrekkingen buitenland 1994*）、1977年制裁法（*Sanctiewet 1977*）または国際的制裁により制限される可能性がある。さらに、1994年対外財政関係法に従い、オランダ中央銀行は、オランダ王国の居住者により行われる国外への支払に対し一定の報告要件を課すことがある。かかる居住者は、2003年一般報告指令（*Rapportagevoorschriften betalingsbalansrapportages 2003*）に従い、オランダ中央銀行に国外への支払を報告しなければならない。報告要件は、主にオランダ中央銀行が国際収支統計（*betalingsbalans*）を編成できるようにすることを目的としている。報告要件は、支払義務の相殺にも適用される。

３【課税上の取扱い】

(1) オランダの租税制度

以下は、概要であり、ここに記載された課税上の取扱いは本社債権者（以下に定義する。）に適用されない可能性がある。本項において、「本社債」とは、300億米ドルのユーロ・ノート・プログラムに基づきNEFが発行した社債をいう。

この概要は、本書の日付以降に発行される本社債の取得、所有および処分に関連するオランダにおける主たる課税上の取扱いのみを対象とするものである。特定の本社債権者に関連しうる税制について全ての側面について説明することを意図していない。潜在的投資家は、その特有の状況における本社債の取得、所有および処分に関連する課税上の取扱いの詳細について、自身の税務顧問の助言を求めるべきである。

この概要において、オランダの概念に言及するために英語による用語および表現が使用されている場合、当該用語および表現に与えられた意味は、オランダの税法に基づき相当するオランダの概念に与えられた意味を有するものとする。この概要において「オランダ」および「オランダの」という用語が使用される場合、オランダ王国の欧州部分のみを指す。

この概要は、本書の日付現在に有効なオランダの税法（未公表の判例は含まない。）に基づいている。この概要が基準としているかかる税法は、変更される可能性があり、遡及的効果を伴う可能性もある。かかる変更は、この概要（当該変更を反映するために更新されることはない。）の内容を無効にする可能性がある。この概要は、本社債に係る各取引が独立当事者間の取引であることを前提としている。

オランダの税制に係る本項目において、「本社債権者」と言及する場合、当該概念には以下が含まれる（ただし、これに限定されない。）。

１．一または複数の本社債の所有者であり、当該本社債の権利に加え当該本社債に対する経済的利益を有していること。

２．一または複数の本社債について、完全な経済的利益を有する者または事業体。

３．オランダ税制の目的上透明性があり、上記１．または２．の意味の範囲内において、その資産が一または複数の本社債を構成するパートナーシップもしくはミューチュアル・ファンド等の事業体の持分を有する者または事業体。

４．信託または財団法人のように、分離された財産に係る2001年オランダ所得税法第2.14a条の適用規則に従い、上記１．から３．に言及されたように本社債に対する利益を有するとみなされる者。

源泉徴収税

本社債に係る一切の支払は、オランダまたはオランダ国内における下部行政主体もしくは税務当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる租税（性質の如何を問わない。）のまたはそれに係る源泉徴収または控除を受けない。ただし、かかる本社債をオランダ税制の目的上当社の株主資本と分類することができる発行条件に基づき本社債が発行される場合または1969年オランダ法人所得税法第10条第１項第d号の意味において実際に当社の株主資本として機能している場合で、かつ本社債が当社もしくは当社に関連する事業体により発行されたかもしくは発行される予定の株式もしくはその他の持分金融商品と引き換えに償還可能であるか、それらに転換可能であるかもしくはそれらに連動している場合を除く。

所得税およびキャピタル・ゲイン税

本「所得税およびキャピタル・ゲイン税」に記載された概要は、オランダの所得税または法人所得税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者のいずれにも該当せず、さらに個人の場合、オランダの所得税の目的上オランダのみなし居住者であることを選択していない本社債権者（以下「非居住者である本社債権者」という。）にのみ適用されるものとする。

個人

非居住者である本社債権者で個人の者は、本社債から得ているかまたは得ているとみなされる一切の利益（本社債に基づく一切の支払および本社債の処分に係る一切の実現利益を含む。）について、オランダのいかなる所得税またはキャピタル・ゲイン税にも服さない。ただし、下記の場合を除く。

(a) 同個人が企業から利益を得ている場合。起業家として、またはかかる企業の純価値に対する共同権利に従った利益であるかを問わないが、株主として得る利益を除く。かかる企業は、その全部または一部がオランダ国内における恒久的施設または恒久的代理人を通じて営まれており、かつ同個人の本社債がかかる企業に帰属する場合とする。

(b) 同個人が、本社債からオランダ国内における雑業務による収益として課税される利益を得ているか、または利益を得ているとみなされる場合。

本社債権者が、個人であり、上記の例外(a)にあてはまらない場合、かつ本社債から利益（かかる本社債に基づく一切の支払および本社債の処分に係る一切の実現利益を含む。）を得ているかまたは得ているとみなされる場合で、同個人または2001年オランダ所得税法第3.91条第２項第b号もしくは第c号の意味における同個人に関係のある者が当社に対して実質的な持分を有している場合、かかる利益は、オランダ国内における雑業務による収益として課税される。

一般に、当社に対して実質的な持分を有する者とは、かかる者が、単独もしくは個人の場合はパートナー（*partner*）（もしあれば）と共同で、直接的もしくは間接的に、当社の総発行済資本（もしくは一切の種類株式の発行済資本）の５％以上を表章する株式数を、または、直接的もしくは間接的に、当社の総発行済資本（もしくは一切の種類株式の発行済資本）の５％以上を表章する株式数（発行されているかどうかを問わない。）もしくは当社の年間利益の５％以上もしくは当社の清算手取金の５％以上に関連する利益参加証書を取得する権利を、所有または所有しているとみなされる場合をいう。

株式または利益参加証書からの利益（用益権の所有者等）に対する権利を有する者は、それぞれ株式または利益参加証書の所有者とみなされ、かかる者の当該利益に対する権利は、それぞれ株式または利益参加証書であるものとみなされる。

さらに、本社債権者が、個人であり、上記の例外(a)にあてはまらない場合、上記により、とりわけ下記の状況において、雑業務による収益として課税される利益を本社債から得ることがあり、または得るとみなされることがある（オランダ国内において当該業務が遂行されまたは遂行されているとみなされた場合）。

(a) 同個人の投資活動が、アクティブ・ポートフォリオ投資家の活動を超える場合（内部情報または同様な形式の特別情報の使用等）。
(b) 同個人が、本社債を、2001年オランダ所得税法第3.91条および第3.92条における意味による一定の当事者に対して、法律上または事実上、直接的または間接的に、同条文に記載の状況において提供しているかまたは提供しているとみなされる場合。
(c) 同個人が、直接的または間接的を問わず本社債を所有し、かかる本社債から得られる利益の全部または一部を、同個人または2001年オランダ所得税法第3.92b条第５項の意味における同個人に関係のある者がオランダ国内において行ったかまたは行ったとみなされる活動の報酬とする意図がある場合。

帰属規則

18歳未満の実子または養子が一定の雑業務から得ているまたは得ているとみなされる収益は、子の居住地に関わらず、かかる子に対して権限を行使する親に帰属する。

事業体

非居住者である本社債権者は、個人である場合を除き、本社債から得ているかまたは得ているとみなされる利益（本社債に基づく一切の支払および本社債の処分に係る一切の実現利益を含む。）について、オランダのいかなる所得税またはキャピタル・ゲイン税にも服さない。ただし、下記の場合を除く。

(a) かかる非居住者である本社債権者が、企業から直接利益を得ている場合。かかる企業の純価値に対する共同権利に従った利益であるかを問わないが、有価証券の所持人として得る利益を除く。かかる企業は、オランダ国内にて運営されているか、その全部または一部がオランダ国内において課税される恒久的施設または恒久的代理人を通じて営まれており、かつ同本社債権者の社債がかかる企業に帰属する場合とする。
(b) かかる非居住者である本社債権者が、（個人の項目において記述したように）当社に対して実質的な持分を有している場合、または当社に対して実質的な持分を有しているとみなされる場合をいう。

実質的な持分を有しているとみなされる場合とは、株式、利益参加証書または当社の株式を取得する権利が非認識規定の適用に基づき保有される場合または保有されるとみなされた場合をいう。

一般

上記に従い、非居住者である本社債権者は、本社債の発行に関する書類の調印および／もしくは執行または本社債もしくはかかる書類に基づく当社の義務の履行のみの理由においてオランダにおける所得税に服さない。

贈与税および相続税

本社債権者が、本社債を（形式または内容において）贈与にて処分した場合、または個人である本社債権者が死亡した場合は、それぞれオランダの贈与税または相続税は課税されない。ただし、下記の場合はこの限りではない。

(ⅰ) 贈与者またはかかる死亡者が、それぞれオランダの贈与税または相続税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者である場合。

(ⅱ) 贈与者が、本社債を贈与後にオランダの居住者またはみなし居住者となった場合で、かかる贈与の日付から180日以内で、オランダの居住者またはみなし居住者として死亡した場合。

上記の目的のため、停止条件に基づく本社債の贈与は、停止条件が満たされた場合に行われるとみなされる。

登録税

本社債の(ⅰ)発行に関する文書の調印および／もしくは法的手続（オランダの裁判所における外国判決の執行を含む。）による執行、(ⅱ)かかる文書もしくは本社債に基づく当社の義務の履行、または(ⅲ)本社債の譲渡に関連して、オランダの登録税、譲渡税、印紙税もしくはその他の類似の文書税（裁判所費用を除く。）はオランダにおいて課されない。ただし、(a)オランダに所在する不動産、(b)オランダに所在する不動産として適格な資産（の持分）、もしくは(c)オランダの不動産譲渡税の目的上オランダに所在する不動産に対する権利（の持分）を本社債に関連して取得する場合、または本社債がオランダの不動産譲渡税の目的上オランダに所在する不動産もしくはオランダに所在する不動産に対する権利として適格な資産（の持分）を表章する発行条件に基づき本社債が発行される場合、オランダの不動産譲渡税が本社債権者に対して課される場合がある。

(2) 日本の租税制度

居住者または内国法人に対して支払われた本社債に関する利息は、通常現行の租税法規に基づき日本における課税の対象となる。居住者または内国法人がかかる利息を国内における支払の取扱者を通じて交付される場合、支払われた利息は、通常20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））が源泉徴収される。上記にかかわらず、居住者である個人が2016年１月１日以後に支払を受ける本社債の利息は、20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

内国法人による本社債の譲渡から生じる利益は益金の額に算入されるが、居住者による本社債の譲渡から生じる利益は、一定の場合を除き、日本における課税の対象とはならない。上記にかかわらず、居住者である個人が2016年１月１日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

居住者または内国法人が本社債の償還を受けたことによって得た利益は、通常現行の租税法規に基づき日本における課税の対象となる。上記にかかわらず、居住者である個人が2016年１月１日以後に本社債の償還を受けた場合の償還差益は、20%（所得税および地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

居住者である個人について2016年１月１日以後に生じる、本社債に係る利子所得、譲渡損益および償還差損益は、一定の条件のもとにこれらの所得間および一定の他の有価証券に係る所得または損失との損益通算および繰越控除が認められる。

本社債に関して非居住者または外国法人に対して支払われた利息は、通常日本の課税の対象とはならない。非居住者または外国法人による本社債の日本における譲渡から生じる利益は、日本において恒久的施設を有する非居住者または外国法人による譲渡の場合を除き、通常日本の課税の対象とならない。ただし、非居住者または外国法人に納税義務が課される場合も、租税条約の適用ある規定により、限定または免除される場合がある。本社債に関して非居住者または外国法人が本社債の償還を受けたことによって得た利益も、通常日本の課税の対象とはならない（ただし、租税条約の規定の適用があればそれに従う。）。

４【法律意見】

当社のオランダにおける法律顧問であるデ・ブラウ・ブラックストーン・ウエストブルック・ロンドン・ビー・ブイ（De Brauw Blackstone Westbroek London B.V.）より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。ただし、一定の仮定および留保に服する。

本書中の記載は、オランダの法律（オランダ税法を除く。）に関する限りにおいて正確である。

当社のオランダにおける法律顧問であるロイエンズ・アンド・ルフ（Loyens & Loeff）より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

オランダの法令に関する本書の「３　課税上の取扱い－(1) オランダの租税制度」の記述は、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

当社は、2010年３月31日現在においてもその後の期間においても子会社または関連会社を有していないため、2010年３月31日、2011年３月31日、2012年３月31日、2013年３月31日および2014年３月31日に終了した各年度については、連結財務書類の作成は要求されていない。

(2) 提出会社の事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2010年３月31日終了事業年度	2011年３月31日終了事業年度	2012年３月31日終了事業年度	2013年３月31日終了事業年度	2014年３月31日終了事業年度
		IFRS(注１)				
受取利息および類似収益	百万円	22,382	26,959	38,568	40,203	38,454
税引前利益(損失)	百万円	7,767	210	1,681	65	(1,250)
当期利益(損失)	百万円	8,974	1,963	1,177	38	(963)
発行済および払込済株式資本(注２)	百万円	6,460	6,030	5,634	6,191	7,285
発行済株式総数	株	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
株主資本合計	百万円	34,513	36,476	17,662	17,700	16,737
資産合計	百万円	2,686,238	2,786,311	2,473,433	2,235,486	2,347,644
１株当たり株主資本	円	305,427	322,795	156,301	156,638	148,115
１株当たり当期利益(損失)	円	79,417.80	17,368.38	10,413.18	336.44	(8,522.12)
自己資本比率	%	1.28	1.31	0.71	0.79	0.71
自己資本利益率	%	29.89	5.53	4.35	0.22	(5.59)
営業活動によるキャッシュ・フロー(注３)	百万円	9,050	(94,176)	121,595	164,085	(128,249)
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー(注３)	百万円	(44,781)	128,828	(160,180)	(188,628)	120,154
現金および現金同等物の期末残高	百万円	41,324	74,061	33,962	10,049	2,479

(注１) 欧州連合が採用した国際財務報告基準。

(注２) １株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株を各期末日のレートにて円換算した金額。「第５ 提出会社の状況 －１ 株式等の状況－(1) 株式の総数等」を参照のこと。

(注３) 2011年３月31日に終了した事業年度より、資金管理の状況をより分かりやすくするために、キャッシュ・フロー計算書の表示方法を変更した。これに伴い過年度の数値を組替再表示している。組替再表示前の「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「財務活動によるキャッシュ・フロー」は以下のようになる。

		2010年３月31日 終了事業年度
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	27,735
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	(54,821)

２【沿革】

当社は、1990年７月20日に野村證券株式会社（現野村ホールディングス）の子会社であるノムラ・ヨーロッパ・ピー・エル・シー（現ノムラ・プリンシパル・インベストメント・ピー・エル・シー）の全額出資金融子会社として、オランダ法に基づき有限責任株式公開会社（N.V.）の形態で設立された。

1994年９月にノムラ・ヨーロッパ・ピー・エル・シー（同上）から野村證券株式会社（同上）へ当社の全株式が譲渡され、当社は野村證券株式会社（同上）の子会社となった。1998年１月に野村證券株式会社（同上）が英国に全額出資金融子会社のノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーを設立し、当社の全株式が現物出資されたことに伴い、当社はノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーの子会社となった。その後、2011年６月29日付で、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーが保有していた当社の全株式が野村ホールディングスに譲渡されたことに伴い、当社は野村ホールディングスの子会社となった。

当社は、当社の発行に係る外国指標連動証券を信託財産とする有価証券信託受益証券を、東京証券取引所に上場している。

３【事業の内容】

(1) 提出会社

当社の主な事業内容は、社債の発行等により資金調達を行い、野村グループ（野村ホールディングスおよびその連結子会社）へ資金供給を図ることである。

(2) 親会社

野村ホールディングスおよびその連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、2014年３月末現在814社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供することである。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでいる。なお持分法適用会社は2014年３月末現在15社である。

(3) 子会社

該当事項なし。

本書提出日現在の企業集団の概要は以下のとおりである。

＜企業集団の概要＞

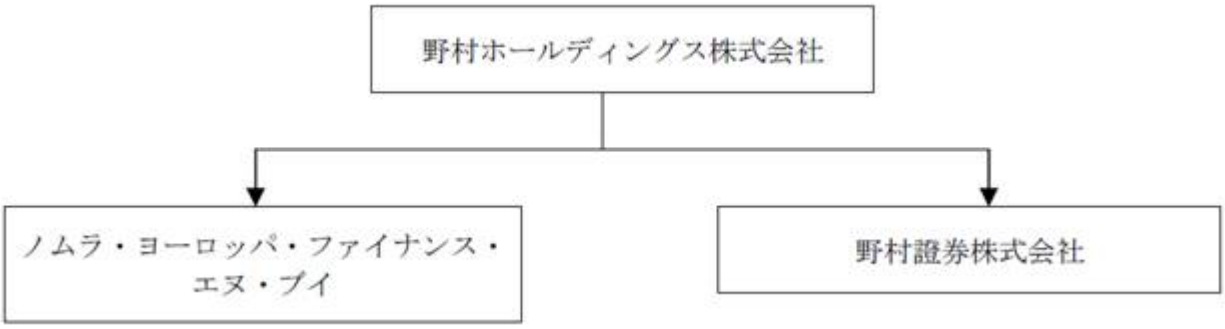

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

(a) 名称　野村ホールディングス株式会社
(b) 所在地　東京都中央区日本橋一丁目９番１号
(c) 資本の額　594,493百万円（2014年３月31日現在）
(d) 業種　持株会社
(e) 株式の所有割合　100%
(f) 提出会社との営業上の関係

当社は野村ホールディングスの金融子会社である。同社は、当社が発行する社債に関して保証を行っており、ファシリティ・アグリーメントに基づく金銭の貸借取引を行っている。

(g) 野村ホールディングスは有価証券報告書提出会社である。

(2) 子会社

該当事項なし。

(3) 関連会社

該当事項なし。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員数

本書提出日現在の従業員数は10人である。

(2) 提出会社の従業員の平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与

当社の従業員の平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与はそれぞれ35.9歳、4.6年および6.5百万円である。

(3) 労働組合の状況等

該当事項なし。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

当社の主な事業は、野村グループの海外における資金調達およびその調達した資金の野村グループへの貸付である。当社は上記事業に関連して発生する金利および外国為替の変動リスク・ヘッジを目的に、デリバティブ取引を野村グループ内で行っている。受取利息および類似収益、支払利息および類似費用、純受取／（支払）手数料等および純トレーディング損益はこれらの活動から生じる。

2014年３月期の受取利息および類似収益は38,454百万円（前期40,203百万円）、支払利息および類似費用は27,293百万円（前期26,983百万円）、純受取／（支払）手数料等は支払833百万円（前期836百万円）、純トレーディング損失は1,130百万円（前期2,022百万円）となっており、税引前損失は1,250百万円（前期利益65百万円）である。なお、法人所得税収益は287百万円（前期費用27百万円）であり、2014年３月期包括利益合計はマイナス963百万円（前期利益38百万円）となった。

また、現金および現金同等物の2014年３月期末残高は、2,479百万円（前期10,049百万円）である。営業活動により使用したキャッシュ・フロー純額は、その他の営業資産が増加したこと等により、128,249百万円支出（前期収入164,085百万円）となった。財務活動により生じたキャッシュ・フロー純額は、前期に比べて社債およびその他の借入金の発行が増加したことにより、120,154百万円収入（前期支出188,628百万円）となった。

２【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

３【対処すべき課題】

下記の記載のほか、下記「４　事業等のリスク」中、＜当社固有のリスク＞の記載を参照のこと。

当社に求められている大きな役割は、当社による野村グループの海外における資金調達機能である。したがって、当社は、野村グループの業務が円滑に行われるように、グローバルに安定的な資金供給を図るため、当社が設定しているユーロ・ノート・プログラムの下、資金調達を継続的に行う必要がある。

４【事業等のリスク】

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

＜当社固有のリスク＞

(1)　オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含む。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理規程において規定されているオペレーショナル・リスク管理の枠組を利用しており、当該規程は、グループの統合リスク管理会議にて承認されている。

(2)　市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者またはカウンターパーティーが、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

自社の信用力の低下または市場環境の変化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいう。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、野村グループの資金流動性管理の下に事業を行っている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

＜野村グループのリスク＞

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

2008年のリーマンショックに端を発した世界的金融危機により、グローバルな証券市場のみならずその参加者である金融サービス業界は影響を受け、日本を含む先進国を中心とする経済活動全体にもその影響は及んだ。2011年の米国における財政問題や、ギリシャをはじめとするユーロ圏の周縁国における財政問題等は、世界の主要な金融市場に対し大きな影響を与えた。また2013年には、中国における金融引締め政策の実施や、米国における量的緩和政策の縮小等があり、これらの影響を受け、世界経済はなお不透明な状況にある。

野村グループのビジネスや収益は、このような日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。

また後述のように、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。

仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化、野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による財政および金

融政策（例として日本銀行による金融政策）についての変更など、環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。

なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。

野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。例えば、2011年には欧州の財政危機の深刻化および長期化により資金調達活動が低下したことを一因として、野村グループの2012年３月期および2013年３月期のインベストメント・バンキング収益合計（金融費用控除後）は前年比でそれぞれ15.9%減および15.0%減となった。

野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性がある。また、さまざまなキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、野村グループの電子取引業務の競争が激化することで、取引手数料やスプレッドに対する低下圧力が高まっている。電子取引により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に影響を与える場合がある。野村グループが資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落する

と、野村グループが損失を被る可能性がある。また、野村グループが資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒される可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、損失を被る可能性がある。また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュー・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資に伴って高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それに伴う収益性の低下を招く可能性がある。2014年３月31日現在、１ノッチないし２ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、野村ホールディングスが、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約332億円と約1,228億円である。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。野村グループは、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。この結果、当該市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

野村グループのリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続が十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性がある。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引に伴う損益が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。

流動性リスクによって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

野村グループが債券発行市場を利用できなくなる場合がある

野村グループは、日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用している。長期または短期の債券発行市場で資金を調達できない場合、あるいはレポ取引や有価証券貸借取引ができない場合、野村グループの流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、野村グループがビジネスを行うために必要とする資金調達につき、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

・多額のトレーディング損失
・市場の低迷に伴う野村グループの営業活動水準の低下
・規制当局による行政処分

上記に加え、銀行の不良貸付債権等の増加に伴う貸付余力の低下、クレジットスプレッドの拡大による野村グループの資金調達コストの上昇を招くような金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通しなど、野村グループに固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもある。

野村グループが短期金融市場を利用できなくなる可能性がある

野村グループは、野村グループのビジネスに必要な無担保短期資金調達につき、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入を利用している。これらの借入れの継続的な借り換えは、野村グループの流動性管理において極めて重要である。野村グループが発行したコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になったときに新たな資金調達（借り換え）に応じる義務を負っているわけではない。不足分が発生した場合でも、野村グループは、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入でまかなうことができなくなる可能性がある。

野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが債券発行市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは野村グループが保有する資産の流動性低下につながるおそれがある。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性がある

野村グループの資金調達コストや債券発行市場の利用は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。例えば、2012年３月15日ムーディーズ・インベスターズ・サービス社は、野村ホールディングスの長期格付けをBaa２からBaa３に格下げした。しかしながら、野村ホールディングスの2012年の格下げによる影響は、限定的なものであった。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇し、債券発行市場の利用が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や資金調達に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性がある。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測不能な出来事によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2001年９月11日の米国同時多発テロ、2007年以降の米国サブプライム問題、2008年秋の金融危機、2011年３月の東日本大震災、2011年に顕在化した米国や欧州諸国における財政問題、および2013年後半に発生したウクライナ問題などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- 主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- 野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- 野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

・第三者が発行する証券の保有
・証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に連関している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクの構成要素でもある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年12月１日から施行されている証券取引法の改正（2007年９月30日より金融商品取引法に改称）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となった。また、2009年６月１日から施行されている金融商品取引法の改正により、

商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになり、銀行やその他の金融機関は、規制緩和前に比較して、資金調達や投資信託の分野において競争力を増している。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。

金融業界の統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界における金融機関同士の統合・再編が進み、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ金融機関が、その傘下に証券業を有することとなっている。近年では大手金融グループが銀行および証券会社の連携をより一層強化し、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、これら金融機関グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。これら金融機関グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携等も進むなど、これらの金融機関グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

海外の競合他社との競争や経営資源配分の適正化の不結実により、野村グループのグローバルな経営戦略が功を奏しない可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれに伴う競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。しかしながら、その後、世界経済が低迷し、金融規制および監督の強化が進展する等の環境変化が生じている。野村グループは、厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めている。このような取り組みについて十分な効果が得られなかった場合は、野村グループのビジネス、財政状態、経営成績に影響を与える可能性がある。

野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。

野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもありえる。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、違法行為にあたると断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性がある。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限することがある。また、野村グループは法令諸規制を遵守するための対策を講じているが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化する可能性がある。また、それらの処分により、顧客、特に公的機関が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。

特に米国におけるドッド・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策など、さまざまな金融規制改革が進行している。これらの制度改正の詳細および野村グループへの影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制による。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。例えば、金融庁は、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によるバーゼルIIIと呼ばれる新しい規制パッケージに対応するため、2012年３月に、最終指定親会社の連結自己資本規制比率に関する改正告示を公表した。同改正告示は、2013年３月末より段階的に施行されている。新たな規制が完全に施行された場合、野村ホールディングスの連結自己資本規制比率は2013年３月末の水準より低下する可能性がある。バーゼルIII以外にも、新たな規制の導入または既存の規制の強化が、G-20、金融安定理事会（以下「FSB」という。）、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）、バーゼル委員会等の国際組織あるいは野村グループが業務を行う各国の政府機関や自主規制機関によって検討または決定されている。これらの規制が野

村グループに適用される場合、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。なお、金融当局が認定するグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）の対象およびG-SIBsに対する追加的な自己資本規制等は、毎年見直されることがFSBおよびバーゼル委員会により公表されている。さらに、G-20首脳会合は、G-SIBsの枠組を国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」という。）まで拡張するようFSBおよびバーゼル委員会に対して要請し、2012年10月、バーゼル委員会は、D-SIBs に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。FSBおよびIOSCOによる銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関（以下「NBNI G-SIFIs」という。）の選定方法についても協議がなされている。今後野村ホールディングスがG-SIBs、D-SIBsもしくはNBNI G-SIFIsの対象となる場合、上記のコスト負担や影響が加重される可能性がある。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに影響を及ぼす可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

2012年８月、野村ホールディングスの子会社である野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）は、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、金融庁から業務改善命令を受けた。これに対して、野村證券は改善策を策定し、同年12月末までにすべての施策を実施しており、再発防止に向けて内部管理態勢の一層の強化・充実に取り組んでいる。

野村グループは、不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれる虞もある。

不適切な利益相反の処理または特定により、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それに伴い、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、グループ内で行われる複数の取引について、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を処理および特定するための利益相反管理体制を整備しているが、適切に対処、特定または開示することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性がある。また、利益相反の発生により規制措置、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

野村グループのビジネスは、さまざまなオペレーショナル・リスクの影響を受ける

野村グループは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含む。野村グループは、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されている。これらのリスクが現実のものとなった場合、野村グループは経済的損失、事業の中断、第三者からの提訴、行政処分、規制、罰金、またはレピュテーションの悪化といった事態に陥る可能性がある。

- 有価証券の取引の実行、確認または決済がなされないリスク
- 役職員による正確な事務処理がなされないリスク、例えば取引所に対する誤発注のリスク
- 策定しているコンティンジェンシープランの想定を上回る規模の災害やテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、あるいは業務の継続が困難になるリスク
- 流行病により業務遂行に支障が生じるリスク
- 野村グループまたは第三者のコンピューターシステムのダウン、誤作動などシステムの障害またはシステムへの不正侵入、誤用、コンピューターウイルス、もしくはサイバー攻撃によるリスク

野村グループのビジネスは、機密情報を野村グループのコンピューターシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループはセキュリティ・システムの継続的なモニタリングおよびアップデートを行い、リスクを軽減するための策を講じているが、常に変化するサイバー脅威により、野村グループへのリスクは増していると認識している。今後サイバー脅威が高度化するにつれ、野村グループのシステムを修正するためにより多くの資源を必要とする可能性があり、さらに、野村グループの対策が十分でない場合には、サイバー攻撃により重大な侵害を受ける可能性がある。

野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で影響が及ぶ可能性がある。例えば、個人情報の漏洩により顧客に損失が生じた場合には、野村グループは顧客からクレームや損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更、または野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、不正漏洩の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、問題に対処するために追加的な費用が発生する可能性がある。

野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスのブローカー・ディーラー子会社である野村證券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性がある。

プライベート・エクイティ投資において野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは国内および海外で議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している連結事業体を通じプライベート・エクイティ投資事業を展開している。投資先の業績悪化または当該業種の事業環境の悪化により投資先の公正価値が下がり巨額の損失を被る可能性がある。また、野村グループが期待する水準や期待するタイミングで投資資産を売却できず、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。市場の環境によっては、野村グループはこれらの株式・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。

野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の解約動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合がある。さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。野村グループが提供したこれら商品に損失が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出につながる可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

プログラム名	設定日	限度額	ディーラー	クレジット・サポート
ユーロ・ノート・プログラム	1994年10月19日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村證券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注２)
ユーロ・ノート・プログラム(注１)	2009年７月31日	300億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村證券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注２)

(注１) ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーおよび当社が共同で設定したプログラムである。尚、当該プログラムは2011年７月29日付でノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよび当社のみにて設定されている。また、当該プログラムは2013年８月５日付で限度額が400億米ドルから300億米ドルに変更されている。

(注２) 2009年７月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1994年10月19日に設定されたユーロ・ノート・プログラムの保証枠は、合計で300億米ドルである。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本「７　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、上記「３　対処すべき課題」および「４　事業等のリスク」をあわせて参照のこと。

(1) 重要な会計方針および見積もり

財務書類の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務書類の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っている。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手しうる情報に基づいて行われることになる。したがって、実際の結果がこれらの見積もり額と異なることがあり、結果として財務書類に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性がある。

重要な会計方針については、「第６　経理の状況－１　財務書類－財務書類に関する注記　２．会計方針」を参照のこと。

(2) 経営成績の分析

上記「１　業績等の概要」を参照のこと。

(3) 財政状態の分析

当社の主な事業目的は野村グループのための資金調達活動であり、社債の発行等により資金調達を行い、野村グループへ貸付等を行っている。

社債残高が2,065,970百万円と前期末比51,332百万円増加したこと、および、デリバティブ金融負債が114,562百万円と前期末比59,885百万円減少したことにより、2014年３月期末の負債合計は2,330,907百万円と前期末比

113,121百万円減少した。また、デリバティブ金融資産は117,795百万円と前期末比32,914百万円減少したが、野村グループへの貸付金の合計が2,123,449百万円と前期末比56,487百万円増加したこと、その他の資産が101,558百万円と前期末比95,371百万円増加したこと等により、2014年３月期末の資産合計は、前期末比112,158百万円増加し、2,347,644百万円である。

株主資本合計は、16,737百万円と前期末比963百万円減少した。

(4) キャッシュ・フローの分析

上記「1　業績等の概要」を参照のこと。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

該当事項なし。

２【主要な設備の状況】

該当事項なし。

３【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第５【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

（2014年３月31日現在）

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
315,000	113,000	202,000

②【発行済株式】

（2014年３月31日現在）

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式（額面454ユーロ）	普通株式	113,000	-	議決権の制限のない株式
計	-	113,000	-	-

（２）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

（３）【発行済株式総数及び資本金の推移】

上記の当社の発行済株式の総数ならびに発行済および払込済株式資本は、最近５年間変動していないが、IFRSに基づいて作成された財務書類は円貨表示であり、各期末為替レートの変動により、発行済および払込済株式資本の円貨表示金額が変動する。

（４）【所有者別状況】

本書日付現在、野村ホールディングスが当社の発行済株式の100%を保有している。下記「(5) 大株主の状況」を参照のこと。

（５）【大株主の状況】

（2014年３月31日現在）

氏名又は名称	住　　所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	113,000	100%
計	-	113,000	100%

２【配当政策】

利益の配当は株主総会が決定する。2014年７月15日の株主総会において、2014年３月期に終了した事業年度の当期損失合計963百万円を利益剰余金から控除する決定をしている。株主への配当金の支払およびその時期についての方針は決定していない。

３【株価の推移】

該当事項なし。

4【役員の状況】

（本書日付現在）

役職名	氏名および生年月日	略歴		所有株式数
取締役	針ヶ谷真朝 1973年３月13日生	1995年４月 2006年４月 2011年４月 2012年５月	野村證券株式会社入社 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク　インターナショナル・エクイティー・セールス課長に就任 野村證券株式会社　機関投資家営業部　マネージング・ディレクター、セールス六課長兼ヘッド・オブ・ヘッジファンド・セールスに就任 当社社長兼業務執行取締役に就任	０株
取締役	柘植謙二 1962年６月19日生	1986年４月 2005年６月 2007年６月 2008年12月 2010年４月	野村證券株式会社入社 金融市場部長就任 アジア・フィックスド・インカム部門長に就任 ノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッドに駐在 野村ホールディングス株式会社のグループ資金部長（現資金部長）に就任（現職） 当社取締役に就任	０株

取締役に任期の定めはない。また、当社には監査役は存在しない。2014年３月31日に終了した事業年度において、当社の役員報酬はなかった。役員に対するその他の特別な利益の提供は行っていない。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社の機関は、株主総会および取締役会から成っている。当社の親会社である野村ホールディングスが当社の発行済株式を実質的に100%所有している。取締役会は、株主総会により選任された針ヶ谷真朝、柘植謙二の２名から構成されている。当社においては内部監査は行っておらず、また監査役が存在しないため監査役監査も行っていない。当社は、アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けている。業務を執行した公認会計士はP.J.A.J. ナイセン（P.J.A.J. Nijssen）氏（および補助者５名）であり、同氏は提出会社の財務書類について2013年３月期の監査より監査業務を行っている。なお、当社株主に関する詳細は「第２　企業の概況－４　関係会社の状況－(1)　親会社」を参照のこと。

取締役に関する詳細は上記「４　役員の状況」を参照のこと。

（２）【監査報酬の内容等】

①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社がアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーと契約締結した監査報酬およびその他の業務報酬は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	2013年３月31日終了事業年度	2014年３月31日終了事業年度
監査報酬	34	26
その他の業務報酬	12	15
合計	46	41

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

コンフォートレター作成業務等。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。

第６【経理の状況】

(1) 本書記載の当社の邦文の財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）およびオランダ民法典第２編９章に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類を翻訳したものである。本書記載の財務書類については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第１項の規定が適用されている。なお、当社の採用している会計原則および会計慣行と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則および会計慣行の主要な相違については、「３　その他－(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。

(2) 2014年３月31日に終了した事業年度の原文の財務書類は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーの監査を受けており、監査報告書の原文および訳文は添付のとおりである。

なお、当社の財務書類には、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条の規定に基づき「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第１条の３の規定が適用されるため、金融商品取引法第193条の２の規定に基づく日本の公認会計士または監査法人による監査は必要とされていない。

(3) 「２　主な資産・負債及び収支の内容」および「３　その他」に記載の事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(2)の会計監査の対象になっていない。

１【財務書類】

2014年３月31日に終了した事業年度の財務書類

2014年３月31日に終了した事業年度の包括利益計算書

	注記	2014年３月31日 終了事業年度 単位：百万円	2013年３月31日 終了事業年度 単位：百万円
受取利息および類似収益	3，27	38,454	40,203
支払利息および類似費用	3	(27,293)	(26,983)
純受取利息		11,161	13,220
受取手数料等	4，27	25	25
支払手数料等	4，27	(858)	(861)
純受取／（支払）手数料等		(833)	(836)
純トレーディング損失	5	(1,130)	(2,022)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債による純利益／（損失）	7	(2,901)	228
その他の営業利益／（損失）	8	66	(254)
純営業収益		6,363	10,336
給与および社会保障費	9，10	(73)	(54)
一般管理費	11，27	(7,540)	(10,217)
営業費用合計		(7,613)	(10,271)
税引前利益／（損失）		(1,250)	65
法人所得税収益／（費用）	12	287	(27)
当期利益／（損失）		(963)	38
当期包括利益合計		(963)	38

2014年３月31日現在の財政状態計算書

	注記	2014年３月31日現在 単位：百万円	2013年３月31日現在 単位：百万円
非流動資産			
関係会社への貸付金	13，23，24，27	489,238	463,872
デリバティブ金融資産	13,14,23,24,25,27	103,969	139,792
繰延税金資産	12	2,363	1,579
非流動資産合計		595,570	605,243
流動資産			
関係会社への貸付金	13，23，27	1,634,211	1,603,090
デリバティブ金融資産	13,14,23,24,25,27	13,826	10,917
現金および現金同等物	13，15，23，27	2,479	10,049
その他の資産	13，16，27	101,558	6,187
流動資産合計		1,752,074	1,630,243
資産合計		2,347,644	2,235,486
株主資本および負債			
株主資本			
発行済および払込済株式資本	17，26	7,285	6,191
株式払込剰余金	26	1,321	1,321
剰余金	17，26	1,117	2,211
利益剰余金	18	7,014	7,977
株主資本合計		16,737	17,700
非流動負債			
社債およびその他の借入金	13,19,23,24,26,27	1,497,816	1,769,414
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	13，20，23，24，26	108,322	-
デリバティブ金融負債	13,14,23,24,25,27	105,077	112,277
非流動負債合計		1,711,215	1,881,691
流動負債			
社債およびその他の借入金	13，19，23，26，27	568,154	245,224
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	13，20，23，24，26	18,110	8,772
デリバティブ金融負債	13,14,23,24,25,27	9,485	62,170
未払法人所得税	12	48	35
その他の負債	13，21，27	23,895	19,894
流動負債合計		619,692	336,095
負債合計		2,330,907	2,217,786
株主資本および負債合計		2,347,644	2,235,486

2014年３月31日に終了した事業年度の持分変動計算書

	発行済および払込済株式資本	株式払込剰余金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2013年４月１日の期首残高（注記17，26）	**6,191**	**1,321**	**2,211**	**7,977**	**17,700**
当期損失	-	-	-	(963)	(963)
当期包括利益合計	**-**	**-**	**-**	**(963)**	**(963)**
ユーロ建資本の為替評価額	1,094	-	(1,094)	-	-
2014年３月31日の期末残高	**7,285**	**1,321**	**1,117**	**7,014**	**16,737**

	発行済および払込済株式資本	株式払込剰余金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2012年４月１日の期首残高（注記17，26）	**5,633**	**1,321**	**2,769**	**7,939**	**17,662**
当期利益	-	-	-	38	38
当期包括利益合計	**-**	**-**	**-**	**38**	**38**
ユーロ建資本の為替評価額	558	-	(558)	-	-
2013年３月31日の期末残高	**6,191**	**1,321**	**2,211**	**7,977**	**17,700**

2014年３月31日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書

	注記	2014年３月31日 終了事業年度 単位：百万円	2013年３月31日 終了事業年度 単位：百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益／（損失）		(963)	38
調整項目:			
財務活動によって生じた純利益への調整		48,837	73,828
その他		(1,308)	(1,062)
営業資産および営業負債:			
関係会社への貸付金の増加	13	(56,487)	(151,823)
デリバティブ金融資産の減少	13,14,23,24	32,914	215,802
デリバティブ金融負債の減少	13,14,23,24	(59,885)	(128,049)
その他の営業資産の減少／（増加）		(95,371)	150,487
その他の営業負債の増加		4,014	4,864
営業活動により生じた（に使用した）キャッシュ・フロー純額		**(128,249)**	**164,085**
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債およびその他の借入金による収入	13,19,23	673,949	344,270
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債からの収入	13,20,23,24	115,477	9,000
社債およびその他の借入金の償還	13,19,23	(669,272)	(541,898)
財務活動により生じた（に使用した）キャッシュ・フロー純額		**120,154**	**(188,628)**
現金および現金同等物の減少純額		(8,095)	(24,543)
純為替換算差額		525	630
期首の現金および現金同等物		10,049	33,962
３月31日現在の現金および現金同等物	15，27	**2,479**	**10,049**

営業キャッシュ・フロー

	2014年３月31日 終了事業年度 単位：百万円	2013年３月31日 終了事業年度 単位：百万円
利息の支払額	(44,406)	(30,553)
利息の受取額	39,040	39,343
税金納付額	(464)	(456)

財務書類に関する注記

１．企業情報

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（以下「当社」という。）は、日本国東京で登記され、日本、米国およびシンガポールで上場している野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という。）の全額出資子会社であり、NHIは当社の最終親会社である。

当社はオランダのアムステルダムで設立され、本拠を置き、同国のアムステルダム市1096HA、アムステルプライン１、レンブラント・タワー（Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam）に登記上の事務所を有する、オランダ法に基づいて設立された有限責任株式公開会社である。

当社の主たる業務は、NHIおよびその子会社（以下ではあわせて「野村グループ」という。）の資金調達会社として活動することである。

当社の2014年３月31日に終了した事業年度の財務書類は2014年７月15日に開催される年次株主総会に提出され承認を受けることとなる。株主総会は当該財務書類を否認することはできるが、これを修正することはできない。

２．会計方針

2.1 作成基準

2014年３月31日に終了した当社の事業年度の財務書類は、欧州連合（以下「EU」という。）が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。財務書類はまた、オランダ民法典第２編第９章の要件に準拠して作成されている。

デリバティブ金融商品および純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債等、公正価値で測定されているものを除き、財務書類は取得原価主義に基づいて作成されている。

財務書類は日本円で表示されており、別途記載がある場合を除き、全ての金額は百万円単位に四捨五入されている。

2.2 重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定

当社の財務書類の作成には、経営者による判断、見積もりおよび仮定が求められており、それによって売上、費用、資産および負債の計上金額ならびに関連する開示に影響を及ぼすことがある。

金融商品の公正価値

一部の金融資産と金融負債の公正価値に関しては、重要な判断と見積もりが適用されている。公正価値が活発な市場から導出できない場合には、金融資産と金融負債の公正価値を決定するに当たり、さまざまな評価手法が用いられている。評価モデルには、可能な限り観察可能な市場データが使用されている。観察可能なデータが入手できない場合には、公正価値を決定するために一定の判断が必要とされている。

貸付金に係る減損損失

当社は各財政状態計算書日現在に貸付金を評価して、包括利益計算書上で減損引当金を計上すべきかどうかを判断している。中でも、必要な引当金の水準を決定するに当たって将来キャッシュ・フローの金額と発生時期を見積もる際に、経営者による判断が求められる。かかる見積もりは、多数の要因に対する仮定に基づいており実際の結果は仮定と異なることもありうることから、結果として引当金の金額も将来的に変動する可能性がある。貸付金の当初認識後に発生した単一もしくは複数の事象の結果、貸付金の見積もり将来キャッシュ・フローが影響を受けるという客観的な証拠がある場合に、貸付金は減損したと判断される。貸付金の減損の客観的証拠としては、借り手の財政状態が著しく悪化したこと、金利や元本の債務不履行や延滞、借り手が破産または更生手続に陥る可能性などが含まれている。

2.3 重要な会計方針の要約

ａ）外国為替換算

財務書類は、当社の機能通貨でありかつ表示通貨でもある日本円で表示されている。

当年度中の外貨建取引は、取引日の為替レートで換算されている。

当初認識後、それぞれの財政状態計算書日に、貨幣性項目は決算日レートで換算され、非貨幣性項目は取引日のスポットレートで換算される。貨幣性資産および貨幣性負債である金融資産および金融負債に係る為替換算差額は、包括利益計算書で認識されている。

b）営業収益

(i) 受取利息および支払利息

トレーディング目的で保有するデリバティブに分類されるものを除き、全ての金融商品に関する受取利息および支払利息は、実効金利法により*受取利息および類似収益*または*支払利息および類似費用*として認識されている。

実効金利法とは、金融資産または負債（または資産および負債のグループ）の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を関連期間にわたって配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想残存期間または場合によってはそれより短い期間で、将来の現金支払額または受取額の見積もり額を、当該金融商品の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。この計算方法には、取引に直接起因する全ての受取手数料または支払手数料、および実効金利と一体化しているディスカウントまたはプレミアムの影響が考慮されている。

(ii) 純受取手数料等

ローンオリジネーションフィーは、実効金利法により償却原価で計上される金融資産に係る収益に対する調整として、包括利益計算書で認識されている。

デリバティブ金融商品に関して受け払いされる前払手数料は、その関連する金融商品の当初公正価値測定の一部として認識されている。

国際会計基準（以下「IAS」という。）第39号「*金融商品：認識と測定*」の対象範囲外となるコミットメント手数料は、当社が一定の融資契約を締結する可能性が高く、受取コミットメント手数料が金融商品の取得に対する継続的関与のためのものであるとみなされる場合には繰り延べられ、実効金利の調整として認識されている。一定の融資契約を締結する可能性が低い場合は、コミットメント手数料は、コミットメント期間にわたって期間按分して認識されている。

c）金融商品の公正価値

当社の金融商品の一部は公正価値で保有されている。重要な金融商品に対する公正価値測定の適用に関する当社の方針は、以下のとおりである。

(i) 公正価値の決定および公正価値測定

当社はデリバティブなどの金融商品を各財政状態計算書日現在の公正価値で測定している。償却原価で測定されている他の金融商品の公正価値に関しては注記24で開示している。

公正価値とは、測定日に市場参加者との間の秩序ある取引において資産を売却する際に受領または負債を移転する際に支払うと予想される価格をいう。公正価値測定は、資産を売却または負債を移転するための取引が
- 当該資産または負債の主たる市場で行われている、もしくは
- 主たる市場が存在しない場合には、当該資産または負債に対して最も有利な市場で行われている

のいずれかであるという前提に基づいている。

主たる市場または最も有利な市場は、当社が利用可能なものでなければならない。

市場公表価格またはブローカー／ディーラーからの価格が入手できない場合は、公正価値の決定において類似金融商品または価格算定モデルの価格を使用することが考慮される。かかる金融商品は、相関や長期のボラティリティのような有意な観察不能なインプット、または他の観察不能なインプットなどを用いたモデルを使って算定されている。価格算定モデルでは、契約条項、ポジションの規模、原資産の価格、金利、配当率、時間価値、ボラティリティ、およびその関連する金融商品または類似特性を持つ金融商品に関するその他の統計測定値が考慮されている。これらのモデルは市場の流動性に関する調整も含んでいる。こうした調整は、公正価値計算の過程における基礎的要素である。使用される評価手法においては、市場から得られるインプットを最大限に使用し、市場で観察不能な、個別企業特有のインプットの使用を最小限に抑えている。

価格算定モデルやその基礎的前提は、認識される未実現損益の金額および時期に影響を与えるため、異なる価格算定モデルまたは基礎的前提を使用した場合は、異なる財務報告となる可能性がある。債券、株式、外国為替、コモディティ等の市場の変化は、将来の当社の公正価値の見積もりに影響を与え、ひいてはトレーディング損益に影

響を与える可能性がある。価格算定モデルの基礎的前提として使用できる観察可能な市場データが不足している場合には、当社の公正価値の見積もりは主観的な部分をより多く伴う可能性がある。

当社はIFRS第13号48項の例外規定を適用し、金融資産および金融負債の公正価値を仲値に基づいて測定している。組込デリバティブが分離され公正価値で測定されている複合金融商品の場合には、組込デリバティブのエクスポージャーはヘッジデリバティブによって相殺されている。

トレーディング目的に分類される金融商品の公正価値の変動から生じる利益または損失はすべて、*純トレーディング収益／（損失）*で認識されている。

公正価値を測定または財務書類の中で開示されているすべての資産と負債は、下記のとおり、全体として公正価値に有意な最も低いレベルのインプットに基づいて、公正価値評価の階層の中に分類されている。

レベル１　測定日現在の当社が取引可能な活発な市場における同一の資産または負債の未調整の公表価格

レベル２　活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいている。

レベル３　金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいている。

公正価値開示上、当社は、当該資産または負債の内容、特徴、リスクおよび、上記に説明している公正価値評価の階層に基づいて、資産および負債の種類を決定している。

継続的に財務書類で認識される資産および負債に関しては、当社は各報告期間の期首に分類を再評価することにより、レベル間の移転が生じたかどうかを判断している。

(ii) 当初損益の認識

金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち支払対価または受取対価の公正価値）である。ただし場合によっては、当初の公正価値は、観察可能な市場データのみを用いる価格算定モデルか、条件変更やリパッケージがされていない同一金融商品の観察可能な市場取引に基づいている。このような評価手法が使用された場合は、観察可能なインプットより公正価値が算定されるため、公正価値と取引価格との差額は、当初、包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なデータを用いる評価手法が、当初の公正価値の算定に使用されることもある。この状況では、取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または当該金融商品の認識が中止された時点で、包括利益計算書で認識されている。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定される金融商品

一部の金融商品は、下記の要件のうちの一つを満たす場合に、純損益を通じて公正価値で測定されている場合がある。

1. **金融商品が当該金融商品から生ずるキャッシュ・フローを著しく修正する組込デリバティブを含む場合；**
2. **異なる基準で当該金融商品を測定することで生じる測定又は認識上の不整合が、解消または大幅に削減される場合；**
3. **金融商品が、文書化されたリスク管理戦略または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理かつ評価される金融商品のグループの一部である場合。これらの金融商品に関する情報は、当社の主だった経営陣に対し公正価値に基づいて内部で提供されている。**

公正価値オプション（以下「FVO」という。）の選択は、金融商品ごとに行われる。公正価値が当該金融商品に関連したリスクをより公正に表示する場合に、上述の要件の単一または複数の要件を満たす金融商品にのみ適用される。いったん選択された後には、公正価値オプションの選択は取り消すことができない。

当社は、一部の社債にFVOを選択している。当社はミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするために、デリバティブ契約を締結することで、市場リスクを最小限に抑えようとしている。ヘッジしたスワップの価値と関連する社債は互いに相殺され、パフォーマンスは等しくなるため、社債にFVOを適用することにより、当社は認識上の不整合と時価評価における変動を縮小するものと見込んでいる。

d）金融商品

IAS第39号の対象範囲にある金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債、貸付金および債権、償却原価で計上される金融負債、売却可能投資、または満期保有投資のいずれかに分類されている。

当社は、保有する金融資産について、当初認識時に、その金融資産の取得目的および特性に基づいて分類を決定する。複合金融商品の場合、当社は、最初に契約当事者となる時点で契約が組込デリバティブを含んでいるかどうかを考慮し、その時点で適切な分類を決定している。

(i) デリバティブ金融商品

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品には、トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品が含まれている。金融資産および金融負債が、(1) 主に短期に売却するかまたは買い戻す目的で取得または発生し、(2) 当初認識時に、ともに運用されかつ直近に短期の利鞘目的の取引事例が存在する特定の金融商品のポートフォリオの一部を構成し、あるいは(3) 金融保証契約となるデリバティブや有効なヘッジ手段として指定されたものを除くデリバティブであれば、トレーディング目的保有に分類されている。

デリバティブ金融商品は、主としてリスク管理の目的に使用されている。当社は金利及び為替のエクスポージャーを経済的にヘッジする目的でデリバティブ金融商品を使用している。IAS第39号に従い、全てのデリバティブは、まず取引日に公正価値で認識され、その後もプラスの公正価値を持つデリバティブは資産として、マイナスの公正価値を持つデリバティブは負債として公正価値で測定され、それぞれ財政状態計算書に計上されている。

主契約に組込まれたデリバティブの経済的特性やリスクが主契約と密接に関連づけられず、主契約がトレーディング目的で保有されないまたは純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定されない場合には、こうした組込デリバティブは区分して会計処理され、公正価値で計上される。これらの組込デリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識される。契約で求められているキャッシュ・フローを大幅に修正する契約の条件変更がある場合にのみ会計処理の再判定を行う。

一部の金利デリバティブは、公正価値ヘッジによるヘッジ手段として指定されている（注記2.3.g）を参照のこと。）。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定された金融負債

このカテゴリーに分類された金融負債は、そのようにしたほうがより目的適合性の高い情報を得られるとして、当初認識時に経営陣によって指定されたものである。このように指定された金融商品は、デリバティブ商品を用いてリスクがヘッジされる複合金融商品である。

これらの金融商品は当初に公正価値で認識され、取引費用は直接包括利益計算書に計上される。*純トレーディング収益／（損失）*に含められる為替換算調整額を除き、支払利息、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する公正価値の変動と取引費用から生ずる利益および損失は、*純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する純利益／（損失）*に計上されている。

(iii) 償却原価で計上される金融商品

a）貸付金および債権

貸付金および債権は、固定金額または債務を消滅させるに十分な支払いを伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場における公表価格はない。貸付金および債権は、直接的・間接的な費用を含めて当初決済日に認識される。当初測定後は、貸付金および債権は、実効金利法を用いた償却原価から減損引当金を控除した金額で計上される。償却原価は、取得に係るディスカウントまたはプレミアムおよび手数料には実効金利法を適用して算出し、そこに取引費用を考慮した上で算定されている。利益または損失は、包括利益計算書で認識されるが、償却過程を通じて認識されるほか、貸付金および債権が認識中止となった時点または減損した時点においても、認識される。

b）償却原価で計上される金融負債

償却原価で計上される金融負債には、一部の社債および債券、ならびにその他の借入金が含まれている。償却原価で計上される金融負債は、決済日に当初の認識が行われる。当初測定後は、これらの金融商品は実効金利法により償却原価で測定される。

一部の固定利付債券は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象として指定されている（注記2.3.g)を参照のこと。）。

金融商品の当初測定

金融資産または金融負債の当初認識時点において、当社は、それが純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産または金融負債の場合には、公正価値に金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属すべき取引費用を加えて測定している。

認識の中止

資産から生ずるキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、または当社がその資産から生ずるキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡し、かつ当社からその資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に、金融資産の認識が中止される。

負債に基づく義務が解消、取消または失効した場合に、金融負債の認識を中止する。

既存の金融負債が、著しく異なる条件の他の金融負債に交換された場合、または既存の負債の条件が著しく修正された場合には、こうした交換または修正は当初の負債の認識中止として処理した後に新たな負債を認識し、個々の帳簿価額の差額は包括利益計算書で認識される。

ｅ）減損

当社は財政状態計算書日に、金融資産または金融資産のグループが減損していることを示す客観的証拠があるか否かの評価を行う。金融資産は、その資産の当初認識後、財政状態計算書日前までに発生した単一または複数の損失事象により減損が生じたという客観的証拠があり、かつその損失事象が当該金融資産の見積もり可能な将来キャッシュ・フローに影響を与えた場合にのみ、減損を認識する。

貸付金および債権に関する減損金額は、その資産の帳簿価額と、その資産の当初認識時に計算された実効金利で割り引いた見積もり将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。損失の金額は包括利益計算書に計上される。その後の期間において減損金額が減少し、その減少が減損認識後に発生した事象と客観的に関連付けられる場合は、過去に包括利益計算書で認識された減損の戻入が行われる。

ｆ）金融商品の相殺

当社が金融資産および金融負債を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ当社が金融資産および金融負債を純額で決済する意図を有している場合を除き、金融資産および金融負債は総額で表示される。

ｇ）ヘッジ会計

当社はデリバティブ金融商品を使用して金利リスクのエクスポージャーを管理している。特定のリスクを管理するために、当社はIAS第39号に定められた基準を満たす取引に対してはヘッジ会計を適用している。

金利スワップは公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として指定される。ヘッジ関係の開始時点に、当社ではヘッジ対象とヘッジ手段の関係性について正式に文書化を行い、文書には対象リスクの性質、目的およびヘッジ戦略のほかヘッジ関係の有効性評価に使用される方法が含まれる。

また、ヘッジ関係の開始時点には正式な評価を行い、ヘッジ対象に起因するリスクを相殺するために、ヘッジ手段が極めて有効であることが見込まれることを確認している。ヘッジ関係の有効性は報告日毎に評価されている。ヘッジが指定されている期間を通じて、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動が80%から125%の範囲で相殺されると見込まれる場合は、ヘッジ関係が極めて有効であると見込まれる。

ヘッジの非有効部分は包括利益計算書の*純トレーディング収益／（損失）*で認識されている。

公正価値ヘッジに指定されその要件を満たすものについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は包括利益計算書の*純トレーディング収益／（損失）*で認識される。同時に、ヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の一部として計上され、包括利益計算書の*純トレーディング収益／（損失）*で認識される。

ヘッジ手段が失効、売却、解約または権利行使された場合や、ヘッジ取引がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ関係は終了する。ヘッジ関係が有効であると評価された最終日におけるヘッジ対象の帳簿価額と、ヘッジが存在しなかった場合に計上されていたと考えられる金額との差額が実効金利法により当初のヘッジの残存期間にわたって償却され*支払利息および類似費用*で認識される。ヘッジ対象の認識が中止された場合には、未償却の公正価値の調整は*その他の営業利益／(損失)*で直ちに認識される。

ｈ）キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は間接法を使用して作成されている。現金および現金同等物は、預金のみから構成されている。

キャッシュ・フロー計算書上、*調整項目 – 財務活動によって生じた純利益*は、外国為替換算による影響、公正価値ヘッジに基づく調整および、実効金利法を用いて算定した社債およびその他の借入に関する償却などの非貨幣性項目が含まれている。

*繰延税金資産*の変動は*その他*の項目に含められている。また未収還付（未払）法人所得税の変動は、*その他の営業資産の減少／（増加）*および、*その他の営業負債の増加*に含められている。この二つの項目は共に、*営業活動により生じた／（に使用した）キャッシュ・フロー純額*の中に表示されている。

ⅰ）税金

当期および過年度に関する当期税金資産および負債は、税務当局からの還付または支払見積もり金額で測定されている。

繰延税金資産および負債は、財政状態計算書日の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に対して認識される。繰延税金資産は、一時差異を利用できる将来課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識される。

金額計算には、財政状態計算書日に施行され、または実質的に施行されている税率および税法を使用する。

2.4 セグメント報告

当社は、商品とサービスに基づいて事業活動を編成している。当社は資金調達活動という単一の事業セグメントにのみ関わっているため、財務書類上に表示されている総資産および純資産ならびに税引前利益／損失の金額が当該セグメントの金額となる。債券の大半は、日本の投資家向けに発行されている。すべての貸付金および一部のミディアム・ターム・ノートに組み込まれているデリバティブを除くすべてのデリバティブは、野村グループとの間で取引されている。

2.5 会計方針および見積もりの変更

会計方針の変更
当社が2013年４月１日から適用した新解釈指針、改訂基準および改訂解釈指針を除き、適用されている会計方針および見積もりは過年度に適用されたものと整合している。2014年３月31日に終了した事業年度には、下記の解釈指針、改訂基準および改訂解釈指針が適用され、当社の財務書類に影響を及ぼしている。

IFRS第13号*「公正価値測定」*
IFRS第13号では、IFRSに基づくすべての公正価値測定に関して一本化した指針を規定している。IFRS第13号は、どのような場合に事業体が公正価値を使用するかを変更してはいないが、公正価値による測定が求められるまたは容認される場合のIFRSに基づく公正価値の測定方法に関する指針を示している。

当社はこの基準を2013年４月１日より適用した。公表され、2014年３月31日に終了した事業年度から適用開始される新基準によって行った評価に基づいて、当社は負債評価調整を導入した。これは包括利益計算書の中の*純トレーディング収益／（損失）*に計上されている。またIFRS第13号の適用により、公正価値の具体的な開示も求められることになり、その一部は、IFRS第７号「金融商品：開示」を含む他の基準において現在求められている開示の要求事項に差し替わるものとなる。当社は該当するものがある場合には、注記24の中でこれらの開示を行っている。

改訂 IFRS第7号*「金融商品:開示 - 金融資産と金融負債の相殺」*
本改訂では、事業体に対し金融商品を相殺する権利または類似の権利（担保契約等）に関する情報を開示するよう求めている。この開示は、利用者が事業体の財政状態に対するネッティング契約の効果を評価する際に有益な情報を提供することになる。IAS第32号「金融商品：開示」にしたがって相殺されるすべての認識済みの金融商品に対し、新しい開示が求められる。

また本開示は、当該金融商品がIAS第32号にしたがって相殺されるかどうかに関わりなく、法的強制力のあるマスターネッティング契約または同種の契約の対象となっている認識済みの金融商品にも適用される。これらの改訂が当社の財政状態または業績に影響を及ぼすことはない。当社は本改訂を2013年４月１日より適用しており、求められている追加の開示は本財務書類の注記25に記載されている。

会計上の見積もりの変更
会計上の見積もりは、負債評価調整を除き、過年度のものと一致している。2014年３月31日に終了した事業年度の負債評価調整は425百万円の利益となり、包括利益計算書の*純トレーディング収益／（損失）*に計上されている。

2.6 公表されたものの、まだ適用には至っていない基準

本財務書類の承認日現在、当社が適用することになる可能性が高い下記の新基準、改訂基準および改訂解釈指針は国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって公表されているものの、2014年３月31日に終了した事業年度には適用されていない。

IFRS第９号「*金融商品*」

IFRS第９号「*金融商品*」には、認識および測定に加え、認識中止とヘッジ会計に関する要件も含まれている。金融商品に関する包括的なプロジェクトのさまざまなフェーズを経て、IASBは本基準を拡充しつつあり、その結果、最終的にはIAS第39号「金融商品：認識と測定」に全面的に差し替わるものとすることが見込まれている。IFRS第９号は当初、2009年11月に公表されたが、2010年10月に再公表され、その後の2013年11月に改訂された。IASBは、（金融資産の）減損に関する要件も盛り込んだIFRS第９号「金融商品」の完全版を2014年第２四半期中に公表し、2018年１月１日から適用することを予定している。IFRS第９号の早期適用も認められているが、EUが承認する前には適用することはできず、まだEUによる承認は行われていない。

IFRS第９号では、IFRS第９号の分類および測定要件の当初の適用にあたって、比較期間の財務書類の修正再表示は求められていない。そのかわりに、IFRS第９号への移行に伴う修正開示が求められている。当社は新基準の導入による影響を数値化したうえで、すべてのフェーズを含めた最終基準が公表され、IASBが発効日を決定してから適用開始日を検討する予定である。

改訂 IAS第32号「*金融商品の改訂：金融資産および金融負債の相殺 － 表示*」

本改訂では、「法的強制力がある相殺権を現時点にて有している」ことの意味を明確化しているほか、同時ではないグロス決済システムを適用する決済システム（清算機関を通じた決済システム等）に対する、IAS第32号の相殺要件の適用について明確にしている。改訂IAS第32号は、すでにEUによる承認を受けており、2014年１月１日以降に開始する事業年度から遡及的に適用される。早期適用も認められている。ただし事業体が早期適用を選択した場合、かかる事実を開示すると同時に、改訂IFRS第７号で求められる開示も行う必要がある。当社が締結している契約に基づくと、相殺権は利用不可能であると判断している。したがって、本改訂が当社の財政状態や業績に重大な影響を及ぼすことはないと見込んでいる。

３．受取利息および支払利息

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
受取利息および類似収益		
関係会社への貸付金（注記27）	38,314	40,052
担保金（注記16）	126	105
現金および現金同等物（注記27）	14	46
	38,454	40,203

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
支払利息および類似費用		
社債およびその他の借入金	(27,285)	(26,982)
受入担保金（注記21）	(8)	-
その他の支払利息	-	(1)
	(27,293)	(26,983)

純受取利息 の主な減少要因は、異種通貨間における借入利率と貸出利率の間の金利ギャップ等、金利に関する市場環境の変化である。当社では、デリバティブを利用してかかる差異から生じる金利エクスポージャーおよび外国為替エクスポージャーを経済的にヘッジしているため、*純受取利息* の減少は、それに見合った*純トレーディング損失*（注記５を参照のこと。）の減少により一部相殺されている。

支払利息および類似費用 の増加は、主としてヘッジ関係の指定の取り消しによるものである。

４．支払手数料等

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
支払保証料（注記27）	(858)	(861)
受取コミットメント手数料（注記27）	25	25
	(833)	(836)

５．純トレーディング損失

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
デリバティブ金融商品に関する純トレーディング収益	612	884
公正価値ヘッジの非有効部分（注記６）	45	(126)
純外国為替換算損失	(1,787)	(2,780)
	(1,130)	(2,022)

当社では、外国為替の換算および金利の変動から生ずるリスクを、デリバティブ金融商品を用いて管理している。これらの変動を相殺するためリスク管理目的で保有しているものの、ヘッジ関係の有効性要件を満たさないデリバティブ金融商品による利益（損失）は、*純トレーディング損失* に含まれる。*純トレーディング損失* の変動は、*受取利息および類似利益*の増減によって一部相殺されている（注記３を参照のこと。）。

公正価値ヘッジに指定されその要件を満たすものに関しては、ヘッジ手段の公正価値の変動は包括利益計算書の*純トレーディング損失* に計上されている。その一方で、ヘッジされたリスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の一部として計上され、同様に包括利益計算書の*純トレーディング損失* に計上されている。公正価値ヘッジに指定されたデリバティブから生じるヘッジの非有効性も、*純トレーディング損失* に含められている。

組込デリバティブが分離され公正価値で測定されている複合金融商品の場合には、ヘッジデリバティブによる利益／（損失）は組込デリバティブに関する利益／（損失）によって相殺されている。ただし、区分処理されていない金融商品に関しては、2014年３月31日に終了した事業年度のヘッジデリバティブによる利益／（損失）が前年同期に比べ増加した結果、*純トレーディング損失* が増加している。

金融商品に関する当社の取扱内容および範囲に関する情報は、注記23「リスク管理」で開示されている。

６．公正価値ヘッジ

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
ヘッジ対象の公正価値の利益/(損失)	362	(1,403)
ヘッジ手段の公正価値の利益/(損失)	(317)	1,277
公正価値ヘッジの非有効部分（注記５）	45	(126)

７．純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に係る純利益／（損失）	(2,901)	228
	(2,901)	228

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する支払利息、公正価値の変動および取引費用から生ずる利益および損失は、*純トレーディング損失* に含められる為替換算調整額を除き、*純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する純利益／（損失）*に計上されている。

当社は野村グループの信用スプレッドの変動に基づいて、自己の信用リスク調整を算定・適用している。当社が発行した債券はNHIによって保証されている（注記19および27を参照のこと。）ため、当社は自己の信用（評価）調整を算定するに当たって野村グループの信用スプレッドを利用している。純損益を通じて測定される金融商品に指定された*金融負債に係る純トレーディング収益／（損失）*に含まれる、自己の信用リスク調整の変動による影響額は、2014年３月31日に終了した事業年度で1,295百万円の損失（2013年３月期：僅少）であった。この変動の大半は、当報告期間中に新たに認識された純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定された金融負債によるものである。

８．その他の営業利益／（損失）

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
償還益/(損失)	52	(259)
その他	14	5
	66	(254)

９．給料および社会保障費

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
給与	(60)	(46)
年金保険料	(5)	(2)
社会保障および福利厚生費	(8)	(6)
	(73)	(54)

10. 従業員数

2014年３月31日現在、当社の従業員は８名であった（2013年３月期：６名）。2014年３月31日現在、その８名のうち、５名は非常勤の従業員であった（2013年３月期：５名）。

11. 一般管理費

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
事前確認制度の調整（注記27）	(6,914)	(9,645)
業務委託費（注記27）	(119)	(82)
法人所得税以外の税金	(197)	(236)
専門家報酬	(240)	(206)
管理費（注記27）	(23)	(22)
その他	(47)	(26)
	(7,540)	(10,217)

事前確認制度

オランダと日本の二重課税を回避するための二国間事前確認制度は、2012年３月31日に満了した。2012年11月30日に当社は、オランダ税務当局に国内事前確認制度（以下「国内APA」という。）を申請した。オランダ税務当局は2014年４月４日にこの国内APAの申請を承認した。当国内APAは、2012年４月１日から遡及適用されるほか、2013年４月1日から2017年３月31日までにわたって適用される。2014年３月31日および2013年３月31日に終了した事業年度に関し、NHIと当社は国内APAに基づく調整金額を決済することに同意した。その結果、2014年３月31日に終了した事業年度については、NHIに支払う調整金額6,914百万円（2013年３月期：9,645百万円）が上記の事前確認制度の調整という項目に含まれている。

12. 税金

2014年３月31日および2013年３月31日に終了した事業年度に関する法人所得税収益の内訳は以下のとおりである。

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
当期税金		
当期法人所得税	(497)	(504)
過年度の法人所得税に関する調整	-	45
繰延税金		
一時差異の発生および戻入に関する繰延税金	784	432
法人所得税収益／（費用）	287	(27)

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
税引前利益	(1,250)	65
オランダの法定法人所得税率25%による税額	313	(16)
過年度の法人所得税率による調整額	-	45
課税所得と会計上の利益の差異の影響	(26)	(56)
法人所得税収益／（費用）	287	(27)

2014年３月31日に終了した事業年度の表面税率は25%（2013年３月期：25%）、実効税率は22.96%（2013年３月期：41.07%）である。

未収還付（未払）法人所得税および繰延税金資産の変動は以下のとおりである。

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
未収還付（未払）法人所得税		
期首残高	(35)	(87)
納付額	464	456
損益計上額	(497)	(459)
その他の変動	20	55
期末残高	(48)	(35)
繰延税金資産		
期首残高	1,579	1,147
一時差異に関連した増加	784	432
期末残高	2,363	1,579

当社の繰延税金資産の大半は、デリバティブ金融商品の評価に関連する。

13. 金融商品の分類の概要

	2014年３月31日現在				
	単位：百万円				
	貸付金および債権	トレーディング目的保有	償却原価で計上される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	合計
関係会社への貸付金	2,123,449	-	-	-	**2,123,449**
デリバティブ金融資産					
- トレーディング目的保有	-	117,795	-	-	**117,795**
- ヘッジ関係があるもの（ヘッジ会計）(1)	-	-	-	-	-
現金および現金同等物	2,479	-	-	-	**2,479**
その他の資産					
- 担保金（注記16）	96,660	-	-	-	**96,660**
金融資産合計	2,222,588	117,795	-	-	**2,340,383**
社債およびその他の借入金					
- 公正価値ヘッジと無関係なもの	-	-	2,065,970	-	**2,065,970**
- 公正価値ヘッジと関係があるもの	-	-	-	-	**-**
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	-	-	-	126,432	**126,432**
デリバティブ金融負債					
- トレーディング目的保有	-	114,562	-	-	**114,562**
その他の負債					
- 受入担保金（注記 21）	-	-	9,130	-	**9,130**
金融負債合計	-	114,562	2,075,100	126,432	**2,316,094**

1) 2014年３月31日現在、公正価値ヘッジのヘッジ関係は有効ではないことが判明したため、ヘッジ関係の指定は取り消された。

	2013年３月31日現在				
	単位：百万円				
	貸付金および債権	トレーディング目的保有	償却原価で計上される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	合計
関係会社への貸付金	2,066,962	-	-	-	**2,066,962**
デリバティブ金融資産					
- トレーディング目的保有	-	149,261	-	-	**149,261**
- ヘッジ関係があるもの（ヘッジ会計）	-	1,448	-	-	**1,448**
現金および現金同等物	10,049	-	-	-	**10,049**
その他の資産					
- 担保金（注記16）	-	-	-	-	**-**
金融資産合計	2,077,011	150,709	-	-	**2,227,720**
社債およびその他の借入金					
- 公正価値ヘッジと無関係なもの	-	-	1,990,893	-	**1,990,893**
- 公正価値ヘッジと関係があるもの	-	-	23,745	-	**23,745**

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	-	-	-	8,772	**8,772**
デリバティブ金融負債					
- トレーディング目的で保有するデリバティブ	-	174,447	-	-	**174,447**
金融負債合計	-	174,447	2,014,638	8,772	**2,197,857**

14. デリバティブ金融商品(1)

	2014年３月31日現在	2013年３月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
プラスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ(2)	9,461	22,799
金利関連デリバティブ		
- トレーディング目的保有	96,741	119,776
- 公正価値ヘッジ会計が適用されているもの	-	1,448
株式関連デリバティブ	9,568	5,064
クレジット・デリバティブ	2,025	1,622
	117,795	150,709
マイナスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ(2)	15,318	63,799
金利関連デリバティブ		
- トレーディング目的保有	87,779	103,611
株式関連デリバティブ	9,433	5,385
クレジット・デリバティブ	2,032	1,652
	114,562	174,447

上記の表の中の数値は、流動資産および非流動資産に含まれるデリバティブ金融資産、ならびに流動負債および非流動負債に含まれるデリバティブ金融負債の内訳である。

	2014年３月31日現在	2013年３月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
想定元本額		
外国為替関連デリバティブ(2)	990,878	1,303,939
金利関連デリバティブ	2,831,261	2,839,095
株式関連デリバティブ	311,823	227,735
クレジット・デリバティブ	156,872	95,024
	4,290,834	4,465,793

上記の表には区分処理された組込デリバティブが含まれている。

区分処理された組込デリバティブを除き、上記の外国為替関連デリバティブおよびその他のデリバティブは、すべて野村グループとの取引である。

当社は自社の資産および負債のポートフォリオ管理において、ヘッジを目的として（金利スワップを主とした）デリバティブを利用している。これにより、当社は自社の資産および負債から生じる市場リスクと金利リスクを低減できるようになっている。

デリバティブ金融商品のプラスとマイナス双方の公正価値の減少の大半は、市場環境の変化によって、ヘッジデリバティブのプラスとマイナスの公正価値が減少したことによるものである。

デリバティブの公正価値を算定する際には信用評価調整および負債評価調整が考慮され、*純トレーディング損失*に計上されている。2014年３月31日に終了した事業年度に関する信用評価調整金額は2,352百万円の利益となった（2013年３月期：2,738百万円の損失）。当報告期間の負債評価調整額は425百万円の利益となった。

1) 各デリバティブの分類には、複数のリスク要素を参照するデリバティブが含まれている。たとえば、金利契約には外国為替換算リスクと金利リスクを参照先とする複雑なデリバティブが含まれている。

2) 2014年３月31日現在、当社は分類が各商品の種類に内在する主なリスクを確実に反映するよう、*通貨デリバティブ*を*外国為替関連デリバティブ* の中に含めている。したがって、2013年３月31日に終了した事業年度の表示を2014年３月31日に終了した事業年度の数値と比較できるよう、19,378百万円の*通貨デリバティブ資産* は、*外国為替関連デリバティブ資産* へと組み替えられており、36,426百万円の*通貨デリバティブ負債* は*外国為替関連デリバティブ負債* へと組み替えられている。また、420,012百万円の*通貨デリバティブ* に関する想定元本は、*外国為替関連デリバティブ* に関する想定元本へと組み替えられている。

15. 現金および現金同等物

残高は、使途に制限がない銀行預金のみである。

16. その他の資産

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
	単位：百万円	単位：百万円
担保金（注記23，27）	96,660	-
その他	4,898	6,187
	101,558	6,187

関連当事者との間で新規に締結、または改訂を行なった国際スワップ・デリバティブズ協会（以下「ISDA」という。）制定の担保契約書（以下「CSA」という。）に基づいて、デリバティブの取引相手方に対し、デリバティブに関連した、自由処分権に制限がある*担保金* を差し入れている。*その他* は主として未収金利収入である。

17. 発行済および払込済株式資本および剰余金

授権資本は、１株454ユーロの普通株式315,000株である。発行済および払込済株式資本は、１株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株である。

発行済株式および剰余金の増減の調整項目は以下のとおりである。

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
発行済および払込済株式資本（発行価額）（百万円）	8,402	8,402
発行済および払込済株式（千株）	113	113
１株当たり額面金額（ユーロ）	454	454
発行済株式（額面）（千ユーロ）	51,302	51,302
為替レート（ユーロ対円）	141.9975	120.68557
発行済および払込済株式資本（百万円）	7,285	6,191

剰余金の内訳は以下のとおりである。

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
	単位：百万円	単位：百万円
発行済および払込済株式資本（発行価額）	8,402	8,402
発行済および払込済株式資本	7,285	6,191
為替換算差額	1,117	2,211

オランダ民法典２:373条第５項の求めにより、*発行済および払込済株式資本*勘定は、発行済および払込済株式資本の額面価格を用いて測定され、財政状態計算書日現在の終値を用いてユーロから円へ換算されている。財政状態計算書日現在の、発行済および払込済株式資本の取得価額と帳簿価額の差異は、*剰余金*勘定に計上されている。

18. 支払配当金

2013年３月31日および2014年３月31日に終了した事業年度には、宣言または支払が行われた配当金はなかった。

19. 社債およびその他の借入金

ａ．非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	1,769,414	1,998,705
発行	516,825	180,539
償還	(329,106)	(319,440)
流動負債への分類変更	(487,881)	(152,867)
その他の変動	28,564	62,477
期末残高	1,497,816	1,769,414

ｂ．流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	終了事業年度	
	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	245,224	139,506
発行	157,124	163,731
償還	(340,166)	(222,458)
流動負債からの分類変更	487,881	152,867
その他の変動	18,091	11,578
期末残高	568,154	245,224

上記表中の*その他の変動* は、主に外国為替の変動、公正価値ヘッジに基づく調整、ならびに実効金利法を用いて社債およびその他の借入金を償却したことにより生じたものである。

発行される社債はすべて、NHI単独、またはNHIと野村證券株式会社の両者により保証されている（注記27を参照のこと。）。

20. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
	単位：百万円	単位：百万円
社債およびミディアム・ターム・ノート	126,432	8,772
	126,432	8,772

上記の表中の数値は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された流動負債に含まれる金融負債および非流動負債に含まれる金融負債からなっている。

主として野村グループの信用スプレッドの縮小から生ずる自己の信用リスクの変動による影響は、1,295百万円の損失であった（注記７を参照のこと。）。これは2014年３月31日現在の累積残高に等しい（2013年３月期：僅少）。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債 の帳簿価額と、契約上の支払金額との差額は1,844百万円であった（2013年３月期：僅少）。

21. その他の負債

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
	単位：百万円	単位：百万円
受入担保金	9,130	-
その他	14,765	19,894
	23,895	19,894

関連当事者との間で新規に締結または改訂を行ったISDA制定のCSAに基づいて、当社は自由処分権に制限がある、デリバティブに関連した*担保金* をデリバティブの取引相手から受け取っている。*その他*は主として未収金利収入およびその他の未払費用である。

22. コミットメントおよび偶発債務

当社は、一部の野村グループの会社に対して、2014年３月31日現在で30,000百万円（2013年３月期：30,000百万円）のローン・ファシリティを提供しており、そのうちの25,000百万円が未使用（2013年３月期：25,000百万円）である。

当社は2014年３月31日現在、貸付契約の未実行残高として740,978百万円（2013年３月期:122,035百万円）のコミットメント残高がある。

23. リスク管理

当社のリスク管理業務は、当社が管理しなければならない特定のリスクの評価と移転に関わっている。最も重要なリスクの種類は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクである。市場リスクには、為替リスク、価格リスク、金利リスク等が含まれる。

当社の主な目的は、野村グループのために資金調達会社として活動することである。そのために当社は、これらに限定されないが株式、金利、為替、信用、コモディティを含む様々な異なったインデックスに連動したリターンが付いた社債を発行している。当社は、このような金融商品から生じる重大な市場リスクを取り除くという意図を持って、デリバティブ金融商品を使用し、結果として生じるそのリスクを積極的に管理している。このようなデリバティブ金融商品の取引相手は野村グループに限られている。

当社の金融商品には、貸付金、野村グループの一部の会社から受け入れまたは差し入れる担保金、社債およびその他の借入金、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債およびデリバティブが含まれている。

グループのリスク・アピタイト

野村グループのリスク・アピタイトは、事業目標を達成するために許容するリスクの種類およびリスク量を定めるものである。野村のリスク・マネジメント部門およびファイナンス部門は、共同してリスク・アピタイトの提案を行い、統合リスク管理会議（以下「GIRMC」という。）の承認を以って決定される。

グローバル・リスク管理体制

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議(以下「EMB」という。)の委任を受け、GIRMCは野村グループの統合リスク管理にかかる重要事項を審議、決定している。GIRMCは野村グループのリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行っている。またGIRMCは、リスク管理の枠組みを整備することを通じて監督している。GIRMCは、リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会およびEMBに報告を行っている。

加えて、GIRMCは、経営会議の委譲を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含む野村グループ全体のリスク管理の枠組みについて定めている。

GIRMCの委任を受けたリスク審査委員会(以下「GRMC」という。)は、GIRMCが定める野村グループの戦略的なリスク配分やリスク・アピタイトに基づいて、野村グループの市場リスク、信用リスク、レピュテーショナル・リスクに係る重要事項を審議、決定し、業務の健全かつ円滑な運営に努めている。GRMC は、審議内容や議長が必要と認める事項について、GIRMCに報告を行っている。

当社の定性的および定量的リスク管理

市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクである。
市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する世界的な市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となる。
当社は、貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ契約を締結しており、市場リスクを最小限に抑えている。デリバティブの満期は、ヘッジされている貸付金やミディアム・ターム・ノートの満期と一致している。

金利および株価リスク
金利または通貨関連デリバティブやエクイティスワップの利用を通じ、金利や株価のエクスポージャーのヘッジを行うことが当社の方針である。

当社は、ミディアム・ターム・ノート発行により短期あるいは長期の資金の調達を行っている。当社は、固定あるいは変動金利により必要な通貨の借入を行い、その上で金利および通貨デリバティブを使用して必要なヘッジ・プロファイルを得ている。これは、関連する資産および負債の利払日のマッチング等も含んでいる。

金利エクスポージャーに関して上記のヘッジ方針を適用しているため、2014年３月31日および2013年３月31日現在、当社は重大な金利エクスポージャーを有していない。

為替エクスポージャー

為替エクスポージャーは、当社の機能通貨以外の通貨で表される貨幣性資産および貨幣性負債から構成される。当社の活動から生じる全ての重要な為替ネット・エクスポージャーは、外国為替関連デリバティブおよび／または通貨デリバティブを用いて積極的にヘッジされている。

為替エクスポージャーのトレーディングを行わないことは当社の方針であり、したがって全ての通貨デリバティブ取引は、ヘッジ目的のみで行われる。

為替エクスポージャーに関して上記のヘッジ方針を適用しているため、2014年３月31日および2013年３月31日現在、当社は重大な為替エクスポージャーを有していない。

信用リスク

信用リスク管理

信用リスクとは、債務者またはカウンターパーティーが、債務不履行、破産または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用力低下を反映した信用評価調整額の計上により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

金融資産の信用度

当社は、野村グループの信用格付を、NHIがスタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・エルエルシーより付与されたBBB+と同等であると考えている。執行取締役の報告日現在（訳注：2014年７月７日）において、上記信用格付に変更はない。

当社には延滞または減損した金融資産はない。

信用リスク・エクスポージャー

以下の表は、当社の財政状態計算書日現在における、信用リスクに対する最大のエクスポージャーを示している。当事者による契約不履行によって当社に損失のリスクをもたらす一部のオフバランスシート商品も開示されている。

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
	単位：百万円	単位：百万円
デリバティブ金融資産（注記14）	117,795	150,709
信用供与コミットメント（注記22）	25,000	25,000
未実行残高に対するコミットメント	-	103,540
現金および現金同等物	2,479	10,049
その他の債権（注記13）(1)	2,128,334	2,073,138
受入担保金(注記21)	(9,130)	-
信用リスクに対するエクスポージャー合計	2,264,478	2,362,436

(1) 2014年３月31日現在、当社は開示に関する表示の公正性を高めるため、その他の債権からの未収利息をその他の債権の項目へ含めた。したがって、2013年３月31日現在の表示を2014年３月31日現在の表示と比較できるよう、2013年３月31日現在のその他の債権からの未収利息はその他の債権に含めている。

信用リスク低減手法

前述のとおり、当社は信用リスクに対するエクスポージャーを抑えるために、国際スワップデリバティブ協会制定のマスター契約またはそれに相当する契約（「マスターネッティング契約」という。）を締結している。ネッティング契約に従った金融資産と金融負債の相殺による影響は、財政状態計算書に反映されていない。

減損した金融資産

当社は、上記の注記2.3.e）にあるとおり、各財政状態計算書日現在で金融資産が減損していることを示す客観的な兆候があるかどうかを判定している。

すべての貸付金は野村グループとの間の取引である。2014年３月31日に終了した事業年度および過年度において、金融資産の減損は認識されなかった。

流動性リスク

流動性リスク管理

野村グループでは、資金流動性リスクを市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであると定義している。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村グループの信用格付が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、野村グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村グループ固有の事情によって発生する。流動性リスク管理については、EMBの委任を受けたGIRMCが定める流動性リスク・アピタイトに基づくことを基本方針としている。野村グループの資金流動性管理は、市場全体がストレス下にある場合、またそれに加えて野村グループの信用に過度なストレスを想定した場合において、それぞれ１年間、および1ヶ月間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる充分な資金流動性を常に確保することを主な目的としている。

野村グループは、主な流動性維持の目的を達成可能とする、様々な流動性リスク管理フレームワークを定めている。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(3) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(4) 流動性ストレス・テストの実施、(5) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれる。

EMBは野村グループの資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、NHIの財務統括責任者（以下「CFO」という。）は経営会議の決定に基づき、野村グループの資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有している。

当社は野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

野村グループにおける、満期および調達先の集中を防ぐために、野村グループのグローバル・トレジャリーが資金調達に係る満期および調達先を積極的にモニタリングし管理している。資金調達手段を確保し、調達時期と調達先の集中を防ぐために、調達先とその満期の分散が積極的に図られている。

契約上の満期別の表

以下の表は割引前のキャッシュ・フローに基づいているため、要求払いの項目に計上されている*純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債*を除いては、財政状態計算書とは一致しない。支払金額または受取金額が固定金額でない場合には、開示金額は報告期間の終了日における状況に基づいて決定されている。

*デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債*として計上されている組込デリバティブは、当該金融商品の契約上の満期を表示する目的では、複合金融商品から区分処理されていない。

下記の金融負債の約57%（2013年３月期：56%）は、期限前解約または期限前償還の特徴を有している。

金融負債

	2014年３月31日現在						
	要求払い	30日以下	30日超90日以下	90日超１年以下	１年超５年以下	５年超	合計
	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円
社債およびその他の借入金	-	24,511	140,169	458,088	678,431	1,333,112	2,634,311
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	18,110	175	343	1,577	113,289	-	133,494
その他のコミットメント(1)	25,000	388,500	219,974	132,504	-	-	765,978
割引前の金融負債合計	**43,110**	**413,186**	**360,486**	**592,169**	**791,720**	**1,333,112**	**3,533,783**
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	**43,110**	**413,186**	**360,486**	**592,169**	**791,720**	**1,333,112**	**3,533,783**

	2013年３月31日現在						
	要求払い	30日以下	30日超90日以下	90日超１年以下	１年超５年以下	５年超	合計
	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円
社債およびその他の借入金	-	54,910	78,697	177,375	866,069	1,483,517	2,660,568
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	8,772	-	-	-	-	-	8,772
その他のコミットメント(1)	25,000	115,540	2,447	4,047	-	-	147,034
割引前の金融負債合計	**33,772**	**170,450**	**81,144**	**181,422**	**866,069**	**1,483,517**	**2,816,374**
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	**33,772**	**170,450**	**81,144**	**181,422**	**866,069**	**1,483,517**	**2,816,374**

(1) 2014年３月31日現在、当社は未決済の貸出契約に係るコミットメントをその他のコミットメントに含めている。したがって、2013年３月31日現在の表示を2014年３月31日現在の表示と比較できるよう、2013年３月31日現在の未決済の貸出契約に係るコミットメントは2013年３月31日現在の表に含めている。

以下の表は当社の金融デリバティブの満期の内訳を示している。満期区分に関する分析は、契約上の満期までの残存期間を基礎としている。

金融デリバティブ

	2014年３月31日現在						
	要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 １年以下	１年超 ５年以下	５年超	合計
	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円
純額決済される金融デリバティブ							
トレーディング目的で保有し純額決済される金融デリバティブ	-	3,400	7,373	30,942	117,925	349,443	509,083
割引前の純額決済される金融デリバティブ合計	**-**	**3,400**	**7,373**	**30,942**	**117,925**	**349,443**	**509,083**
総額決済される金融デリバティブ							
契約上の債権金額	-	213,448	608,499	88,540	53,397	66,015	1,029,899
契約上の債務金額	-	(218,983)	(602,945)	(81,780)	(29,783)	(54,100)	(987,591)
割引前の総額決済される金融デリバティブ合計	**-**	**(5,535)**	**5,554**	**6,760**	**23,614**	**11,915**	**42,308**
割引前の金融デリバティブ合計	**-**	**(2,135)**	**12,927**	**37,702**	**141,539**	**361,358**	**551,391**

	2013年３月31日現在						
	要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 １年以下	１年超 ５年以下	５年超	合計
	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円	単位:百万円
純額決済される金融デリバティブ							
トレーディング目的で保有し純額決済される金融デリバティブ	-	3,551	6,613	29,593	118,248	431,446	589,451
割引前の純額決済される金融デリバティブ合計	**-**	**3,551**	**6,613**	**29,593**	**118,248**	**431,446**	**589,451**
総額決済される金融デリバティブ							
契約上の債権金額	-	287,351	656,346	183,688	154,635	28,751	1,310,771
契約上の債務金額	-	(296,807)	(664,354)	(213,731)	(127,343)	(24,277)	(1,326,512)
割引前の総額決済される金融デリバティブ合計	**-**	**(9,456)**	**(8,008)**	**(30,043)**	**27,292**	**4,474**	**(15,741)**
割引前の金融デリバティブ合計	**-**	**(5,905)**	**(1,395)**	**(450)**	**145,540**	**435,920**	**573,710**

オペレーショナル・リスク

野村グループでは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含んでいる。

野村グループは、業界標準である以下の三段階管理でオペレーショナル・リスク管理を行うこととしている。

(1) 第一段階：ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行う。
(2) 第二段階：オペレーショナル・リスク管理（以下「ORM」という。）部署は、オペレーショナル・リスク管理の中長期的方針と枠組みを策定し、その運用を推進し、第一段階を検証する。
(3) 第三段階：内部監査および外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行う。

また、GIRMCがこの管理全般を監督している。EMBより委任を受けたGIRMCがオペレーショナル・リスク管理に係る正式な監視を行っている。

野村グループは、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるORMの枠組みを整備している。オペレーショナル・リスクに関するリスク・アピタイトは、オペレーショナル・リスク管理の枠踏みの主要項目を用いた定性的リスク・アピタイト・ステートメントおよび定量的リスク・アピタイト・ステートメントにより定義される。

ORMの枠組みでは、1)枠組みのインフラ、2)商品とサービス、3)アウトプットから構成されている。当社は野村グループのORMの枠組みに全面的に統合されている。

24. 公正価値

金融資産および金融負債の公正価値

金融商品の公正価値の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される流動資産に含まれる金融資産および流動負債に含まれる金融負債の帳簿価額は、そもそもその性質が短期的であり信用リスクもわずかであることから、ほぼその公正価値と近似している。下記の表は、非流動資産に含まれる関係会社への貸付金と、非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金の帳簿価額と公正価値の比較である。

	2014年３月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	
		レベル２	レベル３
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	489,238	491,731	-
社債およびその他の借入金	1,497,816	1,366,278	7,011

	2013年３月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	
		レベル２	レベル３
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	463,872	464,243	-
社債およびその他の借入金	1,769,414	1,467,471	4,354

償却原価で計上され、財政状態計算書日から満期までに一年を超える期間がある金融資産に関しては、活発な市場から入手した主要な金利を用いて計算された割引キャッシュ・フローに基づいて公正価値が決定される。当該貸付金の公正価値の決定にあたっては、信用リスクおよび当該貸付金の弁済順位が考慮される。

償却原価で計上され、財政状態計算書日から満期までに一年を超える期間がある金融負債に関しては、報告日現在の公表価格に基づいて公正価値が決定される。これらの価格は公正価値に有意な影響を及ぼすすべてのインプットが直接または間接的に観察可能であるような技法に基づく場合もあれば、観察可能な市場データに基づかないインプットを用いた技法に基づく場合もある。

公正価値の階層

下記の表は、毎期経常的に公正価値評価される金融資産および金融負債を、当社の評価手法に使用しているインプットの透明性に基づき分類した、公正価値の階層ごとに表示したものである。

	2014年３月31日現在				2013年３月31日現在			
	帳簿価額	レベル１	レベル２	レベル３	帳簿価額	レベル１	レベル２	レベル３
	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円
公正価値で測定される金融資産								
デリバティブ金融資産	117,795	-	38,093	79,702	150,709	-	55,531	95,178
外国為替関連デリバティブ(1)	9,461	-	9,412	49	22,799	-	22,552	247
金利関連デリバティブ								
- トレーディング目的保有	96,741	-	19,251	77,490	119,776	-	28,183	91,593
- ヘッジ関係があるもの	-	-	-	-	1,448	-	1,448	-
株式関連デリバティブ	9,568	-	7,473	2,095	5,064	-	1,761	3,303
クレジット・デリバティブ	2,025	-	1,957	68	1,622	-	1,587	35
	117,795	-	38,093	79,702	150,709	-	55,531	95,178
公正価値で測定される金融負債								
デリバティブ金融負債	114,562	-	34,765	79,797	174,447	-	77,473	96,974
外国為替関連デリバティブ(1)	15,318	-	15,269	49	63,799	-	63,631	168
金利関連デリバティブ								
- トレーディング目的保有	87,779	-	10,191	77,588	103,611	-	10,203	93,408
株式関連デリバティブ	9,433	-	7,341	2,092	5,385	-	2,022	3,363
クレジット・デリバティブ	2,032	-	1,964	68	1,652	-	1,617	35
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	126,432	-	126,432	-	8,772	-	8,772	-
	240,994	-	161,197	79,797	183,219	-	86,245	96,974

1) 2014年３月31日現在、当社は分類が各商品の種類に内在する主なリスクを確実に反映するよう、*通貨デリバティブを外国為替関連デリバティブ* の中に含めている。したがって、2013年３月31日現在の表示を2014年３月31日現在の表示と比較できるよう、2013年３月31日現在レベル２に分類されていた19,131百万円の*通貨デリバティブ資産* は、レベル２の*外国為替関連デリバティブ資産* へと組み替えられ、レベル３に分類されていた247百万円の*通貨デリバティブ資産* はレベル３の*外国為替関連デリバティブ資産* へと組み替えられている。また2014年３月31日現在の数値と整合するよう、2013年３月31日現在レベル２に分類されていた36,258百万円の*通貨デリバティブ負債* は、レベル２の*外国為替関連デリバティブ負債* に、レベル３に分類されていた168百万円の*通貨デリバティブ負債* は、レベル３の*外国為替関連デリバティブ負債* へと組み替えられた。

2014年３月31日に終了した事業年度における、レベル３の公正価値の階層に毎期経常的な公正価値測定に関する調整

以下の表は、報告期間の期首残高と期末残高との間に生じた、レベル３に分類された金融商品の公正価値のすべての変動について、その推移を示したものである。

	終了事業年度			
	2014年３月31日		2013年３月31日	
	デリバティブ		デリバティブ	
	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	**95,178**	**96,974**	**241,106**	**241,098**
純トレーディング収益	13,105	11,042	(119,063)	(117,963)
決済額	(28,026)	(27,744)	(32,532)	(32,130)
レベル３への移動	691	705	6,972	7,265
レベル３からの移動	(1,246)	(1,180)	(1,305)	(1,296)
期末残高	**79,702**	**79,797**	**95,178**	**96,974**
報告期間末に保有されている金融商品に対する包括利益計算書に含まれる当期間の利益または（損失）の合計	23,648	(23,475)	(103,941)	102,664

上記の表の中のデリバティブに関る損益は、包括利益計算書の中の*純トレーディング収益／（損失）* に含められている。

2014年３月31日および2013年３月31日に終了した事業年度において、レベル１に認識された金融資産および金融負債はなかった。したがって、レベル１とレベル２との間での移動は生じなかった。

当社では、公正価値の階層の中で金融商品があるレベルから他のレベルへ移動した場合は、すべて移動が発生した期間の期首に起きたものとしている。したがって、移動に関して上記に計上されている金額は、かかる移動が発生した期間の期首における当該金融商品の公正価値を表している。

評価手法

当社が保有しているものは、区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブのみである。こうした店頭デリバティブ取引は内部モデルを使用して公正価値を算定するが、この内部モデルでは市場取引価格のほか、市場に基づいたインプットのモデルへの入力、市場の清算取引に対するモデルの調整、ブローカー・ディーラーの公表価格、合理的な水準で価格の透明性が認められる他の価格情報などといった、市場で観察される他の証拠を可能な限り用いている。評価手法としては、単純な割引期待キャッシュ・フロー計算のほか、ブラックショールズ・モデルとモンテカルロ・シミュレーションが使われている。

有意なインプットすべてが市場の証拠で裏付けられる場合には、区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブは公正価値の階層のレベル２に分類されている。

相関係数、長期ボラティリティ等の有意なインプットが観察不能な場合やその他の観察不能なインプットを用いてモデルを使って算定されるデリバティブは、レベル３に分類される。当社でレベル３に分類されるデリバティブの例としては、金利関連のエキゾチック・デリバティブ、外国為替関連のエキゾチック・デリバティブ、株式関連のエキゾチック・デリバティブ、金利リスクと外国為替リスクと株式リスクを組み合わせたエキゾチック・デリバティブ、長期またはエキゾチック・クレジット・デリバティブを含むその他の取引等がある。

評価手法はパラメーターによっているが、こうしたパラメーターは、同等の取引が現状の市場で取引されていない、あるいは市場データが得られないといったことにより、必ずしも市場で観察可能なものではない。このような評価手法は仮定に基づいていることから、前提となる仮定が変更となった場合には、これらの評価手法を用いて算定された公正価値も変わる可能性がある。

2014年３月31日に終了した事業年度では、合計で691百万円の金融資産（2013年３月期：6,972百万円）と705百万円の金融負債（2013年３月期：7,265百万円）がレベル３へ移動した。金融資産側では、移動した金額のうち主なものは696百万円の金利スワップ（2013年３月期：6,787百万円）であり、一部のボラティリティや相関が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したため、レベル３へ移動した。金融負債側では、移動

した金額のうち主なものは710百万円の金利スワップ（2013年３月期：7,080百万円）であり、一部のボラティリティや相関が観察不能となったため、レベル３へ移動した。

2014年３月31日に終了した事業年度では、合計で1,246百万円の金融資産（2013年３月期：1,305百万円）と1,180百万円の金融負債（2013年３月期：1,296百万円）がレベル３から移動した。金融資産側では、移動した金額のうち主なものは380百万円の金利スワップ（2013年３月期：1,141百万円）と639百万円の株式スワップ（2013年３月期：164百万円）であり、一部のボラティリティや相関が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が低下したため、レベル３から移動した。金融負債側では、移動した金額のうち主なものは398百万円の金利スワップ（2013年３月期：1,132百万円）と639百万円の株式スワップ（2013年３月期：164百万円）であり、一部のボラティリティや相関が観察可能となったため、レベル３から移動した。

評価プロセス

当社は、公正価値の階層内でレベル３に分類される金融商品を含む、本財務書類上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適切性を確保するため、当該金融商品のリスクを負うトレーディング部門からは独立した組織として、公正価値の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有する野村グループのガバナンス・フレームワークの中に、当社は全面的に統合されている。

評価方針および手続の定義、実効、管理に関して直接責任を有する野村グループ内の部署は以下のとおりである。

- **野村の財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ（以下「PCVG」という。）が、一般的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有している。特に当該グループが、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当している。野村グループのトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負う。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積もりに判断が必要な場合には、本財務書類に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価される。このグループはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCFOに報告を行っている。**

- **野村の財務部門内のアカウンティング・ポリシー・グループは、公正価値の決定に関連した意見書も含め、グループの会計方針と手続を定めている。このグループは、アカウンティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCFOに報告を行っている。**

- **野村のリスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーショングループ（以下「MVG」という。）は、公正価値決定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの正確性や一貫性を確認している。MVGはチーフ・リスク・オフィサーに報告を行っている。**

独立した価格検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス（Independent Price Verification Processes（以下「IPVプロセス」という。））における主要な目的は、野村のすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することである。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性、整合性の確保を行っている。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものである。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含む。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査している。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行う。そのような取引や価格の情報がない場合、当該金融商品は通常レベル３に分類される。

観察可能な市場情報が公正価値測定のためのデータの中に欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価する。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われる。

有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する定量的な情報

下記の表は、2014年３月31日現在、レベル３に分類されている金融商品に使用される、有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する情報を示している。これらの金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル２に使用される観察可能な評価インプットも含んでいるが、これらの評価インプットは下記の表には含まれていない。また、これらの金融商品は多くの場合、レベル２に分類される金融商品によってヘッジされている。

下記の表は、レベル３の金融資産および金融負債の公正価値測定に使用されている評価手法とインプットを示したものである。

	2014年３月31日現在の公正価値 単位：百万円				
	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能なインプット	インプットの評価範囲(1)
外国為替関連デリバティブ	49	49	DCF	ボラティリティ	18.48-19.58%
金利関連デリバティブ	77,490	77,588	DCF	金利	0.67-5.17%
				ボラティリティ	10.61-23.53%
				相関(-1.0 から 1.0)	-0.04-0.99
株式関連デリバティブ	2,095	2,092	オプションモデル	配当利回り	0.00-3.08%
				ボラティリティ	15.27-55.50%
				相関(-1.0 から 1.0)	-0.78-0.94
クレジット・デリバティブ	68	68	DCF	信用スプレッド	0.22-1.33%
				リカバリーレート	20.00-20.00%
				相関(-1.0 から 1.0)	0.75-0.75
合計	**79,702**	**79,797**			

(1) 範囲に関する情報はパーセンテージ、係数および倍数で示され、金融商品の種類を評価するために使用される有意な観察不能な評価インプットの最高値と最低値を示している。その範囲に大きな差があることは、必ずしも評価インプットに不確実性または主観性が大きく反映していることを意味しておらず、主として当該金融商品そのものの特徴が異なることによる。

観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度

レベル３に分類される金融商品の評価が、一般市場心理、信用、金利、外国為替、相関を含むがそれに限定されないさまざまな要因によって変動することを考慮すると、状況がさらに悪化した場合には現在の価値は引き続き減少する可能性がある。それとは逆に、状況が改善した場合には、レベル３のポートフォリオの価値の増加が見込まれることになる。ただし、経営者はレベル３に分類される金融商品の公正価値の純額が重大な影響を及ぼすことは予期していない。

当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、レベル３のポートフォリオの価値の増減は、当社の損益や資本に重大な影響を及ぼすものではない。ヘッジデリバティブ商品は、負債性金融商品に組み込まれたデリバティブから生ずるポジションを相殺し、当該金融商品に関連する観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度を限定的なものとしている。

上記の表に記載されている各金融商品の種類に対し、当社が使用する有意な観察不能なインプットと仮定の変動が当該金融商品の公正価値の決定に影響を及ぼすことがある。観察不能なインプットとそのインプット間の相関関係の変動に対する、レベル３の公正価値測定の感応度は以下のとおりである。

デリバティブ – デリバティブの原リスクに対して当社のポジションがロングであれば、金利や信用スプレッドのようなデリバティブの原資産の個別の要素の大幅な上昇（低下）や、配当利回りの大幅な低下（上昇）によって、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになると思われる。デリバティブの原リスクに関して当社のポジションがショートであれば、この変動による影響は当社が報告する公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

オプション価値やリカバリーレートや相関に関して当社のポジションがロングであり、ボラティリティやリカバリーレートや相関が大幅に上昇（低下）した場合には、通常、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。当社のオプション価値やリカバリーレートや相関のポジションがショートである場合には、これらの変動の影響は公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

初日利益及び損失

有意な観察不能なデータを用いる評価手法の使用で初日利益及び損失が生じた場合、このデータが観察可能になるか、またはこの金融商品の認識が中止されるまで、当該損益は契約期間にわたって繰り延べられる。当初認識後の公正価値の変動は、損益勘定で認識される。これらの金融商品に帰属し、財政状態計算書日現在、損益勘定で未だ認識されていない公正価値の合計は、126百万円の損失（2013年３月期：124百万円の損失）である。

下記の表は、当報告期間の期首残高から期末残高にかけての、初日利益および損失の変動に関する調整を示したものである。

	2014年３月31日	2013年３月31日
	単位：百万円	単位：百万円
初日利益／（損失）の期首残高	**(124)**	**(12)**
新規取引	(94)	(124)
当年度中に純損益に認識された金額	92	12
初日利益／（損失）の期末残高	**(126)**	**(124)**

25．金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、法的強制力のあるマスターネッティング契約や同種の契約の対象となる金融資産および金融負債の概要を示したものである。

	2014年３月31日現在					
	単位：百万円					
	認識されている金融資産／負債の総額(1)	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		純額
				金融商品(2)	担保金(3)	
デリバティブ金融資産	49,510	-	49,510	(39,977)	(8,420)	1,113
キャッシュローン	290,994	-	290,994	(1,017)	-	289,977
金融資産合計	**340,504**	**-**	**340,504**	**(40,994)**	**(8,420)**	**291,090**
デリバティブ金融負債	82,953	-	82,953	(40,284)	(42,669)	-
その他の負債	710	-	710	(710)	-	-
金融負債合計	**83,663**	**-**	**83,663**	**(40,994)**	**(42,669)**	**-**

	2013年３月31日現在					
	単位：百万円					
	認識されている金融資産／負債の総額(1)	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		純額
				金融商品(2)	担保金(3)	
デリバティブ金融資産	81,509	-	81,509	(65,977)	-	15,532
キャッシュローン	-	-	-	-	-	-
金融資産合計	**81,509**	**-**	**81,509**	**(65,977)**	**-**	**15,532**
デリバティブ金融負債	128,223	-	128,223	(65,977)	-	62,246
その他の負債	-	-	-	-	-	-
金融負債合計	**128,223**	**-**	**128,223**	**(65,977)**	**-**	**62,246**

1) 区分処理された組込デリバティブは除外されている。
2) 貸借対照表上は相殺が認められていないが、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有している金額を表している。
3) デリバティブのプラス時価に対して受け入れた担保金および、デリバティブのマイナスの時価に対して差し入れた担保金は、それぞれ*その他の負債* および*その他の資産* に計上されている。

当社はすべてのデリバティブ取引相手との間で、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有しているISDA制定のマスター契約を締結している。また当社は、2014年３月31日付で、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引双方に関し、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有しているマスターネッティング契約を取引相手方のうちの一社との間で締結した。これらの契約によれば、同一の取引相手の間の同一の原契約に関するグロスエクスポージャーに対し、その信用エクスポージャーを削減することになる。

ネッティング契約は通常、担保の種類、債務不履行および他の終了事由の定義、（債務不履行時の）損害の算定および必要な文書などネッティングの算定の根拠に関する情報を含む取引相手との間で合意した原則条項を定めたマスターネッティング契約で構成されている。マスターネッティング契約には、取引相手との間のすべて（もしく

は可能な限り多数の）の契約が準拠する原則条件が含まれている。複数の個別取引はこのマスターネッティング契約に含められ、取引相手が関連する相互のビジネスを行う際の単一の法的契約となる。個々の取引を、取引の相殺を定めた単一のマスターネッティング契約の範疇とすることは、信用リスクの低減に加え、複数の法域または複数の契約にまたがる取引に関連した決済リスクを低減することにもつながる。

26. 資本管理方針

当社の資本管理方針の目標は、資本やミディアム・ターム・ノートの発行を通じ、適正水準の資本を維持することである。

当社は、資本の適正水準について見直しを行っており、適正水準に関しては、野村グループにおける資金需要や流動性ポジションを十分に検討した上で決定している。

当年度中、資本管理の目標、方針、プロセスに変更はなかった。

	2014年３月31日 現在	2013年３月31日 現在
	単位：百万円	単位：百万円
発行済および払込済株式資本	7,285	6,191
株式払込剰余金	1,321	1,321
剰余金	1,117	2,211
発行済株式資本合計	9,723	9,723
社債およびその他の借入金	2,065,970	2,014,638
- 非流動負債に含まれるもの	1,497,816	1,769,414
- 流動負債に含まれるもの	568,154	245,224
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	126,432	8,772
- 非流動負債に含まれるもの	108,322	-
- 流動負債に含まれるもの	18,110	8,772
発行済株式資本およびミディアム・ターム・ノート合計	2,202,125	2,033,133

27. 関連当事者

本財務書類の他の箇所で開示されているものと同様に、当社が当期間中に関連当事者との間で行った重要な取引は以下のとおりである。

a．親会社との取引

i. 当社はNHIとの間で金銭消費貸借契約を締結しており、2014年３月31日に終了した事業年度において1,894百万円（2013年３月期：2,257百万円）の利息を受け取っている。2014年３月31日現在、NHIへの貸付金残高は243,379百万円（2013年３月期：122,000百万円）である。残高は無担保である。2014年３月31日および2013年３月31日に終了した事業年度において、NHIへの貸付金に関する減損は認識されていない。

ii. 当社は、当社の社債（注記19を参照のこと。）の保証人の１社であるNHIとディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて、手数料（注記４を参照のこと。）を支払うことに同意している。2014年３月31日に終了した事業年度には、750百万円（2013年３月期：716百万円）の保証料が*支払手数料等* に計上されている。2014年３月31日現在、NHIへの未払保証料は750百万円（2013年３月期：716百万円）である。

iii. 国内APA（注記11を参照のこと。）に基づいて、当社はAPAによる調整額をNHIに支払うことに合意した。調整額の6,914百万円（2013年３月期：9,645百万円）は*一般管理費* に計上されている。2014年３月31日現在、6,914百万円（2013年３月期：9,645百万円）がその他の負債に未払計上されている。

iv. 2014年３月31日に終了した事業年度の、NHIによる情報テクノロジーインフラに関するサービス費用は68百万円（2013年３月期：49百万円)であった。この費用は包括利益計算書の中の*一般管理費*に計上されている。2014年３月31日現在、NHIへの未払金は54百万円であった（2013年３月31日現在：22百万円)。

b．執行取締役との取引

2014年３月31日現在、当社の執行取締役は２名であり、野村グループ内から派遣されている。2013年３月31日および2014年３月31日に終了した事業年度において、当社が負担した当該執行取締役への報酬はなかった。

c．その他の関連当事者との取引

i. 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結しており、利息を受け取っている（注記３を参照のこと。）。残高は全て無担保である。2014年３月31日および2013年３月31日に終了した事業年度において、関連会社への貸付金に関する減損は認識されていない。

ii. 当社はISDA制定のマスター契約書に基づいて他の関連当事者とデリバティブ契約を締結している。2014年３月31日現在、他の関連当事者との間のデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債はそれぞれ49,510百万円および82,953百万円（2013年３月期：デリバティブ金融資産－81,509百万円、デリバティブ金融負債－128,223百万円）であった。

iii. 当社は、関連当事者となる銀行に開設している当座預金口座の残高に基づいて受取利息を受け取っている（注記３を参照のこと。）。2014年３月31日現在、関連当事者となる銀行に開設している預金口座の平均残高は2,458百万円（2013年３月期：10,033百万円）であった。

iv. 2014年３月31日現在、流動性対策やマーケット・メーク業務の一環として、野村グループで保有している当社の社債の発行残高は35,501百万円（2013年３月31日現在：50,429百万円)であった。

v. 当社は、当社の社債（注記19を参照のこと。）の保証人であるNHIおよび野村グループの他の関連当事者１社とディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて、保証料（注記４を参照のこと。）を支払うことに同意している。2014年３月31日に終了した事業年度には、108百万円の保証料が*支払手数料等* として計上されている（2013年３月期：145百万円）。2014年３月31日現在、その他の関連当事者に対する未払保証料は108百万円（2013年３月31日現在：145百万円）である。

vi. 2014年３月31日および2013年３月31日に終了した事業年度に係るコミットメントフィーおよび手数料はすべて関連当事者からのものである（注記４および22を参照のこと。）。

vii. 一部の関連当事者の人員によるサポートに係るサービスに関する費用は、包括利益計算書の中の一*般管理費* に計上されている（注記11を参照のこと。)。

28. 後発事象

本報告書日現在、2014年３月31日以降に、当財務書類および関連する注記の修正もしくは注記における開示が必要となるような事象は生じていない。

29. その他の情報

監査報告書

監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーによる監査報告書は、５ページに掲載されている。

利益処分 – 当社定款での規定

当社定款第20条に従い、純利益は株主総会で自由に処分されるものとする。

利益処分 – 経営者の提案

経営者は、2014年３月31日に終了した事業年度の当期損失合計963百万円を利益剰余金から控除するよう提案している。この提案は財務書類に反映されている。

次へ

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2014

	Note	2014 Millions of JPY	2013 Millions of JPY
Interest and similar income	3,27	38,454	40,203
Interest and similar expense	3	(27,293)	(26,983)
Net interest income		11,161	13,220
Fee and commission income	4,27	25	25
Fee and commission expense	4,27	(858)	(861)
Net fee and commission expense		(833)	(836)
Net trading loss	5	(1,130)	(2,022)
Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss	7	(2,901)	228
Other operating income/(loss)	8	66	(254)
Net operating income		6,363	10,336
Salaries and social charges	9,10	(73)	(54)
General and administrative expenses	11,27	(7,540)	(10,217)
Total operating expenses		(7,613)	(10,271)
Profit/(loss) before tax		(1,250)	65
Taxation benefit/(expense)	12	287	(27)
Profit/(loss) for the year		(963)	38
Total comprehensive income for the year		(963)	38

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION AS AT 31 MARCH 2014

	Note	2014 Millions of JPY	2013 Millions of JPY
Non-current assets			
Loans and advances to affiliates	13,23,24,27	489,238	463,872
Derivative financial assets	13,14,23,24,25,27	103,969	139,792
Deferred tax assets	12	2,363	1,579
Total non-current assets		595,570	605,243
Current assets			
Loans and advances to affiliates	13,23,27	1,634,211	1,603,090
Derivative financial assets	13,14,23,24,25,27	13,826	10,917
Cash and cash equivalents	13,15,23,27	2,479	10,049
Other assets	13,16,27	101,558	6,187
Total current assets		1,752,074	1,630,243
Total assets		2,347,644	2,235,486
Shareholder's equity and liabilities			
Shareholder's equity			
Issued and paid-up capital	17,26	7,285	6,191
Share premium	26	1,321	1,321
Reserve	17,26	1,117	2,211
Retained earnings	18	7,014	7,977
Total shareholder's equity		16,737	17,700
Non-current liabilities			
Debt issued and other borrowing	13,19,23,24,26,27	1,497,816	1,769,414
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20,23,24,26	108,322	-
Derivative financial liabilities	13,14,23,24,25,27	105,077	112,277
Total non-current liabilities		1,711,215	1,881,691
Current liabilities			
Debt issued and other borrowing	13,19,23,26,27	568,154	245,224
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20,23,24,26	18,110	8,772
Derivative financial liabilities	13,14,23,24,25,27	9,485	62,170
Income tax payable	12	48	35
Other liabilities	13,21,27	23,895	19,894
Total current liabilities		619,692	336,095
Total liabilities		2,330,907	2,217,786
Total shareholder's equity and liabilities		2,347,644	2,235,486

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2014

	Issued and paid-up capital	Share premium	Reserve	Retained earnings	Total shareholder's equity
	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY
As at 1 April 2013 (Notes 17,26)	**6,191**	**1,321**	**2,211**	**7,977**	**17,700**
Loss for the period	-	-	-	(963)	(963)
Total comprehensive income	**-**	**-**	**-**	**(963)**	**(963)**
Euro denominated capital exchange valuation	1,094	-	(1,094)	-	-
As at 31 March 2014	**7,285**	**1,321**	**1,117**	**7,014**	**16,737**

	Issued and paid-up capital	Share premium	Reserve	Retained earnings	Total shareholder's equity
	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY
As at 1 April 2012 (Notes 17,26)	**5,633**	**1,321**	**2,769**	**7,939**	**17,662**
Profit for the period	-	-	-	38	38
Total comprehensive income	**-**	**-**	**-**	**38**	**38**
Euro denominated capital exchange valuation	558	-	(558)	-	-
As at 31 March 2013	**6,191**	**1,321**	**2,211**	**7,977**	**17,700**

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF CASH FLOWS FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2014

	Note	2014 Millions of JPY	2013 Millions of JPY
Operational activities			
Profit/(loss) for the year		(963)	38
Adjustments for:			
Net profit from financing activities		48,837	73,828
Others		(1,308)	(1,062)
Operating assets and operating liabilities:			
Increase in loans and advances to affiliates	13	(56,487)	(151,823)
Decrease in derivative financial assets	13,14,23,24	32,914	215,802
Decrease in derivative financial liabilities	13,14,23,24	(59,885)	(128,049)
Decrease/(increase) in other operating assets		(95,371)	150,487
Increase in other operating liabilities		4,014	4,864
Net cash flows from/(used in) operating activities		**(128,249)**	**164,085**
Financing activities			
Proceeds from debt issued and other borrowing	13,19,23	673,949	344,270
Proceeds from financial liabilities designated at fair value through profit or loss	13,20,23,24	115,477	9,000
Redemption of debt issued and other borrowing	13,19,23	(669,272)	(541,898)
Net cash flows from/(used in) financing activities		**120,154**	**(188,628)**
Net decrease in cash and cash equivalents		(8,095)	(24,543)
Net foreign exchange difference		525	630
Cash and cash equivalents at 1 April		10,049	33,962
Cash and cash equivalents at 31 March	15,27	**2,479**	**10,049**

Operational cash flows

		2014 Millions of JPY	2013 Millions of JPY
Interest paid		(44,406)	(30,553)
Interest received		39,040	39,343
Taxation payment	? 12	(464)	(456)

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. Corporate information

Nomura Europe Finance N.V. (the "Company") is a wholly owned subsidiary of Nomura Holdings, Inc. ("NHI"), a company incorporated in Japan and listed in Japan, the United States of America and Singapore, which is also the ultimate parent of the Company.

The Company, incorporated and domiciled in Amsterdam, the Netherlands, is a limited liability company under the Dutch law and its registered office is at Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam, the Netherlands.

The Company's principal activity is to act as a funding entity for NHI and its subsidiaries (collectively the "Nomura Group").

The Company's financial statements for the year ended 31 March 2014 are submitted to the Annual General Meeting of Shareholders on 15th July 2014 for adoption. The shareholder's meeting can reject the financial statements but cannot amend them.

2. Accounting policies

2.1 Basis of accounting

The financial statements of the Company for the year ended 31 March 2014 have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") as adopted by the European Union ("EU"). The financial statements have also been prepared in accordance with the requirements in Title 9 Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements have been prepared on a historical cost basis except for derivative financial instruments and financial liabilities designated at fair value through profit and loss, which have all been measured at fair value.

The financial statements are presented in Japanese Yen ("JPY") and all values are rounded to the nearest million ("Millions of JPY") except where otherwise stated.

2.2 Significant accounting judgements, estimates and assumptions

The preparation of the Company's financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amount of revenues, expenses, assets and liabilities, and the accompanying disclosures.

Fair value of financial instruments

Significant amount of judgements and estimates were applied to the fair value of certain financial assets and financial liabilities. Various valuation techniques are used to determine fair values of financial assets and financial liabilities, where these fair values cannot be derived from an active market. Observable market data is used in the valuation models as far as feasible. If no observable data is available, a degree of judgement is required to determine fair values.

Impairment losses on loans and advances

The Company reviews its loans and advances at each statement of financial position date to assess whether an allowance for impairment should be recorded in the statement of comprehensive income. In particular, judgement by management is required in the estimation of the amount and timing of future cash flows when determining the level of allowance required. Such estimates are based on assumptions that a number of factors and actual results may differ, resulting in future changes to the allowance. A loan is impaired when there is objective evidence that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the loan, the estimated future cash flows of the loan have been affected. For loans, objective evidence of impairment includes for example a significant financial difficulty of the borrower, default or delinquency in interest or principal payments or probability that the borrower will enter bankruptcy or financial re-organisation.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2.3 Summary of significant accounting policies

a) Foreign currencies

The financial statements are presented in JPY, which is the functional and presentation currency of the Company.

Foreign currency transactions during the period are translated at the rates of exchange on the date of the transaction.

Subsequent to initial recognition monetary items are translated at closing rate and non-monetary items at historical spot rate at each statement of financial position date. Foreign exchange gains and losses on financial assets and financial liabilities that are monetary assets and monetary liabilities are recognised in the statement of comprehensive income.

b) Operating income

(i) Interest income and expense

Interest income and expense for all financial instruments, except for those classified as derivatives held for trading, are recognised under *Interest and similar income* or *Interest and similar expense* using the effective interest rate ("EIR") method.

The EIR method is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or liability (or a group of assets and liabilities) and of allocating the interest income or interest expense over the relevant periods. The EIR is the rate that exactly discounts the expected future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument, or when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the instrument. This calculation takes into account the impact of all fees and commissions, paid or received, directly attributable to the transactions, and discounts or premiums that are integral part of the EIR method.

(ii) Net fees and commission income

Loan origination fees are recognised in the statement of comprehensive income as an adjustment to the yield on the financial assets carried at amortised cost using the EIR method.

Upfront fees received and paid on derivative financial instruments are recognised as part of the initial fair value measurement of the related financial instrument.

Commitment fees that are outside the scope of International Accounting Standard ("IAS") 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* are deferred and recognised as an adjustment to the EIR if it is probable that the Company will enter into a specific lending arrangement and the commitment fee received is regarded as an ongoing involvement with the acquisition of a financial instrument. If it is unlikely that a specific lending arrangement will be entered into then commitment fees are recognised on a time proportion basis over the commitment.

c) Fair value of financial instruments

Some of the financial instruments of the Company are held at fair value. A description of the Company's policies with regards to its application of fair value measurements to significant financial instruments is as follows:

(i) Determination of fair values and fair value measurement

The Company measures financial instruments, such as derivatives, at fair value at each balance sheet date. For other financial instruments which are measured at amortised cost, fair values are disclosed in Note 24.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value measurement is

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either:

- In the principal market for the asset or liability, or
- In the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability

The principal or the most advantageous market must be accessible by the Company.

Where quoted market prices or broker/dealer quotations are not available for financial instruments, prices for similar instruments or valuation pricing models are considered in the determination of fair value. Such financial instruments are valued using models with significant unobservable inputs such as correlation, long-dated volatility, or other unobservable inputs. Valuation pricing models consider contractual terms, position size, underlying asset prices, interest rates, dividend rates, time value, volatility and other statistical measurements for the relevant instruments or for instruments with similar characteristics. These models also incorporate adjustments relating to market liquidity adjustments. These adjustments are fundamental components of the fair value calculation process. The valuation technique used maximises the use of market inputs and minimises the use of Company-specific inputs which are unobservable in the market.

Valuation pricing models and their underlying assumptions impact the amount and timing of unrealised gains and losses recognised and the use of different valuation pricing models or underlying assumptions could produce different financial results. Any changes in the fixed income, equity, and foreign exchange and commodity markets can impact the Company's estimates of fair value in the future, potentially affecting trading gains and losses. The Company's estimates of fair value may involve greater subjectivity due to the lack of transparent market data available upon which to base assumptions of underlying valuation pricing models.

The Company applies exception in IFRS 13.48 to measure the fair value of financial assets and financial liabilities on the basis of mid price. For hybrid instruments where the embedded derivatives are separated and measured at fair value, the exposure on embedded derivatives is offset by the hedging derivatives.

All gains and losses from changes in the fair value of financial instruments that are classified as held for trading are recognised under *Net trading income/(loss)*.

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows, based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole:

Level 1 Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities accessible by the Company at the measurement date.

Level 2 Quoted prices in inactive markets or prices containing other inputs which are observable, either directly or indirectly. Valuation techniques using observable inputs reflect assumptions used by market participants in pricing financial instruments and are based on data obtained from independent market sources at the measurement date.

Level 3 Unobservable inputs that are significant to the fair value measurement of the financial instrument. Valuation techniques using unobservable inputs reflect management's assumptions about the estimates used by other market participants in valuing similar financial instruments. These valuation techniques are developed based on the best available information at the measurement date.

For the purpose of fair value disclosures, the Company has determined classes of assets and liabilities on the basis of the nature, characteristics and risks of the asset or liability and the level of the fair value hierarchy as explained above.

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between Levels in the hierarchy by re-assessing categorisation at the beginning of each reporting period.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(ii) Recognition of day 1 gains and losses

The fair value of a financial instrument is normally the transaction price (i.e. the fair value of consideration given or received). However, in some cases, the fair value at inception will be based on a valuation pricing model incorporating only observable parameters in the market or on other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging. Where such valuation techniques are used to derive fair values from market observable inputs, the difference between fair value and the transaction price is initially recognised in the statement of comprehensive income.

Valuation techniques incorporating significant unobservable parameters may also be used to determine fair value at inception. In such cases, the difference between the transaction price and model value is only recognised in the statement of comprehensive income when the inputs become observable or when the instrument is derecognised.

(iii) Financial instruments designated at fair value through profit or loss

Certain financial instruments may be designated at fair value through profit or loss by management when one of the following criteria is met:

1. The financial instrument contains an embedded derivative that significantly modifies the cash flows resulting from the financial instrument; or
2. Fair value will eliminate or significantly reduce a measurement or recognition inconsistency that would otherwise result from measuring related financial instruments on different bases; or
3. The financial instrument is part of a group of financial instruments both managed and evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management or investment strategy. Information about these financial instruments is provided internally on a fair value basis to the Company's key management personnel.

The fair value option ("FVO") election is undertaken on an instrument-by-instrument basis. This only applies to those instruments that meet one or more of the above criteria, where fair value would provide a fairer representation of the risks associated with those instruments. Once made, the fair value option election is irrevocable.

The Company has elected FVO for the certain notes. The Company seeks to minimize the market risks by entering into derivative agreements to economically hedge the exposures of medium term notes. The value of hedging swap and the associated note have the same performance which offset each other, thus by applying FVO to notes the Company expects to reduce recognition inconsistency and valuation volatility.

d) Financial instruments

Financial instruments within the scope of IAS 39 are classified either as financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss, loans and receivables, financial liabilities at amortised cost, available-for-sale investments or held-to-maturity investments.

The Company determines the classification of its financial assets on initial recognition depending upon the purpose for which the financial instruments were acquired and their characteristics. For hybrid instruments, the Company considers whether a contract contains an embedded derivative when the Company first becomes party to it and determines the appropriate classification at that time.

(i) Derivative financial instruments

Financial instruments designated at fair value through profit or loss include derivative financial instruments held for trading. Financial assets and financial liabilities are classified as held for trading if

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1) they are acquired or incurred principally for the purpose of sale or repurchase in the near term; 2) on initial recognition they are part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking; or 3) they are derivatives, except for a derivative that is a financial guarantee or a designated and effective hedging instrument.

Derivative instruments are used primarily for risk management purposes. The Company uses derivatives to economically hedge its interest and foreign exchange exposures. In accordance with IAS 39, all derivatives are recognised initially on the trade date at fair value and subsequently measured at fair value, with derivatives having positive fair values carried as assets and derivatives with negative fair values carried as liabilities in the statement of financial position.

Derivatives embedded in host contracts are accounted for as separate derivatives and recorded at fair value if their economic characteristics and risks are not closely related to those of the host contracts and the host contracts are not held for trading or designated at fair value though profit or loss. These embedded derivatives are measured at fair value with changes in fair value recognised in the statement of comprehensive income. Reassessment only occurs if there is a change in the terms of the contract that significantly modifies the cash flows that would otherwise be required.

Certain interest rate derivatives are designated as hedging instrument of fair value hedges (Refer to Note 2.3 g).

(ii) Financial liabilities designated at fair value through profit or loss

Financial liabilities classified in this category are those that have been designated by management upon initial recognition when doing so results in more relevant information. Instruments so designated are hybrid products whose risks are hedged using derivative products.

These instruments are recognised initially at fair value and transaction costs are taken directly to the statement of comprehensive income. Interest expenses, gains and losses arising from changes in fair value and transaction costs associated to the financial liabilities designated at fair value through profit or loss are recognised under *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss,* except for the currency translation effect which is included in *Net trading income/(loss).*

(iii) Financial instruments at amortised cost

a) *Loans and receivables*
Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. Loans and receivables are initially recognised on the settlement date including any direct and incremental transaction costs. After initial measurement, loans and receivables are subsequently carried at amortised cost using the EIR method less any allowance for impairment. Amortised cost is calculated taking into account any discount or premium on acquisition and includes fees that are an integral part of the EIR and transaction costs. Gains and losses are recognised in the statement of comprehensive income when the loans and receivables are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

b) *Financial liabilities at amortised cost*
Financial liabilities at amortised cost include certain bonds and notes issued and other borrowings. Financial liabilities at amortised cost are initially recognised on the settlement date. After initial measurement, these instruments are subsequently measured at amortised cost using the EIR method.

Certain fixed rate notes are designated as hedged items for fair value hedge accounting purposes (Refer to Note 2.3 g).

Initial measurement of financial instruments

When a financial asset or financial liability is recognised initially, the Company measures it at its fair value plus, in the case of a financial asset or financial liability not at fair value through profit or loss,

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

Derecognition

A financial asset is derecognised when the rights to receive cash flow from the asset have expired or when the Company has transferred its rights to receive the cash flow from the asset and the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset.

A financial liability is derecognised when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expires.

When an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and a recognition of a new liability, and the difference in the respective carrying amounts is recognised in the statement of comprehensive income.

e) Impairment

The Company assesses at the reporting date whether there is any objective evidence that a financial asset or group of financial assets is impaired. A financial asset is considered impaired if, and only if, there is objective evidence of impairment as a result of one or more loss events that occurred after the initial recognition of the asset and prior to the statement of financial position date, and that loss event has had an impact on the estimated future cash flows of the financial asset that can be reliably estimated.

For loans and receivables, the amount of impairment loss is measured as the difference between the assets carrying amount and the present value of expected future cash flows discounted at the assets original EIR. The amount of the loss is included in the statement of comprehensive income. If, in a subsequent period, the amount of impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised, the previously recognised impairment loss is reversed in the statement of comprehensive income.

f) Offsetting financial instruments

Financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis unless the Company has a legally enforceable right to set off the financial asset and financial liability and the Company intends to settle the financial asset and financial liability on a net basis.

g) Hedge accounting

The Company makes use of derivative instruments to manage exposures to interest rate risks. In order to manage a particular risk, the Company applies hedge accounting for transactions which meet the criteria explained under IAS39.

Interest rate swaps are designated as hedging instruments in fair value hedge relationships. At the inception of the hedge relationship, the Company formally documents the relationship between the hedged item and the hedging instrument, including the nature of the risks, the objective and strategy for undertaking the hedge and the method that will be used to assess the effectiveness of the hedging relationship.

Also, at the inception of the hedging relationship, a formal assessment is undertaken to ensure that the hedging instrument is expected to be highly effective in offsetting the designated risk in the hedged item. The effectiveness of hedging relationships is assessed at every reporting date. A hedge relationship is expected to be highly effective if the changes in fair value attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated are expected to offset in a range of 80%-125%.

Hedge ineffectiveness is recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading income/(loss)*.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For designated and qualifying fair value hedges, the change in fair value of a hedging instrument is recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading income/(loss)*. Meanwhile, the change in fair value of the hedged item attributable to the risk hedged is recorded as part of the carrying amount of the hedged item and is also recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading income/(loss)*.

If the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or when the hedged transaction no longer meets the criteria for hedge accounting, then the hedging relationship is terminated. The difference between the carrying amount of the hedged item on the last date when the hedging relationship was assessed as effective and the amount at which it would have been carried had the hedge never existed is amortised over the remaining term of the original hedge using the EIR method and is recognized under *Interest and similar expense*. If the hedged item is derecognised, the unamortised fair value adjustment is recognised immediately under *Other operating income/(loss)*.

h) Statement of cash flows

Statement of cash flows has been prepared using the indirect method. Cash and cash equivalents consist of cash in banks.

For the purpose of the cash flow statement, *adjustments for net profit from financing activities* are non-Cash items which include the effects of foreign exchange results, fair value hedge basis adjustments and amortisation of debt issued and other borrowing using the effective interest rate method.

The movement in the *Deferred tax assets* is included in the line item *Others* while the movement in the income tax receivable/(payable) is included in the line items *Decrease/(Increase) in other operating assets* and *Increase in operating liabilities*. Both these line items are presented under *Net cash flows from/used in operating activities*.

i) Taxation

Current tax assets and liabilities for the current and prior years are measured as the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities.

Deferred tax assets and liabilities are recognised for temporary difference between the carrying amounts in the statement of financial position and the tax base. Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary difference can be utilised.

The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted as of the statement of financial position date.

2.4 Segment reporting

The Company has organised its business activities based on its products and services. As the Company only engages in one operating segment of financing activity, the gross and net assets and profit/loss before taxation as presented in the face of the financial statements are related to the same segment. The majority of the debt is issued to Japanese investors. All loans and derivatives, except for derivatives embedded in some of the medium term notes, are transacted with the Nomura Group.

2.5 Changes in accounting policies and estimates

Changes in accounting policies
The accounting policies are consistent with those of the previous financial year except that the Company has adopted new interpretations and amendments to standards and interpretations of 1 April 2013. The following amendment to standards and interpretations became effective and has impact on the financial statements of the Company for the year ended 31 March 2014:

IFRS 13 - *Fair Value Measurement*

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

IFRS 13 establishes a single source of guidance under IFRS for all fair value measurements. IFRS 13 does not change when an entity is required to use fair value, but rather provides guidance on how to measure fair value under IFRS when fair value is required or permitted.

The Company has adopted the amendments from 1 April 2013. Based on assessment made on the new standard which was issued and effective for the year ended 31 March 2014, the Company introduced debit valuation adjustment, which is recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading income/(loss)*. The application of IFRS 13 also requires specific disclosures on fair values, some of which replace existing disclosure requirements in other standards, including IFRS 7 Financial Instruments: Disclosures. The Company provides these disclosures in Note 24 if and when applicable.

Amendments to IFRS 7 - Disclosures – Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities

The amendment requires an entity to disclose information about rights to set-off financial instruments and related arrangements (e.g., collateral agreements). The disclosures would provide users with information that is useful in evaluating the effect of netting arrangements on an entity's financial position. The new disclosures are required for all recognised financial instruments that are set off in accordance with IAS 32 Financial Instruments: Presentation.

The disclosures also apply to recognised financial instruments that are subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement, irrespective of whether the financial instruments are set off in accordance with IAS 32. These amendments do not impact the Company's financial position or performance. The Company has adopted the amendments from 1 April 2013 and the required additional disclosures are provided in Note 25 of the financial statements.

Changes in accounting estimates
The accounting estimates are consistent with those of the previous financial year except for debit valuation adjustment. The debit valuation adjustments led to a gain of JPY 425 million for the year ended 31 March 2014, which is recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading income/(loss)*.

2.6 Standards issued but not yet effective

At the date of authorization of these financial statements, the following new standards and amendments to the existing standards and interpretations that are likely to be applicable to the Company have been issued by the International Accounting Standards Board ("IASB") but not yet effective for the year ended 31 March 2014:

IFRS 9 *Financial Instruments*
IFRS 9 *Financial Instruments* includes requirements for recognition and measurement, derecognition and hedge accounting. The IASB is adding to the standard as it completes the various phases of its comprehensive project on financial instruments, and so it will eventually form a complete replacement for IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. IFRS 9 was originally issued in November 2009, reissued in October 2010, and then amended in November 2013. IASB plans to issue the completed version of IFRS 9 Financial Instruments, including the impairment requirements, in the second quarter of 2014 with an effective date from 1 January 2018. IFRS 9 is available for early adoption, however this cannot be before the EU endorsement, which has not occurred yet.

IFRS 9 does not require the restatement of comparative-period financial statements for the initial application of the classification and measurement requirements of IFRS 9, but instead requires modified disclosures on transition to IFRS 9. The Company will quantify the effect of new standard and determine the adoption date when the final standard including all phases is issued and an effective date is announced by IASB.

Amendments to IAS 32 *Financial Instruments: Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities – Presentation*

The amendments clarify the meaning of "currently has a legally enforceable right to set-off" and also clarify the application of the IAS 32 offsetting criteria to settlement systems (such as central clearing house systems) which apply gross settlement mechanisms that are not simultaneous. The

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

amendments to IAS 32 are already endorsed by the EU and are to be retrospectively applied for annual periods beginning on or after 1 January 2014. Earlier application is permitted. However, if an entity chooses to early adopt, it must disclose that fact and also make the disclosures required by the IFRS 7 amendments. The Company has established that based on the agreements entered into, the right to set-off is not available. Therefore it does not expect a material impact on the financial position and performance of the Company.

3. Interest income and expense

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Interest and similar income		
Loans and advances to affiliates (Note 27)	38,314	40,052
Cash collateral (Note 16)	126	105
Cash and cash equivalents (Note 27)	14	46
	38,454	40,203

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Interest and similar expense		
Debt issued and other borrowing	(27,285)	(26,982)
Cash collateral received (Note 21)	(8)	-
Other interest expense	-	(1)
	(27,293)	(26,983)

Main reason of the decrease in *Net interest income* is the changes in market conditions of interest, such as interest rate gap between borrowing rate and lending rate where currencies are different. As the Company economically hedges its interest and foreign exchange exposures arising from such gaps with the use of derivatives, the decrease of *Net interest income* is partly offset by a corresponding decrease in *Net trading loss* (Note 5).

Increase in *Interest and similar expense* is mainly caused by de-designation of hedge relationship.

4. Net fee and commission expense

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Guarantee fee paid (Note 27)	(858)	(861)
Commitment fee received (Note 27)	25	25
	(833)	(836)

5. Net trading loss

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Net trading income on derivative financial instruments	612	884
Fair value hedge ineffectiveness (Note 6)	45	(126)
Net foreign exchange losses	(1,787)	(2,780)

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(1,130)	(2,022)

The Company manages the risks arising from fluctuations in foreign currency exchanges and interest rates with the use of financial derivatives. The gains/(losses) on financial derivatives, which are held for risk management purposes to offset these fluctuations but do not form part of a qualifying hedging relationships, are included in line *Net trading loss*. The movement in *Net trading loss* partly offsets the movement in *Interest and similar income* (Note 3).

For designated and qualifying fair value hedges, the change in fair value of a hedging instrument is recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading loss*. Meanwhile, the change in fair value of the hedged item attributable to the risk hedged is recorded as part of the carrying amount of the hedged item and is also recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading loss*. Hedge ineffectiveness arising from derivatives designated as fair value hedges is also included in *Net trading loss*.

For hybrid instruments where the embedded derivatives are separated and measured at fair value, the gain/(loss) on hedging derivatives is offset by the gain/(loss) on embedded derivatives. However, for the instruments which are not bifurcated, the gain/(loss) on hedging derivatives resulted in an increase in the *Net trading loss* for the year ended 31 March 2014 compared to the year ended 31 March 2013.

Risk management, for information regarding the nature and extent of the Company's dealing with financial instruments, is disclosed in Note 23.

6. Fair value hedges

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Gain/(loss) in fair value of hedged items	362	(1,403)
Gain/(loss) in fair value of hedging instruments	(317)	1,277
Fair value hedge ineffectiveness (Note 5)	45	(126)

7. Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss	(2,901)	228
	(2,901)	228

Interest expenses, gains and losses arising from changes in fair value and transaction costs associated to the financial liabilities designated at fair value through profit or loss are recognised under *Net gain/(loss) on financial liabilities designated at fair value through profit or loss*, except for the currency translation effect which is included in *Net trading loss*.

The Company calculates and applies own credit adjustment based on movements in the credit spread of the Nomura Group. Notes issued by the Company are guaranteed by NHI (Refer to Note 19 and Note 27) therefore the Company utilizes the credit spread of the Nomura Group for calculation of own credit adjustment. The impact of changes in own credit risk included under *Net gain/(loss) on financial liabilities* designated at fair value through profit or loss is JPY 1,295 million loss for the year ended 31

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

March 2014 (immaterial for the year ended 31 March 2013). The majority of this change is stemming from new financial liabilities designated at fair value through profit or loss during the current reporting period.

8. Other operating income/(loss)

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Redemption gains/(losses)	52	(259)
Others	14	5
	66	(254)

9. Salaries and social charges

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Salaries	(60)	(46)
Pension premium	(5)	(2)
Social charges and welfare	(8)	(6)
	(73)	(54)

10. Number of employees

The Company had eight (8) employees as of 31 March 2014 (2013: 6). Five (5) of the 8 employees were working part time as of 31 March 2014 (2013: 5).

11. General and administrative expenses

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Advance pricing arrangement adjustment (Note 27)	(6,914)	(9,645)
Sub-contractor fees (Notes 27)	(119)	(82)
Taxes other than income tax	(197)	(236)
Professional fees	(240)	(206)
Administrative (Note 27)	(23)	(22)
Others	(47)	(26)
	(7,540)	(10,217)

Advance pricing arrangement

Advanced pricing agreement for the avoidance of double taxation in the Netherlands and in Japan has expired on 31 March 2012. On 30 November 2012, the Company filed a request to Dutch tax authorities for a unilateral advance pricing agreement (the "Unilateral APA"). Dutch tax authorities approved the Unilateral APA on 4 April 2014. The Unilateral APA applies exclusively to the period from 1 April 2013 up to and including 31 March 2017, with retroactive effect to 1 April 2012. For the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013, NHI and the Company agreed to settle the adjustment in line with the terms of Unilateral APA. Consequently, for the year ended 31 March 2014

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

JPY 6,914 million (31 March 2013: JPY 9,645 million) adjustment amount payable to NHI is included in the above account line item advance pricing arrangement adjustment.

12. Taxation

The components of the taxation benefit for the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013 are as follow:

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Current tax:		
Current income tax	(497)	(504)
Adjustment in respect of current income tax of prior years	-	45
Deferred tax:		
Relating to temporary differences	784	432
Taxation (expense)/benefit	287	(27)

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Profit/(loss) before tax	(1,250)	65
At Dutch statutory income tax rate of 25%	313	(16)
Adjustment in respect of current income tax of prior years	-	45
Effect of difference between taxable income and accounting profit	(26)	(56)
Taxation (expense)/benefit	287	(27)

The nominal tax rate for the fiscal year ended 31 March 2014 is 25% (2013:25%) while the effective tax rate is 22.96% (2013: 41.07%).

The movements in the income tax (payable)/receivable and deferred tax assets are as follow:

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Income tax (payable)/receivable		
Beginning balance	(35)	(87)
Payment	464	456
Charged to income	(497)	(459)
Other movements	20	55
Ending balance	(48)	(35)
Deferred tax assets		
Beginning balance	1,579	1,147
Increase related to temporary differences	784	432
Ending balance	2,363	1,579

The majority of the deferred tax assets of the Company pertain to the valuation of the derivative financial instruments.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

13. Financial instruments classification summary

	As of March 2014 Millions of JPY				
	Loans and receivables	Held for trading	Financial liabilities at amortised cost	Financial Liabilities designated at fair value through profit or loss	Total
Loans and advances to affiliates	2,123,449	-	-	-	**2,123,449**
Derivative financial assets					
- held for trading	-	117,795	-	-	**117,795**
- with hedging relationship (hedge accounting)[1]	-	-	-	-	**-**
Cash and cash equivalents	2,479	-	-	-	**2,479**
Other assets					
- cash collateral (Note 16)	96,660	-	-	-	**96,660**
Total financial assets	2,222,588	117,795	-	-	**2,340,383**
Debt issued and other borrowing					
- not in connection with fair value hedge	-	-	2,065,970	-	**2,065,970**
- in connection with fair value hedge	-	-	-	-	**-**
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	-	-	-	126,432	**126,432**
Derivative financial liabilities					
- derivatives held for trading	-	114,562	-	-	**114,562**
Other liabilities					
- cash collateral received (Note 21)	-	-	9,130	-	**9,130**
Total financial liabilities	-	114,562	2,075,100	126,432	**2,316,094**

[1] The fair value hedge effectiveness relationship proved to be ineffective as of 31 March 2014 therefore the fair value hedge relationship was de designated.

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N. V.) (E24747)
有価証券報告書
EDINET提出書類

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

	As of March 2013 Millions of JPY				
	Loans and receivables	Held for trading	Financial liabilities at amortised cost	Financial Liabilities designated at fair value through profit or loss	Total
Loans and advances to affiliates	2,066,962	-	-	-	**2,066,962**
Derivative financial assets					
- held for trading	-	149,261	-	-	**149,261**
- with hedging relationship (hedge accounting)	-	1,448	-	-	**1,448**
Cash and cash equivalents	10,049	-	-	-	**10,049**
Other assets					
- cash collateral (Note 16)	-	-	-	-	**-**
Total financial assets	2,077,011	150,709	-	-	**2,227,720**
Debt issued and other borrowing					
- not in connection with fair value hedge	-	-	1,990,893	-	**1,990,893**
- in connection with fair value hedge	-	-	23,745	-	**23,745**
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	-	-	-	8,772	**8,772**
Derivative financial liabilities					
- derivatives held for trading	-	174,447	-	-	**174,447**
Total financial liabilities	-	174,447	2,014,638	8,772	**2,197,857**

EDINET提出書類
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（Nomura Europe Finance N. V.）(E2747)
有価証券報告書

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

14. Derivative financial instruments[1]

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Positive fair values		
Foreign exchange related derivatives[2]	9,461	22,799
Interest rate derivatives		
- held for trading	96,741	119,776
- fair value hedge accounting	-	1,448
Equity derivatives	9,568	5,064
Credit derivatives	2,025	1,622
	117,795	150,709
Negative fair values		
Foreign exchange related derivatives[2]	15,318	63,799
Interest rate derivatives		
- held for trading	87,779	103,611
Equity derivatives	9,433	5,385
Credit derivatives	2,032	1,652
	114,562	174,447

Above figures in tables consist of current and non-current derivative financial assets and derivative financial liabilities.

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Notional amounts		
Foreign exchange related derivatives[2]	990,878	1,303,939
Interest rate derivatives	2,831,261	2,839,095
Equity derivatives	311,823	227,735
Credit derivatives	156,872	95,024
	4,290,834	4,465,793

All the above figures in tables include the bifurcated embedded derivatives.

All foreign exchange related derivatives and other derivatives mentioned above, except for bifurcated embedded derivatives, are with the Nomura Group.

The Company uses derivatives (principally interest rate swaps) for hedging purposes in the management of its own asset and liability portfolios. This enables the Company to mitigate the market risk and interest rate risk arising from its assets and liabilities.

Majority of the decrease in both the positive and negative fair values of derivative financial instruments relates to the decrease in the positive and negative fair value of hedging derivatives due to changes in the market conditions.

When calculating the fair value of the derivatives, the credit and debit valuation adjustments are taken into account, which are recognized under *Net trading loss*. The credit valuation adjustments led to a gain of JPY 2,352 million for the year ended 31 March 2014 (loss for the year ended 31 March 2013: JPY 2,738 million). The debit valuation adjustments for the reporting period led to a gain of JPY 425 million.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1) Each derivative classification includes derivatives referencing multiple risk components. For example, interest rate contracts include complex derivatives referencing interest rate risk as well as foreign exchange risk.

2) As of 31 March 2014 the Company subsumed *Currency derivatives* under *Foreign exchange related derivatives* to ensure the classification is indicative of the key risks inherent in each product type. Accordingly, to render the 31 March 2013 presentation comparable with that of 31 March 2014 figures, *Currency derivatives* assets which amount to JPY 19,378 million is reclassified to *Foreign exchange related derivatives* assets, *Currency derivatives* liabilities which amount to JPY 36,426 million is reclassified to *Foreign exchange related derivatives* liabilities and *Currency derivatives* notional which amounts to JPY 420,012 million is reclassified to *Foreign exchange related derivatives* notional.

15. Cash and cash equivalents

The balance only comprises of cash in banks which is unrestricted for disposal.

16. Other assets

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Cash collateral (Notes 23 and 27)	96,660	-
Others	4,898	6,187
	101,558	6,187

Under new and amended International Swaps and Derivatives Association ("ISDA") Credit Support Annex signed with related parties, the Company places *Cash collateral* to derivative counterparties related to derivative transactions which is restricted for disposal. *Others* mainly include accrued interest income.

17. Issued and paid-up capital and reserve

The authorised share capital consists of 315,000 ordinary shares of Euro ("EUR") 454 each. The issued and paid-up share capital comprises of 113,000 shares with EUR 454 par value per share.

Details of the issued and paid-up capital are as follows:

	As of	
	March 2014	March 2013
Issued and paid-up capital at historical cost (JPY Millions)	8,402	8,402
Issued and paid-up shares (Thousands)	113	113
Par value per share (EUR)	454	454
Issued shares at par value (EUR Thousands)	51,302	51,302
Exchange rate (EUR-JPY)	141.9975	120.68557
Issued and paid-up capital (JPY Millions)	7,285	6,191

Details of the reserve is as follows:

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Issued and paid-up capital at historical cost	8,402	8,402
Issued and paid-up capital	7,285	6,191
Translation difference	1,117	2,211

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

As required by Article 2:373 paragraph 5 of the Dutch Civil Code *the Issued and paid-up capital* account is measured using the shares issued and paid-up at par and translated using the closing rate from EUR to JPY as of the statement of financial position date. The difference between the historical cost and the carrying amount of the issued and paid-up capital as of the statement financial position date is recorded under *Reserve* account.

18. Dividends paid

No dividend was declared or paid during the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013.

19. Debt issued and other borrowing

a. Non-current debt issued and other borrowing

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Beginning balance	1,769,414	1,998,705
Issues	516,825	180,539
Redemptions	(329,106)	(319,440)
Reclassifications to current liabilities	(487,881)	(152,867)
Other movements	28,564	62,477
Ending balance	1,497,816	1,769,414

b. Current debt issued and other borrowing

	For the year ended	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Beginning balance	245,224	139,506
Issues	157,124	163,731
Redemptions	(340,166)	(222,458)
Reclassifications from current liabilities	487,881	152,867
Other movements	18,091	11,578
Ending balance	568,154	245,224

In the above tables, *Other movements* are mainly related to the effects of the foreign exchange results, fair value hedge basis adjustments and amortisation of debt issued and other borrowing using the EIR method.

All notes issued are guaranteed either by NHI only or by both NHI and Nomura Securities Co., Ltd. (Refer to Note 27).

次へ

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

20. Financial liabilities designated at fair value through profit or loss

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Bonds and medium-term notes	126,432	8,772
	126,432	8,772

Above figures in tables consist of current and non-current financial liabilities designated at fair value through profit or loss.

The impact of changes in own credit adjustment, which is mainly resulting from the tightening of Nomura Group's credit spread, is JPY 1,295 million loss (refer to Note 7). This is equal to the cumulative balance as of 31 March 2014 (immaterial for 31 March 2013).

The difference between the carrying amount and the contractually due amount for the *financial liabilities designated at fair value through profit or loss* is JPY 1,844 million (immaterial for 31 March 2013).

21. Other liabilities

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Cash collateral received	9,130	-
Others	14,765	19,894
	23,895	19,894

Under new and amended ISDA Credit Support Annex signed with related parties, the Company receives *cash collateral* from derivative counterparties related to derivative transactions which is restricted for disposal. *Others* mainly include accrued interest income and other accrued expenses.

22. Commitments and contingent liabilities

The Company has JPY 30,000 million committed loan facility as of 31 March 2014 (2013: JPY 30,000 million) to certain Nomura Group entities of which JPY 25,000 million is undrawn (2013: JPY 25,000 million).

The Company has JPY 740,978 million unsettled loan commitments as of 31 March 2014 (2013: JPY 122,035 million).

23. Risk management

The Company's risk management activities involve both the assessment and transfer of certain risks which the Company must manage. The most important types of risk are market risk, credit risk, liquidity risk and operational risk. Market risk includes currency risk, price risk, and interest rate risk.

The Company's primary objective is to act as a financing vehicle for the Nomura Group. To this end, the Company issues debt with returns linked to a variety of different indices including but not limited to equities, interest rate, foreign exchange, credit and commodities. The Company actively manages the resultant risk using derivative financial instruments with the intention of eliminating significant market risk arising from such instruments. The Company transacts these derivative instruments solely with other entities within the Nomura Group.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The Company's financial instruments include loan advances, cash collateral deposited to or received from certain members of the Nomura Group, debt issued and other borrowing, financial instruments designated at fair value through profit or loss and derivatives.

Group Risk Appetite

Nomura Group's risk appetite defines the type and quantum of risk that Nomura is willing to accept in pursuit of its business objectives. The Risk Management Division and the Finance Division of Nomura are jointly responsible for developing and proposing risk appetite to the Group Integrated Risk Management Committee ("GIRMC") for their input and final approval.

Global Risk Management Structure

Upon delegation from the Executive Management Board ("EMB"), the GIRMC deliberates on or determines important matters concerning integrated risk management of Nomura Group to assure the sound and effective management of its businesses. The GIRMC establishes Nomura Group's risk appetite and a framework of integrated risk management consistent with Nomura Group's risk appetite. The GIRMC supervises Nomura Group's risk management by establishing and operating its risk management framework. The GIRMC reports the status of key risk management issues and any other matters deemed necessary by the committee chairman to the Board of Director and the EMB.

In addition, the GIRMC, upon delegation from the EMB, has established the Risk Management Policy, describing Nomura Group's overall risk management framework including the fundamental risk management principles followed by Nomura Group.

Upon delegation from the GIRMC, Global Risk Management Committee ("GRMC") deliberates on or determines, based on strategic risk allocation and risk appetite determined by the GIRMC, important matters concerning market, credit or reputational risk management of Nomura Group in order to assure the sound and effective management of Nomura Group's businesses. The GRMC reports to the GIRMC the status of discussions at its meetings and any other matters as deemed necessary by the committee chairman.

The Company's qualitative and quantitative risk management

Market Risk

Market risk is the risk of loss arising from fluctuations in the value of assets and liabilities (including off balance sheet items) due to fluctuations in market risk factors (interest rates, foreign exchange rates, prices of securities and others). Effective management of this risk requires the ability to analyse a complex and constantly changing global market environment, identify problematic trends and ensure that appropriate action is taken in a timely manner. The Company seeks to minimise the market risks by entering into derivative agreements to economically hedge the exposures in its loans and medium term notes. The maturity structure of the derivatives corresponds with the maturity of the loans and medium term notes being hedged.

Interest Rate and Equity Price Risk
It is the policy of the Company to hedge interest rate and equity price exposures via the use of interest rate derivatives, cross currency derivatives or equity swaps.

The Company raises funding with short-term or long-term borrowings through the issuance of medium term notes. The Company funds the desired currencies at both fixed and floating rates of interest and then uses both interest rate and currency derivatives to generate the desired interest rate hedge profile. This will involve matching the coupon dates on both the assets and liabilities where relevant.

Applying the above hedging policy on interest rate exposure, the Company does not have a significant interest rate exposure as of 31 March 2014 and 31 March 2013.

Currency Exposure
Currency exposures are comprised of the monetary assets and monetary liabilities of the Company that are not denominated in the functional currency of the Company. All material net currency

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

exposure arising from activities of the Company is actively hedged using foreign exchange related derivatives and/or currency derivatives.

It is the policy of the Company not to trade currency exposure; therefore, all currency derivative transactions are entered into with the intention of hedging only.

Applying the above hedging policy on currency exposure, the Company does not have a significant currency exposure as of 31 March 2014 and 31 March 2013.

Credit Risk

Credit risk management
Credit risk is the risk of loss arising from an obligor or counterparty's default, insolvency or administrative proceeding which results in the obligor's failure to meet its contractual obligations in accordance with agreed terms. This includes both on and off-balance sheet exposures. It is also the risk of loss arising through a credit valuation adjustment associated with deterioration in the creditworthiness of a counterparty.

As the Company's financial instruments are traded exclusively with the Nomura Group, credit risk is minimised.

Credit quality of financial assets
The Company considered the credit rating of the Nomura Group as the same credit rating received by NHI from Standard & Poor's International LLC which is BBB+. As of the Managing Directors' reporting date, there has been no change in the aforementioned credit rating.

The Company has no financial assets that are either past due or impaired.

Credit risk exposure
The table below shows the Company's maximum exposure to credit risk as of the statement of financial position date. Certain off-balance sheet instruments which expose the Company to a risk of loss due to default by the parties underlying these contracts are also disclosed.

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Derivative financial assets (Note 14)	117,795	150,709
Commitments to extend credit (Note 22)	25,000	25,000
Commitments for undrawn loan	-	103,540
Cash and cash equivalents	2,479	10,049
Other debtors (Note 13)[1]	2,128,334	2,073,138
Cash collateral received (Note 21)	(9,130)	-
Total exposure to credit risk	2,264,478	2,362,436

[1]As of 31 March 2014 the Company included interest receivable from other debtors into other debtors line to make the presentation of disclosure fairer. Accordingly, to render the 31 March 2013 presentation comparable with that of 31 March 2014 figures, interest receivable from other debtors as of 31 March 2013 is included in other debtors.

Credit Risk Mitigation Techniques
As mentioned previously, the Company enters into International Swap and Derivatives Association, Inc. master agreements or equivalent agreements (called "Master Netting Agreements") to mitigate its exposure to credit loss. The impact of offsetting financial assets and financial liabilities which are subject to netting arrangements is not reflected in the statement of financial position.

Impaired financial assets
The Company assesses whether there is any objective evidence that a financial asset is impaired at each statement of financial position date as described in Note 2.3 e) above.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

All loans are transacted with the Nomura Group. No impairment loss on loans has been recognised for the year ended 31 March 2014 or the prior periods.

Liquidity Risk

Liquidity Risk Management
The Nomura Group defines liquidity risk as the risk of losses arising from difficulty in securing the necessary funding or from a significantly higher cost of funding than normal levels due to deterioration of the Nomura Group's creditworthiness or deterioration in market conditions. This risk could arise from Nomura-specific or market-wide events such as inability to access the secured or unsecured debt markets, a deterioration in Nomura Group credit ratings, a failure to manage unplanned changes in funding requirements, a failure to liquidate assets quickly and with minimal loss in value, or changes in regulatory capital restrictions which may prevent the free flow of funds between different Nomura group entities. Liquidity risk management policy is based on liquidity risk appetite which the GIRMC formulates upon delegation by the EMB. Nomura Group's liquidity risk management, under market-wide stress and in addition, under stress to Nomura Group credit, seeks to ensure enough continuous liquidity to meet all funding requirements and unsecured debt obligations across one year and one month periods respectively without raising funds through unsecured funding or the liquidation of assets.

The Nomura Group has in place a number of Liquidity Risk Management frameworks that enable the Nomura Group to achieve its primary liquidity objective. These frameworks include (1) Centralized Control of Residual Cash and Maintenance of Liquidity Portfolio; (2) Appropriate Funding and Diversification of Funding Sources and Maturities Commensurate with the Composition of Assets; (3) Management of Credit Lines to Nomura Group Entities; (4) Implementation of Liquidity Stress Tests; and (5) Contingency Funding Plan.

The EMB has the authority to make decisions concerning the Nomura Group liquidity management. The Chief Financial Officer of NHI has the operational authority and responsibility over the Nomura Group's liquidity management based on decisions made by the EMB.

The Company is fully integrated into the Nomura Group's Liquidity Risk Management frameworks given its primary role as the funding vehicle of the Nomura Group.

The maturity profile and sources of funding of the Company are actively monitored and managed by Global Treasury of the Nomura Group to avoid any concentration of funding by maturity and source. The distribution of sources of funding and their maturity profile are actively managed in order to ensure access to funds and to avoid a concentration of funding at any one time or from any one source.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Contractual Maturity Table

The tables below are based on undiscounted cash flows thus they do not reconcile to the statement of financial position except for the *financial liabilities designated at fair value through profit or loss* reported under on demand category. Where the amount to be paid or the amount to be received is not fixed, the amount disclosed is determined by reference to the conditions existing at the end of the reporting period.

The embedded derivatives which are recorded under *Derivative financial assets and Derivative financial liabilities* are not separated from the hybrid financial instrument for the purpose of presenting the contractual maturity of the financial instruments.

Approximately 57% (2013: 56%) of the below mentioned financial liabilities have the feature of either early termination or redemption.

Financial liabilities

At 31 March 2014	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil
Debt Issued and other borrowing	-	24,511	140,169	458,088	678,431	1,333,112	2,634,311
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	18,110	175	343	1,577	113,289	-	133,494
Other commitments[1]	25,000	388,500	219,974	132,504	-	-	765,978
Total undiscounted financial liabilities	**43,110**	**413,186**	**360,486**	**592,169**	**791,720**	**1,333,112**	**3,533,783**
Total exposure to liquidity risk	**43,110**	**413,186**	**360,486**	**592,169**	**791,720**	**1,333,112**	**3,533,783**

At 31 March 2013	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil
Debt Issued and other borrowing	-	54,910	78,697	177,375	866,069	1,483,517	2,660,568
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	8,772	-	-	-	-	-	8,772
Other commitments[1]	25,000	115,540	2,447	4,047	-	-	147,034
Total undiscounted financial liabilities	**33,772**	**170,450**	**81,144**	**181,422**	**866,069**	**1,483,517**	**2,816,374**
Total exposure to liquidity risk	**33,772**	**170,450**	**81,144**	**181,422**	**866,069**	**1,483,517**	**2,816,374**

[1] As of 31 March 2014 the Company included unsettled loan commitments into other commitments. Accordingly, to render the 31 March 2013 presentation comparable with that of 31 March 2014 figures, unsettled loan commitments is included in 31 March 2013 table.

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（Nomura Europe Finance N. V.）(E24747)
有価証券報告書
EDINET提出書類

The table below shows the maturity profile of the Company's financial derivatives. The analysis into maturity groupings is based on the remaining period to the contractual maturity date.

Financial derivatives

At 31 March 2014	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil
Net-settled financial derivatives							
Net-settled derivatives held for trading	-	3,400	7,373	30,942	117,925	349,443	509,083
Total undiscounted net-settled financial derivatives	**-**	**3,400**	**7,373**	**30,942**	**117,925**	**349,443**	**509,083**
Gross-settled financial derivatives							
Contractual amounts receivable	-	213,448	608,499	88,540	53,397	66,015	1,029,899
Contractual amounts payable	-	(218,983)	(602,945)	(81,780)	(29,783)	(54,100)	(987,591)
Total undiscounted gross settled financial derivatives	**-**	**(5,535)**	**5,554**	**6,760**	**23,614**	**11,915**	**42,308**
Total undiscounted financial derivative	**-**	**(2,135)**	**12,927**	**37,702**	**141,539**	**361,358**	**551,391**

At 31 March 2013	On demand	Less than 30 days	31 – 90 days	91 days – 1 year	1 – 5 years	Later than 5 years	Total
	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil	JPY mil
Net-settled financial derivatives							
Net-settled derivatives held for trading	-	3,551	6,613	29,593	118,248	431,446	589,451
Total undiscounted net-settled financial derivatives	**-**	**3,551**	**6,613**	**29,593**	**118,248**	**431,446**	**589,451**
Gross-settled financial derivatives							
Contractual amounts receivable	-	287,351	656,346	183,688	154,635	28,751	1,310,771
Contractual amounts payable	-	(296,807)	(664,354)	(213,731)	(127,343)	(24,277)	(1,326,512)
Total undiscounted gross settled financial derivatives	**-**	**(9,456)**	**(8,008)**	**(30,043)**	**27,292**	**4,474**	**(15,741)**
Total undiscounted financial derivative	**-**	**(5,905)**	**(1,395)**	**(450)**	**145,540**	**435,920**	**573,710**

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（Nomura Europe Finance N. V.）(E2747)
有価証券報告書
EDINET提出書類

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Operational Risk

The Nomura Group defines operational risk (the "Operational Risk") as the risk of loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events. It excludes strategic risk (the risk of loss as a result of poor strategic business decisions), but includes the risk of breach of legal and regulatory requirements, and the risk of damage to Nomura Group's reputation if caused by an operational risk.

The Nomura Group adopts the industry standard "Three Lines of Defence" for the management of operational risk, comprising the following elements:
1) 1st Line of Defence: The business which owns and manages its risks
2) 2nd Line of Defence: The Operational Risk Management ("ORM") function, which defines and co-ordinates the operational risk strategy and framework and provides challenge to the 1st Line of Defence
3) 3rd Line of Defence: Internal and External Audit, who provide independent assurance

The governing body is GIRMC. With delegated authority from the EMB, GIRMC provides formal oversight over the management of operational risk.

The Nomura Group established an ORM framework in order to allow to identify, assess, manage, monitor and report on Operational Risk. Operational risk appetite is defined through a mixture of qualitative appetite statements and quantitative measures utilizing key components of the ORM Framework.

The ORM framework consists of 1) Infrastructure of the framework 2) Products and Services and 3) Outputs. The Company is fully integrated into the Nomura Group's ORM framework.

24. Fair Value

Fair value of financial assets and financial liabilities

Comparison of the carrying amounts and fair values of financial instruments
The carrying values of current financial assets and current financial liabilities measured at amortised cost fairly approximate their fair value, since they are short-term in nature and contain minimal credit risk. Below tables include comparison of the carrying amounts and fair values of non-current loans and advances to affiliates and non-current debt issued and other borrowing.

	As of March 2014		
	Carrying amount	Fair value	
		Level 2	Level 3
	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY
Loans and advances to affiliates	489,238	491,731	-
Debt issued and other borrowing	1,497,816	1,366,278	7,011

	As of March 2013		
	Carrying amount	Fair value	
		Level 2	Level 3
	Millions of JPY	Millions of JPY	Millions of JPY
Loans and advances to affiliates	463,872	464,243	-
Debt issued and other borrowing	1,769,414	1,467,471	4,354

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For financial assets carried at amortised cost which have a maturity of more than one year from the reporting date, fair value is determined based on discounted cash flows using the prevailing rates from the active markets. Credit risk and ranking of the relevant loans are taken into consideration in determining the fair value of the loan.

For financial liabilities carried at amortised cost having a maturity of more than one year from the statement of financial position date, fair value is determined based on price quotations at the reporting date. These quotations are based on techniques for which all inputs that have a significant effect on the fair value are observable either directly or indirectly, as well as techniques which use inputs not based on observable market data.

Fair Value Hierarchy

The following tables present information about the Company's financial assets and financial liabilities measured at fair value within the fair value hierarchy on a recurring basis, based on the transparency of inputs into the valuation techniques used by the Company to determine such fair values.

	As of March 2014				As of March 2013			
	Carrying Value Millions of JPY	Level 1 Millions of JPY	Level 2 Millions of JPY	Level 3 Millions of JPY	Carrying Value Millions of JPY	Level 1 Millions of JPY	Level 2 Millions of JPY	Level 3 Millions of JPY
Financial assets measured at fair value								
Derivative financial assets	117,795	-	38,093	79,702	150,709	-	55,531	95,178
Foreign exchange related derivatives[1)]	9,461	-	9,412	49	22,799	-	22,552	247
Interest rate derivatives								
- held for trading	96,741	-	19,251	77,490	119,776	-	28,183	91,593
- with hedging relationship	-	-	-	-	1,448	-	1,448	-
Equity derivatives	9,568	-	7,473	2,095	5,064	-	1,761	3,303
Credit derivatives	2,025	-	1,957	68	1,622	-	1,587	35
	117,795	-	38,093	79,702	150,709	-	55,531	95,178
Financial liabilities measured at fair value								
Derivative financial liabilities	114,562	-	34,765	79,797	174,447	-	77,473	96,974
Foreign exchange related derivatives[1)]	15,318	-	15,269	49	63,799	-	63,631	168
Interest rate derivatives								
- held for trading	87,779	-	10,191	77,588	103,611	-	10,203	93,408
Equity derivatives	9,433	-	7,341	2,092	5,385	-	2,022	3,363
Credit derivatives	2,032	-	1,964	68	1,652	-	1,617	35
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	126,432	-	126,432	-	8,772	-	8,772	-
	240,994	-	161,197	79,797	183,219	-	86,245	96,974

1) As of 31 March 2014 the Company subsumed *Currency derivatives* under *Foreign exchange related derivatives* to ensure the classification is indicative of the key risks inherent in each product type. Accordingly, to render the 31 March 2013 presentation comparable with that of 31 March 2014 figures, Level 2 *Currency derivatives* assets which amount to JPY 19,131 million is reclassified to Level 2 *Foreign exchange related derivatives* assets, Level 3 *Currency derivatives* assets which amount to JPY 247 million is reclassified to Level 3 *Foreign exchange related derivatives* assets Level, Level 2 *Currency derivatives* liabilities which amount to JPY 36,258 million is reclassified to Level 2 *Foreign exchange related derivatives* liabilities and Level 3 *Currency derivatives* liabilities which amount to JPY 168 million is reclassified to Level 3 *Foreign exchange related derivatives* liabilities as of 31 March 2013 to be consistent with the presentation of 31 March 2014 figures.

EDINET提出書類
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（Nomura Europe Finance N. V.）(E24747)
有価証券報告書

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Reconciliation of recurring fair value measurements categorised within Level 3 of the fair value hierarchy for the year ended 31 March 2014

The following table shows a reconciliation of all movements in the fair value of financial instruments categorised within Level 3 between the beginning balances and the ending balances as of the reporting period.

	For the year ended			
	March 2014		March 2013	
	Derivatives		Derivatives	
	Financial assets	Financial liabilities	Financial assets	Financial liabilities
	In Millions of JPY	In Millions of JPY	In Millions of JPY	In Millions of JPY
Beginning balance	**95,178**	**96,974**	**241,106**	**241,098**
Net trading income	13,105	11,042	(119,063)	(117,963)
Settlements	(28,026)	(27,744)	(32,532)	(32,130)
Transfers in	691	705	6,972	7,265
Transfers out	(1,246)	(1,180)	(1,305)	(1,296)
Ending balance	**79,702**	**79,797**	**95,178**	**96,974**
Total gains and (losses) for the period included in the statement of comprehensive income for instruments held at the end of the reporting period	23,648	(23,475)	(103,941)	102,664

Total gains and losses on financial derivatives included in the above table are included under *the net trading income/(loss)* in the statement of comprehensive income.

During the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013, there were no financial assets and financial liabilities recognised at fair value under Level 1. Thus, no transfers occurred between Level 1 and Level 2.

The Company assumes that all transfers of financial instruments from one level to another level within the fair value hierarchy occur at the beginning of the relevant period in which the transfer takes place. Amounts reported above therefore represent the fair value of the financial instruments at the beginning of the relevant quarter when the transfer was made.

Valuation techniques

The Company has only over-the-counter ("OTC") derivatives, including bifurcated embedded derivatives, which are valued using internal models using market transactions and other market evidence whenever possible, including market-based inputs to models, model calibration to market clearing transactions, broker or dealer quotations, or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. Valuation techniques include simple discounted expected cash flow techniques, Black-Scholes and Monte Carlo simulations. OTC derivatives, including bifurcated embedded derivatives, are classified within Level 2 of the fair value hierarchy when all of the significant inputs can be corroborated to market evidence.

Derivatives that are valued using models with significant unobservable inputs such as correlation, long-dated volatility, or other unobservable inputs are classified within Level 3. Examples of derivatives classified as Level 3 by the Company include exotic interest rate derivatives, exotic foreign exchange derivatives, exotic equity derivatives, exotic derivatives including a combination of interest rate, foreign exchange and equity risks and certain other transactions including long-dated or exotic credit derivatives.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Valuation techniques rely on parameters which are not observable in the market due to an absence of equivalent, current, market transactions or observable market data. These valuation techniques are based on assumptions. As a result, the fair value calculated using these valuation techniques will change if the underlying assumptions change.

For the year ended 31 March 2014, a total of JPY 691 million of financial assets (2013: JPY 6,972 million) and a total of JPY 705 million of financial liabilities (2013: JPY 7,265 million) were transferred into Level 3. On the financial assets side the transferred amount comprised primarily JPY 696 million of interest rate swaps (2013: JPY 6,787 million) which were transferred into Level 3 because certain volatilities and correlations became unobservable or significance of unobservable parameters increased. On the financial liabilities side the transferred amounts comprised primarily JPY 710 million of interest rate swaps (2013: JPY 7,080 million) which were transferred into Level 3 because certain volatilities and correlations became unobservable.

For the year ended 31 March 2014, a total of JPY 1,246 million of financial assets (2013: JPY 1,305 million) and a total of JPY 1,180 million of financial liabilities (2013: JPY 1,296 million) were transferred out of Level 3. On the financial assets side the transferred amount comprised primarily JPY 380 million of interest rate swaps and JPY 639 million of equity swaps (2013: JPY 1,141 million and JPY 164 million, respectively) which were transferred out of Level 3 because certain volatilities and correlations became observable or significance of unobservable parameters decreased. On the financial liabilities side the transferred amounts comprised primarily JPY 398 million of interest rate swaps and JPY 639 million of equity swaps (2013: JPY 1,132 million and 164 million, respectively) which were transferred out of Level 3 because certain volatilities and correlations became observable.

Valuation processes

The Company is fully integrated into the Nomura Group's governance framework which mandates determination or validation of a fair value measurement by control and support functions independent of the businesses assuming the risk of the financial instrument in order to ensure the appropriateness of any fair value measurement of a financial instrument used within these financial statements including those classified as Level 3 within the fair value hierarchy.

The functions within Nomura Group for either defining, implementing or maintaining valuation policies and procedures are as follows:

- The Product Control Valuations Group ("PCVG") within Nomura's Finance Department has primary responsibility to determine and implement valuation policies and procedures in connection with determination of fair value measurements. In particular, this group will ensure that valuation policies are documented for each type of financial instrument. Nomura Group's businesses price the financial instruments of the Company, the PCVG independently verifies or validates these prices. In the event of a difference in opinion or where the estimate of fair value requires judgement, the valuation used within these financial statements is made by senior managers independent of the businesses. This group reports to the Global Head of Product Control and ultimately to the Chief Financial Officer ("CFO") of Nomura Group;

- The Accounting Policy Group within Nomura's Finance Department defines the Group's accounting policies and procedures, including those associated with determination of fair value. This group reports to the Global Head of Accounting Policy and ultimately to the CFO of Nomura Group; and

  The Global Model Validation Group ("MVG") within Nomura's Risk Management Department validates the appropriateness and consistency of pricing models used to determine fair value measurements independently of those who design and build the models. The group reports to Chief Risk Officer.

Independent price verification processes

The key objective of the independent price verification processes within Nomura Group is to verify the appropriateness of fair value measurements applied to all financial instruments within Nomura Group. In applying these control processes, observable inputs are used whenever possible and when

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

unobservable inputs are necessary, the processes seek to ensure the valuation technique and inputs are appropriate, reasonable and consistently applied.

The independent price verification processes aim to verify the fair value of all positions to external levels on a regular basis. The process will involve obtaining data such as trades, marks and prices from internal and external sources and examining the impact of marking the internal positions at the external prices. Margin disputes within the collateral process will also be investigated to determine if there is any impact on valuations.

Where third-party pricing information sourced from brokers, dealers and consensus pricing services is used as part of the price verification process, consideration is given as to whether that information reflects actual recent market transactions or prices at which transactions involving identical or similar financial instruments are currently executable. If such transactions or prices are not available, the financial instrument will generally be classified in Level 3.

Where there is a lack of observable market information around the inputs used in a fair value measurement, then the PCVG and the MVG will assess the inputs used for reasonableness considering available information including comparable products, surfaces, curves and past trades. Additional valuation adjustments may be taken for the uncertainty in the inputs used, such as correlation and where appropriate trading desks may be asked to execute trades to evidence market levels.

Quantitative information regarding significant unobservable inputs and assumptions

The following table presents information about the significant unobservable inputs and assumptions used for financial instruments classified as Level 3 as of 31 March 2014. These financial instruments will also typically include observable valuation inputs (i.e. Level 2 valuation inputs) which are not included in the table and are also often hedged using financial instruments which are classified in Level 2 of the fair value hierarchy.

The following table shows valuation techniques and inputs used in the fair value measurements of Level 3 financial assets and financial liabilities:

	Fair value at 31 March 2014 in Millions of JPY				
	Assets	Liabilities	Valuation technique(s)	Significant unobservable inputs	Range of valuation inputs[(1)]
Foreign exchange related derivatives	49	49	DCF	Volatilities	18.48-19.58%
Interest rate derivatives	77,490	77,588	DCF	Interest rates Volatilities Correlations (-1.0 to 1.0)	0.67-5.17% 10.61-23.53% -0.04-0.99
Equity derivatives	2,095	2,092	Option models	Dividend yield Volatilities Correlations (-1.0 to 1.0)	0.00-3.08% 15.27-55.50% -0.78-0.94
Credit derivatives	68	68	DCF	Credit spreads Recovery rates Correlations (-1.0 to 1.0)	0.22-1.33% 20.00-20.00% 0.75-0.75
Total	**79,702**	**79,797**			

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

(1) Range information is provided in percentages, coefficients and multiples and represents the highest and lowest level significant unobservable valuation input used to value that type of financial instrument. A wide dispersion in the range does not necessarily reflect increased uncertainty or subjectivity in the valuation input and is typically just a consequence of the different characteristics of the financial instruments themselves.

Sensitivity of fair value to changes in unobservable inputs

Given that the valuation of Level 3 financial instruments fluctuate in response to a variety of factors, including, but not limited to general market sentiment, credit, interest rate, foreign exchange and correlation risk, current values may continue to decrease if conditions deteriorate further. Conversely, should conditions improve, an increase in the value of the Level 3 portfolio would be expected. However, management does not anticipate a significant impact in the net fair value of Level 3 financial instruments.

As the Company enters into derivative transactions to hedge its exposures in loans and medium term notes, the increase or decrease in the value of the Level 3 portfolio will not significantly impact its profit and equity. Hedging derivative instruments offset the positions arising from the derivatives which are embedded in the debt instruments and limit the sensitivity of fair value to changes in unobservable inputs related to these financial instruments.

For each class of financial instrument described in the above tables, changes in each of the significant unobservable inputs and assumptions used by the Company will impact upon the determination of a fair value measurement for the financial instrument. The sensitivity of these Level 3 fair value measurements to changes in unobservable inputs and interrelationships between those inputs are described below:

Derivatives—Where the Company is long the underlying risk of a derivative, significant increases (decreases) in the underlying of the derivative, such as interest rates or credit spreads in isolation or significant decreases (increases) in dividend yields would result in a significantly higher (lower) fair value measurement. Where the Company is short the underlying risk of a derivative, the impact of these changes would have a converse effect on the fair value measurements reported by the Company.

Where the Company is long optionality, recovery rates or correlation, significant increases (decreases) in volatilities, recovery rates or correlation will generally result in a significantly higher (lower) fair value measurement. Where the Company is short optionality, recovery rates or correlation, the impact of these changes would have a converse effect on the fair value measurements.

Day 1 gains and losses

Gains or loss generated from the use of valuation techniques with significant unobservable parameters is deferred over the life of the contract until parameters become observable or when the instrument is derecognised. Changes in fair value after inception are recognised in the profit or loss account. The total fair value attributable to these financial instruments that is yet to be recognised in the profit or loss account as of the statement of financial position date is JPY 126 million loss (2013: JPY 124 million loss). The following table shows a reconciliation of movements in the day 1 gains and losses between the beginning balance and the ending balance as of the reporting period.

	March 2014 Millions of JPY	March 2013 Millions of JPY
Beginning balance gain/(loss)	**(124)**	**(12)**
New transactions	(94)	(124)
Amounts recognised in profit or loss during the year	92	12
Ending balance gain/(loss)	**(126)**	**(124)**

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

25. Offsetting of financial assets and financial liabilities

The following table provides a summary of financial assets and financial liabilities subject to enforceable master netting arrangements and similar agreements.

	As of 31 March 2014 Millions of JPY					
				Related amounts not set off in the statement of financial position		
	Gross amounts of recognised financial assets/liabilities[1]	Gross amounts offset in the balance sheet	Amounts presented in the balance sheet	Financial instruments[2]	Cash collateral[3]	Net Amount
Derivative financial assets	49,510	-	49,510	(39,977)	(8,420)	1,113
Cash loans	290,994	-	290,994	(1,017)	-	289,977
Total financial assets	**340,504**	**-**	**340,504**	**(40,994)**	**(8,420)**	**291,090**
Derivative financial liabilities	82,953	-	82,953	(40,284)	(42,669)	-
Other liabilities	710	-	710	(710)	-	-
Total financial liabilities	**83,663**	**-**	**83,663**	**(40,994)**	**(42,669)**	**-**

	As of 31 March 2013 Millions of JPY					
				Related amounts not set off in the statement of financial position		
	Gross amounts of recognised financial assets/liabilities[1]	Gross amounts offset in the balance sheet	Amounts presented in the balance sheet	Financial instruments[2]	Cash collateral[3]	Net Amount
Derivative financial assets	81,509	-	81,509	(65,977)	-	15,532
Cash loans	-	-	-	-	-	-
Total financial assets	**81,509**	**-**	**81,509**	**(65,977)**	**-**	**15,532**
Derivative financial liabilities	128,223	-	128,223	(65,977)	-	62,246
Other liabilities	-	-	-	-	-	-
Total financial liabilities	**128,223**	**-**	**128,223**	**(65,977)**	**-**	**62,246**

1) The bifurcated embedded derivatives are excluded.
2) Represents amounts which are not permitted to be offset on the face of the balance sheet but which provide the Company with the right of offset in the event of counterparty default, insolvency or bankruptcy.
3) The cash collateral received against the positive mark to market values of derivatives and the cash collateral pledged towards the negative mark to market values of derivatives are booked under *Other liabilities* and *Other assets* respectively.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The Company entered into ISDA Master Agreements with all derivative counterparties which grant the Company the right to set off in the event of counterparty default, insolvency or bankruptcy. The Company also entered into On Balance Sheet and Off Balance Sheet Master Netting Agreements with one of the counterparties as of 31 March 2014 which grant the Company the right to set off in the event of counterparty default, insolvency or bankruptcy. These arrangements reduce credit risk exposure relative to what the credit exposure would be if the same counterparty were liable for their gross exposures on the same underlying contracts.

Usually, netting arrangements are constituted by a master netting agreement which specifies the general terms of the agreement between the counterparties, including information on the basis of the netting calculation; types of collateral; the definition of default and other termination events; the calculation of damages (on default) and documentation required. The master netting agreement contains the terms and conditions by which all (or as many as possible) relevant transactions between the counterparties are governed. Multiple individual transactions are subsumed under this general master netting agreement, forming a single legal contract under which the counterparties conduct their relevant mutual business. In addition to the mitigation of credit risk, placing individual transactions under a single master netting agreement that provides for netting of transactions in scope also helps to mitigate settlement risks associated with transacting in multiple jurisdictions or across multiple contracts.

26. Capital management policy

The objective of the Company's capital management policy is to ensure that the Company has an appropriate level of capital, being issued capital and issued medium term notes.

The Company reviews the appropriate level of capital - the determination of the level of appropriate capital will take into consideration the financing needs and liquidity position of the Nomura Group.

No changes were made in the objectives, policies or processes for managing capital during the year.

	As of	
	March 2014	March 2013
	Millions of JPY	Millions of JPY
Issued and paid-up capital	7,285	6,191
Share premium	1,321	1,321
Reserve	1,117	2,211
Total issued capital	9,723	9,723
Debt issued and other borrowing	2,065,970	2,014,638
- on-current	1,497,816	1,769,414
- urrent	568,154	245,224
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	126,432	8,772
- Non-current	108,322	-
- Current	18,110	8,772
Total issued capital and medium term notes	2,202,125	2,033,133

27. Related parties

Same as disclosed in elsewhere of these financial statements, the Company had the following material transactions with related parties during the period.

a. **Transactions with the parent**

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

i. The Company entered into loan agreements with NHI and earned interest income of JPY 1,894 million for the year ended 31 March 2014 (2013: JPY 2,257 million). As of 31 March 2014, total outstanding loan to NHI amounted to JPY 243,379 million (2013: JPY 122,000 million). The outstanding balance is unsecured. No impairment loss on the loans and advances to NHI has been recognised for the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013.

ii. The Company entered into a dealer agreement with NHI, as one of the guarantors of the Company notes (Refer to Note 19), whereby the Company has agreed to pay a fee (Refer to Note 4) based on the average outstanding amount of the notes during the relevant calculation period. JPY 750 million guarantee fees were charged to *Fee and commission expense* for the year ended 31 March 2014 (2013: JPY 716 million). As of 31 March 2014, the guarantee fee payable to NHI is JPY 750 million (2013: JPY 716 million).

iii. In accordance with the Unilateral APAs (Refer to Note 11), the Company agreed to pay the adjustment amount resulting from the APA to NHI. The adjustment amount of JPY 6,914 million (2013: JPY 9,645 million) was charged to *General and administrative expenses*. As of 31 March 2014, JPY 6,914 million is accrued under *Other liabilities* (2013: JPY 9,645 million).

iv. The Company incurred service fee of JPY 68 million for NHI's provision of information technology infrastructure support for the year ended 31 March 2014 (2013: JPY 49 million). This expense is reported under *General and administrative expenses* in the statement of comprehensive income. As of 31 March 2014, the service fee payable to NHI is JPY 54 million (2013: JPY 22 million).

b. Transactions with the Managing Directors

As of 31 March 2014, the Company had two Managing Directors who were seconded from the Nomura Group. No remuneration to the managing directors was chargeable to the Company for the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013.

c. Transactions with other related parties

i. The Company entered into loan agreements with other related parties and earned interest income (Refer to Note 3). All outstanding balances are unsecured. No impairment loss on the loans and advances to affiliates has been recognised for the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013.

ii. The Company entered into derivative transactions with other related parties under ISDA Master Agreements. As of 31 March 2014, derivative financial assets and derivative financial liabilities with other related parties amounted to JPY 49,510 million and JPY 82,953 million, respectively (31 March 2013: derivative financial assets – JPY 81,509 million and derivative financial liabilities – JPY 128,223 million).

iii. The Company earned interest income from deposits placed to the current account of a related party bank (Refer to Note 3). As of 31 March 2014, the outstanding balance deposited with the other related party bank amounted to JPY 2,458 million (2013: JPY 10,033 million).

iv. As of 31 March 2014, total outstanding balance of debt issued held within the Nomura Group for liquidity or market making purposes amounted to JPY 35,501 million (2013: JPY 50,429 million).

v. The Company entered into a dealer agreement with NHI and one of the related parties in the Nomura Group, as guarantors of the Company notes (Refer to Note 19), whereby it has agreed to pay a fee (Refer to Note 4) based on the average outstanding amount of the notes during the relevant calculation period. JPY 108 million guarantee fees were charged to *Fee and commission expense* for the year ended 31 March 2014 (2013: JPY 145 million). As of 31 March 2014, the guarantee fee payable to the other related party is JPY 108 million (2013: JPY 145 million).

vi. All the commitment fees and commission income for the years ended 31 March 2014 and 31 March 2013 are from related parties (Refer to Note 4 and Note 22).

vii. The Company incurred service fees to certain related parties for provision of operational support which are reported under *General and administrative expenses* in the statement of comprehensive income (Refer to Note 11).

28. Events after the reporting period

As of the date of this report, there have been no events subsequent to the year ended 31 March 2014 which require adjustment of or disclosure in the financial statements or notes thereto.

29. Other information

Auditor's report

The report of the auditors, Ernst & Young Accountants LLP, is presented on page 6.

Appropriation of result - Provision in the Company's articles of association

In accordance with Article 20 of the Company's articles of association, the net result shall be free at the disposal of the General Meeting.

Appropriation of result - Management proposal

The management proposes to deduct the total loss for the year ended 31 March 2014 of JPY 963 million from the retained earnings. This proposal has been reflected in the accounts.

２【主な資産・負債及び収支の内容】

「第３　事業の状況－７　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」および上記「１　財務書類」を参照のこと。

３【その他】

(1) 後発事象

当社が2014年４月１日から2014年７月31日までの間にユーロ・ノート・プログラム（「第３　事業の状況－５　経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づいて発行した社債残高は、円貨建債計113,860百万円、インドネシア・ルピー建債計25,000百万インドネシア・ルピー、ブラジル・レアル建債計107百万ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ建債計105百万メキシコ・ペソ、インド・ルピー建債計100百万インド・ルピー、南アフリカランド建債計80百万ランド、米ドル建債計76.4百万米ドル、豪ドル建債計48.2百万豪ドル、ロシア・ルーブル建債計30百万ロシア・ルーブル、トルコ・リラ建債計25百万トルコ・リラ、ニュージーランド・ドル建債計2.5百万ニュージーランド・ドル、カナダ・ドル建債計0.5百万カナダ・ドルとなっている。

(2) 訴訟

重要な訴訟等はない。

(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違

添付の財務書類は、IFRSに準拠して作成されているが、これらは日本における会計処理の原則および手続ならびに財務書類の表示方法（以下「日本の会計原則」という。）と以下の重要な分野で相違している。

１．公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は公正価値で測定し、公正価値の変動を包括利益計算書で認識する。評価モデルへのインプットが市場で観察不能な場合、その取引に係る当初の認識は、一般に公正価値の最良の指標となる取引価格で行う。取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または金融商品の認識が中止された時点で認識される。

日本の会計原則では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。なお、IFRSのような取引の当初損益を規定する基準はない。

２．ヘッジ会計

IAS第39号では、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、または在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて、ヘッジ会計による処理が認められている。公正価値ヘッジの場合は、ヘッジ対象の特定のリスクに係る公正価値の変動と、ヘッジ手段の公正価値の変動を、ともに損益として認識・計上する。

一方、日本の会計原則では、ヘッジ目的で保有するデリバティブに関する評価差額は、純資産の部に計上され、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べることとなっている。ただし、一定の要件を満たす金利スワップの特例処理が認められた場合については、金利スワップを時価評価せず金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減することが認められている。

３．複合金融商品

IAS第39号では、組込デリバティブは以下の全ての条件を満たしたとき、区分処理が必要となる。

・組込デリバティブの経済的特性やリスクが主契約のそれらと密接に関連していない。

・それが同一条件の独立の金融商品ならばデリバティブの要件を充足する。

・デリバティブが組み込まれた複合金融商品が、損益を通じて公正価値で計上される金融商品として分類されていない。

一方、日本の会計原則では、以下の全ての要件を満たす複合金融商品については、組込デリバティブを組込対象である金融資産または金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。

・組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること。

・組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと。

・当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと。

４．公正価値オプション

IAS第39号では、トレーディング目的保有以外に一定の要件を満たす場合には、金融資産および金融負債について公正価値オプションを適用し、当該金融資産および金融負債を毎期、公正価値で評価し、評価差額を純損益で認識することが認められる。

一方、日本の会計原則では、公正価値オプションは認められていない。

５．金融商品の開示

IFRS第７号では、金融商品の種類ごとに公正価値測定に用いられたインプットの源泉別ごとに３つのレベルの階層に従って、公正価値測定額について開示することが求められている。

一方、日本の会計原則では、公正価値の階層の開示は求められていない。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

第８【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第９【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に定める親会社等が存在しないため、該当事項はない。

２【その他の参考情報】

平成25年４月１日以降、本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

(1) 有価証券届出書の訂正届出書
平成25年５月２日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
(2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成25年５月２日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
(3) 訂正発行登録書およびその添付書類
平成25年５月21日　平成24年２月14日提出の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出
(4) 訂正発行登録書
平成25年５月28日　平成24年２月14日提出の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出
(5) 発行登録追補書類およびその添付書類
平成25年６月５日　関東財務局長に提出
(6) 発行登録追補書類およびその添付書類
平成25年６月12日　関東財務局長に提出
(7) 有価証券届出書の訂正届出書
平成25年６月28日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
(8) 有価証券届出書の訂正届出書
平成25年６月28日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
(9) 訂正発行登録書
平成25年７月１日　平成24年２月14日提出の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出
(10) 訂正発行登録書
平成25年７月１日　平成24年２月14日提出の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出
(11) 発行登録追補書類およびその添付書類
平成25年７月12日　関東財務局長に提出
(12) 発行登録追補書類およびその添付書類
平成25年７月12日　関東財務局長に提出
(13) 有価証券届出書の訂正届出書
平成25年７月29日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(14) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年７月29日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(15) 発行登録書およびその添付書類

平成25年８月９日　関東財務局長に提出

(16) 有価証券報告書およびその添付書類

平成25年８月14日　関東財務局長に提出

(17) 訂正発行登録書およびその添付書類

平成25年８月14日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(18) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

平成25年８月15日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(19) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

平成25年８月15日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(20) 訂正発行登録書

平成25年８月21日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(21) 訂正発行登録書

平成25年８月22日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(22) 訂正発行登録書

平成25年８月22日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(23) 訂正発行登録書

平成25年８月26日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(24) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年９月５日　関東財務局長に提出

(25) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年９月６日　関東財務局長に提出

(26) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年９月６日　関東財務局長に提出

(27) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年９月10日　関東財務局長に提出

(28) 訂正発行登録書

平成25年９月25日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(29) 訂正発行登録書

平成25年９月25日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(30) 訂正発行登録書

平成25年９月30日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(31) 有価証券届出書およびその添付書類

平成25年10月４日　関東財務局長に提出

(32) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年10月10日　関東財務局長に提出

(33) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年10月10日　関東財務局長に提出

(34) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年10月16日　関東財務局長に提出

(35) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年10月30日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(36) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年10月30日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(37) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年10月30日　上記(31)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(38) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年11月18日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(39) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年11月18日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(40) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年11月18日　上記(31)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(41) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年11月20日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(42) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年11月20日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(43) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年11月20日　上記(31)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(44) 訂正発行登録書

平成25年11月27日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(45) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年12月12日　関東財務局長に提出

(46) 半期報告書およびその添付書類

平成25年12月25日　関東財務局長に提出

(47) 訂正発行登録書およびその添付書類

平成25年12月25日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(48) 訂正発行登録書

平成25年12月27日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(49) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年１月17日　関東財務局長に提出

(50) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

平成26年１月31日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(51) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

平成26年１月31日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(52) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

平成26年１月31日　上記(31)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(53) 有価証券届出書およびその添付書類

平成26年２月３日　関東財務局長に提出

(54) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年２月17日　平成25年１月21日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(55) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年２月17日　平成25年３月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(56) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年２月17日　上記(31)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(57) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年２月17日　上記(53)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(58) 有価証券届出書およびその添付書類

平成26年２月18日　関東財務局長に提出

(59) 訂正発行登録書

平成26年２月20日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(60) 訂正発行登録書

平成26年２月20日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(61) 訂正発行登録書

平成26年２月24日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(62) 訂正発行登録書

平成26年２月24日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(63) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年３月７日　関東財務局長に提出

(64) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年３月７日　関東財務局長に提出

(65) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年３月11日　関東財務局長に提出

(66) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年３月11日　関東財務局長に提出

(67) 有価証券届出書およびその添付書類

平成26年４月８日　関東財務局長に提出

(68) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年５月１日　上記(67)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(69) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年５月20日　上記(67)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(70) 訂正発行登録書およびその添付書類

平成26年５月26日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(71) 訂正発行登録書およびその添付書類

平成26年５月26日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(72) 訂正発行登録書

平成26年５月30日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(73) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年５月30日　上記(67)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(74) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年６月10日　関東財務局長に提出

(75) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年６月10日　関東財務局長に提出

(76) 訂正発行登録書

平成26年６月27日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(77) 訂正発行登録書

平成26年６月27日　上記(15)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(78) 有価証券届出書の訂正届出書

平成26年６月27日　上記(67)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(79) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年７月11日　関東財務局長に提出

(80) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成26年７月11日　関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	売出券面額の総額又は振替社債の総額	償 還 額	2014年３月31日現在の未償還額	上 場
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年９月満期豪ドル建社債(注１)	2010年９月29日	９億7,600万豪ドル	１億5,500万豪ドル	８億2,100万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年９月満期米ドル建社債(注１)	2010年９月29日	３億9,200万米ドル	０米ドル	３億9,200万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年３月満期豪ドル建社債(注１)	2011年３月22日	７億3,100万豪ドル	７億3,100万豪ドル	０豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2015年３月満期米ドル建社債(注１)	2011年３月22日	３億6,800万米ドル	０米ドル	３億6,800万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2013年６月満期ユーロ豪ドル建社債(注２)	2009年６月17日	２億1,600万豪ドル	２億1,600万豪ドル	０豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年６月満期ユーロ豪ドル建社債(注２)(注３)	2010年６月14日	10億1,100万豪ドル	０豪ドル	10億1,100万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年６月満期ユーロニュージーランドドル建社債(注２)(注３)	2010年６月14日	２億8,000万ニュージーランド・ドル	０ニュージーランド・ドル	２億8,000万ニュージーランド・ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:ＪＸホールディングス株式会社(証券コード:5020)	2012年３月27日	２億7,700万円	１億4,000万円	１億3,700万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:日産自動車株式会社(証券コード:7201)	2012年３月27日	８億9,500万円	５億1,000万円	３億8,500万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:三菱商事株式会社(証券コード:8058)	2012年３月27日	42億1,600万円	14億7,000万円	27億4,600万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年５月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)	2012年５月29日	２億6,600万円	１億9,000万円	7,600万円	該当事項なし

野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年５月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)	2012年５月29日	5,700万円	０円	5,700万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2013年５月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(１年債)	2012年５月31日	316億円	316億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年５月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付(レンジ判定))(３年債)	2012年５月31日	41億3,000万円	30億円	11億3,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:伊藤忠商事株式会社(証券コード:8001)	2012年６月19日	7,000万円	０円	7,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社三井住友フィナンシャルグループ(証券コード:8316)	2012年６月19日	3,000万円	０円	3,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2014年３月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(１年６ヶ月債)	2012年９月18日	232億円	232億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年９月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付(レンジ判定))(３年債)	2012年９月18日	８億4,200万円	４億3,200万円	４億1,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2014年３月満期 円／トルコリラ・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)	2012年９月18日	20億円	20億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年10月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)	2012年10月22日	35億5,000万円	35億5,000万円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年10月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)	2012年10月22日	138億円	138億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2014年９月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(１年６ヶ月債)	2013年３月14日	５億8,000万円	０円	５億8,000万円	該当事項なし

野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年３月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(２年債)	2013年３月14日	16億7,000万円	０円	16億7,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)	2013年３月18日	145億円	145億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)	2013年６月13日	113億円	113億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)	2013年６月13日	26億円	26億円	０円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年６月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)	2013年６月20日	92億5,000万円	０円	92億5,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年１月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(注３)	2013年７月23日	300億円	０円	300億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年７月満期 利率ステップアップ型 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2013年７月23日	475億円	０円	475億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年９月満期 米ドル建変動利付社債	2013年９月12日	2,930万米ドル	０米ドル	2,930万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年３月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)	2013年９月17日	146億円	０円	146億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年９月満期 利率ステップアップ型 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2013年９月17日	155億5,000万円	０円	155億5,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年９月満期 利率ステップアップ型 円／米ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2013年９月17日	116億3,000万円	０円	116億3,000万円	該当事項なし

野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年９月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)	2013年９月19日	120億円	０円	120億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年９月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)	2013年９月19日	52億2,000万円	０円	52億2,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年４月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)	2013年10月21日	196億5,000万円	０円	196億5,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 利率ステップアップ型 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2013年10月21日	138億円	０円	138億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 利率ステップアップ型 円／米ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2013年10月21日	50億5,000万円	０円	50億5,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建固定利付社債	2013年10月23日	5,340万米ドル	０米ドル	5,340万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建変動利付社債	2013年10月23日	5,557万米ドル	０米ドル	5,557万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建固定利付社債	2013年12月19日	1,700万米ドル	０米ドル	1,700万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建変動利付社債	2013年12月19日	852万4,000米ドル	０米ドル	852万4,000米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年１月満期 米ドル建社債	2014年１月27日	5,900万米ドル	０米ドル	5,900万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年９月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)	2014年３月17日	146億5,000万円	０円	146億5,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 利率固定型 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)(３年債)	2014年３月17日	124億円	０円	124億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年３月満期 利率ステップアップ型 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)(５年債)	2014年３月17日	45億円	０円	45億円	該当事項なし

野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)	2014年３月19日	35億7,000万円	０円	35億7,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)	2014年３月19日	６億3,100万円	０円	６億3,100万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)	2014年３月19日	48億7,000万円	０円	48億7,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)(注４)	2014年６月18日	12億円	-	-	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年６月満期 ＥＴＦ交換権付与型豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)(注４)	2014年６月18日	3,267万豪ドル	-	-	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年１月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(注４)	2014年７月22日	140億7,000万円	-	-	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年７月満期 利率ステップアップ型円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)(注４)	2014年７月22日	33億2,000万円	-	-	該当事項なし

(注１) 提出会社のユーロ・ノート・プログラム（「第一部　企業情報－第３　事業の状況－５　経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づき発行された社債のうち、日本国内で募集または売出しが行われた社債である。

(注２) ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーの2009年７月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1998年１月30日に設定されたユーロ・ノート・プログラムに基づき、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーにより発行された社債のうち、日本国内で募集または売出しが行われた社債であり、2011年５月13日付の捺印証書により、提出会社がその債務を承継したものである。

(注３) 2014年３月31日以降、本書提出日までの間に全額償還されている。

(注４) 上記各社債は各々2014年３月31日以降の日を発行日として発行されたものであるため、償還額および2014年３月31日現在の未償還額を記載していない。

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

（１）【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第110期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

平成26年６月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

事業年度（第111期第１四半期）（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）

平成26年８月14日関東財務局長に提出

②【臨時報告書】

①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年６月26日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２）

③【訂正報告書】

該当事項なし。

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

名　　称	所　在　地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目９番１号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第２【保証会社以外の会社の情報】

１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

１．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:ＪＸホールディングス株式会社(証券コード:5020)

(1) 発行日

2012年３月27日

(2) 売出金額

２億7,700万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

ＪＸホールディングス株式会社
東京都千代田区大手町二丁目６番３号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成26年６月26日現在）：	2,495,485,929株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京、名古屋の両証券取引所市場第一部
内容：	単元株式数100株

２．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:日産自動車株式会社(証券コード:7201)

(1) 発行日

2012年３月27日

(2) 売出金額

８億9,500万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

日産自動車株式会社

横浜市神奈川区宝町２番地

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	**普通株式**
発行済株式数（平成26年７月30日現在）：	**4,520,715,112株**
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	**東京証券取引所 市場第一部**
内容：	**単元株式数は100株である。**

（注） 平成26年７月30日現在発行数には、平成26年７月１日から平成26年７月30日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

３．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:三菱商事株式会社(証券コード:8058)

(1) 発行日

2012年３月27日

(2) 売出金額

42億1,600万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目３番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	**普通株式**
発行済株式数（平成26年６月30日現在）：	**1,653,505,751株**
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	**東京、名古屋（以上各市場第一部）、ロンドン各証券取引所**
内容：	**発行済株式は全て完全議決権株式かつ、権利内容に限定のない株式である。単元株式数は100株である。**

４．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年５月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)

(1) 発行日

2012年５月29日

(2) 売出金額

２億6,600万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目３番６号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成26年８月７日現在）：	983,130,260株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株

５．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年５月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)

(1) 発行日

2012年５月29日

(2) 売出金額

5,700万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

東京海上ホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目２番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成26年８月８日現在）：	769,524,375株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 市場第一部
内容：	単元株式数 100株

６．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:伊藤忠商事株式会社(証券コード:8001)

(1) 発行日

2012年６月19日

(2) 売出金額

7,000万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

伊藤忠商事株式会社

大阪市北区梅田三丁目１番３号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	**普通株式**
発行済株式数（平成26年６月30日現在）：	**1,584,889,504株**
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	**東京（市場第一部）、名古屋（市場第一部）、福岡、札幌各証券取引所**
内容：	**単元株式数100株**

７．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社三井住友フィナンシャルグループ(証券コード:8316)

(1) 発行日

2012年６月19日

(2) 売出金額

3,000万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成26年６月27日現在）：	1,414,055,625株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所(注)１
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式(注)２，３

(注)１　米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場している。

２　平成26年６月27日現在の発行数には、平成26年６月１日から平成26年６月27日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

３　単元株式数は100株である。

８．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年10月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2012年10月22日

(2) 売出金額

35億5,000万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

種類：	**証券投資信託の受益権**
受益権残存口数：	**114,664,897口（平成26年１月８日現在）**
上場金融商品取引所：	**株式会社東京証券取引所**

９．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年10月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

(1) 発行日

2012年10月22日

(2) 売出金額

138億円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である東証銀行業株価指数連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

種類：	**証券投資信託の受益権**
受益権残存口数：	**156,253,363口（平成26年１月15日現在）**
上場金融商品取引所：	**株式会社東京証券取引所**

10. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2013年３月18日

(2) 売出金額

145億円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記８.(6)に記載のとおり。

11. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2013年６月13日

(2) 売出金額

113億円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記８.(6)に記載のとおり。

12. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

(1) 発行日

2013年６月13日

(2) 売出金額

26億円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である東証銀行業株価指数連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記９.(6)に記載のとおり。

13. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年９月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2013年９月19日

(2) 売出金額

120億円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記８.(6)に記載のとおり。

14. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年９月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

(1) 発行日

2013年９月19日

(2) 売出金額

52億2,000万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である東証銀行業株価指数連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記９.(6)に記載のとおり。

15. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2014年３月19日

(2) 売出金額

35億7,000万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記８.(6)に記載のとおり。

16. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

(1) 発行日

2014年３月19日

(2) 売出金額

６億3,100万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である東証銀行業株価指数連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記９.(6)に記載のとおり。

17. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2014年３月19日

(2) 売出金額

48億7,000万円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記８.(6)に記載のとおり。

18. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

(1) 発行日

2014年６月18日

(2) 売出金額

12億円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権である日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

上記８.(6)に記載のとおり。

19. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年６月満期 ＥＴＦ交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

(1) 発行日

2014年６月18日

(2) 売出金額

3,267万豪ドル

(3) 上場金融商品取引所名又は登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

(5) 理　　由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権であるNEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

種類：	**証券投資信託の受益権**
受益権残存口数：	**2,098,932口（平成26年４月７日現在）**
上場金融商品取引所：	**株式会社東京証券取引所**

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

以下の書類は、平成26年８月11日までに関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて閲覧が可能であった書類である。

１．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:ＪＸホールディングス株式会社(証券コード:5020)

ＪＸホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第４期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし。

③ 臨　時　報　告　書
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年６月30日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２）

④ 訂　正　報　告　書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
ＪＸホールディングス株式会社　本社	東京都千代田区大手町二丁目６番３号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

２．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:日産自動車株式会社(証券コード:7201)

日産自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第115期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
事業年度（第116期第１四半期）（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
平成26年７月30日関東財務局長に提出

③ 臨 時 報 告 書
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年６月26日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２）

④ 訂 正 報 告 書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
日産自動車株式会社本店	横浜市神奈川区宝町２番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

３．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:三菱商事株式会社(証券コード:8058)

三菱商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（平成25年度）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月30日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし。

③ 臨 時 報 告 書
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年７月29日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号）

④ 訂 正 報 告 書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
三菱商事株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
三菱商事株式会社関西支社	大阪市北区梅田二丁目２番22号
三菱商事株式会社中部支社	名古屋市中村区名駅一丁目１番４号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

４．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年５月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)

株式会社小松製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第145期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月17日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
事業年度（第146期第１四半期）（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
平成26年８月７日関東財務局長に提出

③ 臨　時　報　告　書
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年６月20日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２）
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年７月11日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２）

④ 訂　正　報　告　書
訂正報告書（上記③の平成26年７月11日付臨時報告書の訂正報告書）を平成26年８月１日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
株式会社小松製作所　本店	東京都港区赤坂二丁目３番６号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

５．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年５月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)

東京海上ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月23日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
事業年度（第13期第１四半期）（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
平成26年８月８日関東財務局長に提出

③ 臨　時　報　告　書
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年６月23日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２）
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年６月26日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２）

④ 訂　正　報　告　書
訂正報告書（上記③の平成26年６月23日付臨時報告書の訂正報告書）を平成26年７月８日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
東京海上ホールディングス株式会社本店	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

６．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:伊藤忠商事株式会社(証券コード:8001)

伊藤忠商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第90期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月30日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし。

③ 臨 時 報 告 書
①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年８月６日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号）

④ 訂 正 報 告 書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
伊藤忠商事株式会社　本店	大阪市北区梅田三丁目１番３号
伊藤忠商事株式会社　東京本社	東京都港区北青山二丁目５番１号
伊藤忠商事株式会社　中部支社	名古屋市中区錦一丁目５番11号
伊藤忠商事株式会社　九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目２番１号
伊藤忠商事株式会社　中四国支社	広島市中区中町７番32号
伊藤忠商事株式会社　北海道支社	札幌市中央区北三条西四丁目１番地
伊藤忠商事株式会社　東北支社	仙台市青葉区中央一丁目２番３号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番２号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の１

７．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社三井住友フィナンシャルグループ(証券コード:8316)

株式会社三井住友フィナンシャルグループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第12期）（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月27日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし。

③ 臨 時 報 告 書

①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年７月２日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２）

①の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年８月14日）までに、平成26年７月31日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２）

④ 訂 正 報 告 書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
株式会社三井住友フィナンシャルグループ本店	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

８．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年10月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

(1) 償還対象受益権に関して当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

(第12期)(自　平成24年７月９日　至　平成25年７月８日)

平成25年９月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

(第13期中)(自　平成25年７月９日　至　平成26年１月８日)

平成26年３月27日関東財務局長に提出

③ 臨 時 報 告 書

該当事項なし。

④ 訂 正 報 告 書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
野村アセットマネジメント株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

9．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年10月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託）の情報

(1) 償還対象受益権に関して当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
(第11期)(自　平成24年７月16日　至　平成25年７月15日)
平成25年９月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
(第12期中)(自　平成25年７月16日　至　平成26年１月15日)
平成26年３月27日関東財務局長に提出

③ 臨　時　報　告　書
該当事項なし。

④ 訂　正　報　告　書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
野村アセットマネジメント株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

10．野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

上記８．に記載のとおり。

11. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

上記８．に記載のとおり。

12. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託）の情報

上記９．に記載のとおり。

13. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年９月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

上記８．に記載のとおり。

14. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年９月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託）の情報

上記９．に記載のとおり。

15. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

上記８．に記載のとおり。

16. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（早期償還条項付）対象証券：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託(証券コード：1615)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：東証銀行業株価指数連動型上場投資信託）の情報

上記９．に記載のとおり。

17. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年３月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

上記８．に記載のとおり。

18. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年６月満期 ＥＴＦ償還条項付 円建社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）対象証券：日経225連動型上場投資信託(証券コード：1321)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：日経225連動型上場投資信託）の情報

上記８．に記載のとおり。

19. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年６月満期 ＥＴＦ交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信）の情報

(1) 償還対象受益権に関して当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類
(第１期)(自　平成26年１月24日　至　平成26年４月７日)
平成26年６月26日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし。

③ 臨　時　報　告　書
該当事項なし。

④ 訂 正 報 告 書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
野村アセットマネジメント株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第３【指数等の情報】

１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

１ 理由

(1) 当社の発行している有価証券

（ｉ）NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN

（ii）NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN

(iii) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN

(iv) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN

本項においては、上記(ｉ)から(iv)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

２ 内容

ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所上場の浮動株に基づく時価総額加重平均指数である。指数構成銘柄は、ハンセン商工業株指数、ハンセン金融株指数、ハンセン公益事業株指数およびハンセン不動産株指数という４つの業種別指数に分かれており、1964年７月31日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。一方、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）は、1990年１月２日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる時価総額加重平均指数である。1990年１月３日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。

韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年１月２日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。

（※ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。）

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の２倍として計算された指数で、2006年１月３日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。
ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をトータルリターンハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-１倍として計算された指数で、2006年１月３日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。
韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の２倍として計算された指数で、2010年２月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。
韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-１倍として計算された指数で、2009年９月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

HSILI(T) = HSILI(T-1)×[1 + {K×(HSI(T)/HSI(T-1) - 1) - (K-1) ×(HIBOR/365) ×D(T,T-1) - K×(K-1) ×｜(HSI(T)/HSI(T-1) - 1) ｜×Stamp Duty }]

HSILI(T): 指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値
HSILI(T-1): 指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値
K: 2
D(T,T-1): TからT-1までの実日数
HIBOR: 前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）
HSI(T): 現在のハンセン指数値
HSI(T-1): 前日のハンセン指数値
Stamp Duty: 印紙税率
※ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

HSISI(T) = HSISI(T-1)×[1 + {-K×(TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1) + (K+1) ×(HIBOR/365) ×D(T,T-1) - K×(K+1) ×｜(TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1) ｜×Stamp Duty }]

HSISI(T): 指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値
HSISI(T-1): 指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値
K: 1
D(T,T-1): TからT-1までの実日数
HIBOR: 前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）
TRHSI(T): 現在のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）
TRHSI(T-1): 前日のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）
Stamp Duty: 印紙税率
※ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

L(T) = L(T-1)×[1 + {K×(F(T)/F(T-1) - 1) - (K-1) ×(r/365) ×D(T,T-1) }]

L(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K：2

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F（T)：現在の韓国総合株価指数200指数値

F（T-1)：前日の韓国総合株価指数200指数終値

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法

$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{-K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (K \times 0.85) \times (r/365) \times D(T,T-1)\}]$

I(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K：1

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F（T)：現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

F（T-1)：前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の２倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、２日以上離れた日との比較においては、一般に「２倍」とならないので、十分留意すべきである。

＜１＞　ハンセン指数が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	-5%	10%		ハンセン指数	-5%	**4.5%**
ハンセン指数・ﾚﾊﾞﾚｯｼﾞｲﾝﾃﾞｯｸｽ	-10%	20%		ハンセン指数・ﾚﾊﾞﾚｯｼﾞｲﾝﾃﾞｯｸｽ	-10%	**8%**

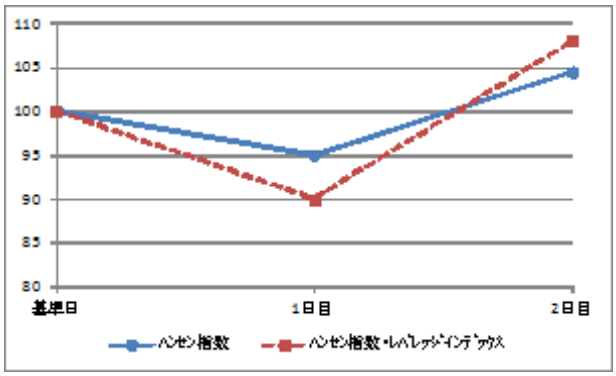

＜２＞　ハンセン指数が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	5%	-10%		ハンセン指数	5%	**-5.5%**
ハンセン指数・ﾚﾊﾞﾚｯｼﾞｲﾝﾃﾞｯｸｽ	10%	-20%		ハンセン指数・ﾚﾊﾞﾚｯｼﾞｲﾝﾃﾞｯｸｽ	10%	**-12%**

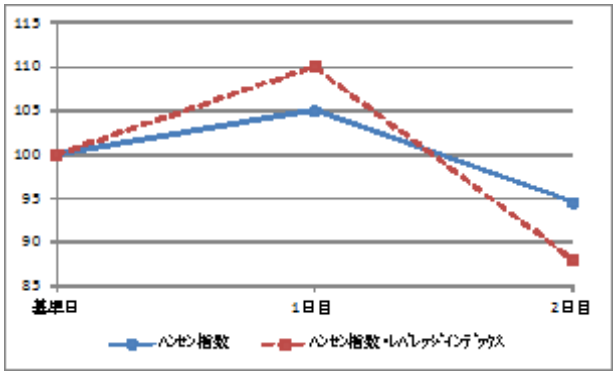
115
110
105
100
95
90
85
基準日
1日目
2日目
ハンセン指数
ハンセン指数・レバレッジインデックス

＜3＞ ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	5%	10%		ハンセン指数	5%	**15.5%**
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	**32%**

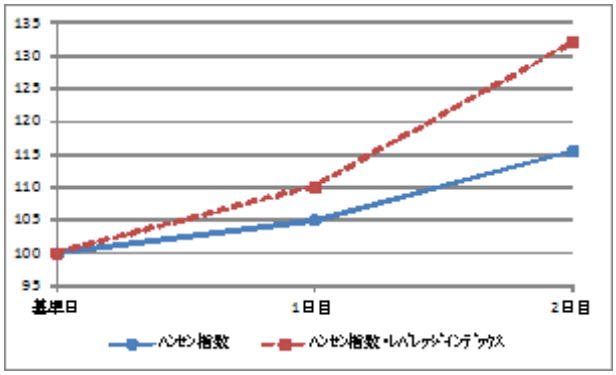

＜4＞ ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ハンセン指数	-5%	-10%		ハンセン指数	-5%	**-14.5%**
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-20%		ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	**-28%**

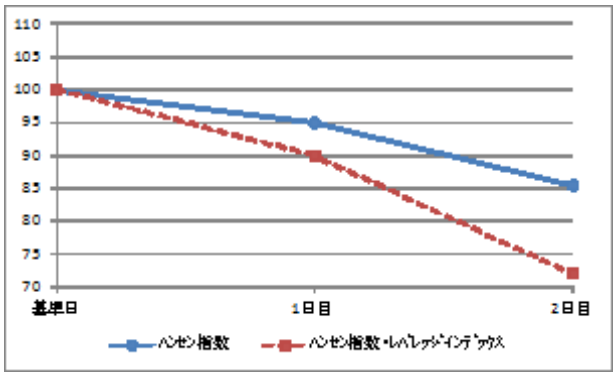

※これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の－1（マイナス1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「－1倍」とならないので、十分留意すべきである。

＜５＞　トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	-5%	10%		トータルリターンハンセン指数	-5%	**4.5%**
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%		ハンセン指数・ショートインデックス	5%	**-5.5%**

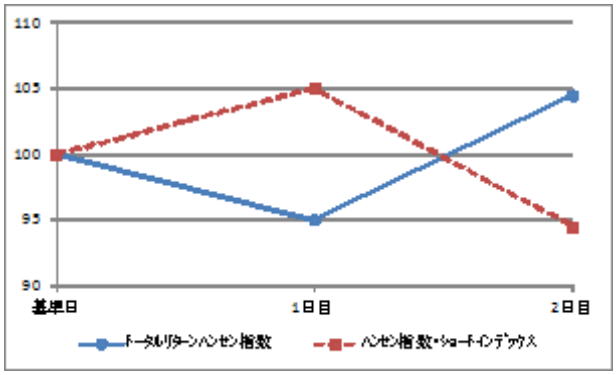

＜６＞　トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	5%	-10%		トータルリターンハンセン指数	5%	**-5.5%**
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%		ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	**4.5%**

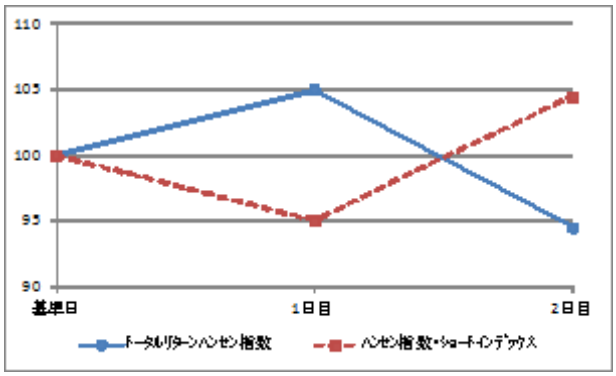

＜７＞　トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、１日目「上昇」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	5%	10%		トータルリターンハンセン指数	5%	**15.5%**
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-10%		ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	**-14.5%**

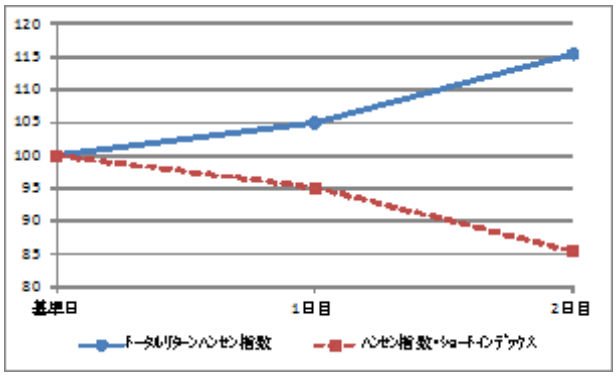

＜８＞ トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、１日目「下落」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	-5%	-10%		トータルリターンハンセン指数	-5%	**-14.5%**
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	10%		ハンセン指数・ショートインデックス	5%	**15.5%**

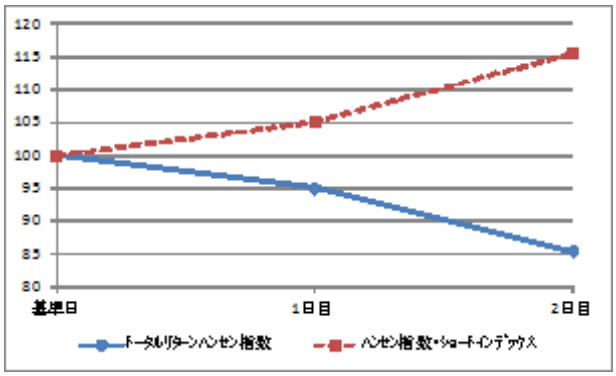

※これらの例示は、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油レバレッジ指数、日経・東商取原油インバース指数および日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

１ 理由

(1) 当社の発行している有価証券

（ｉ）NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ダブル・ブル ETN
（ii）NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ベア ETN
(iii) NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ダブル・ブル ETN
(iv) NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ベア ETN
（ｖ）NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN

本項においては、上記(ｉ)から(ｖ)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

２ 内容

日経・東商取金指数
日経・東商取原油指数
日経・東商取金指数と日経・東商取原油指数は、日経・東商取サブ商品指数（※１）として、算出される指数である。
日経・東商取金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・東商取原油指数の構成銘柄は原油のみであり、
「中心限月を対象限月とする」、「月初第５取引日から第９取引日までの５取引日間で５分の１ずつ５番限月から６番限月へ限月切り替えを行う（※ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。
日経・東商取サブ商品指数は、帳入値段にて、１日１回算出・公表される。

※１．日経・東商取サブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・東商取商品指数（Nikkei-TOCOM Commodity Index）（※２）と同様の計算方法に基づく指数である。

※２．「日経・東商取商品指数」は、2002年５月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。
「日経・東商取商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年７月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年４月１日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年２月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更したものである。

日経・東商取金レバレッジ指数
日経・東商取原油レバレッジ指数
日経・東商取金レバレッジ指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を２倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。
日経・東商取原油レバレッジ指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を２倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。
日経・東商取金レバレッジ指数および日経・東商取原油レバレッジ指数は2012年12月３日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、１日１回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

日経・東商取金インバース指数
日経・東商取原油インバース指数
日経・東商取金インバース指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油インバース指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の１日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。
日経・東商取金インバース指数および日経・東商取原油インバース指数は2012年12月３日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、１日１回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

日経・東商取レバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・東商取レバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。
（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のレバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・東商取レバレッジ指数」という。）

$$Lev.Index_{t.d} = Lev.Index_{s.d-1} \times [1 + 2 \times \{(Index_{t.d} / Index_{s.d-1}) - 1)\}]$$

ただし、

$Lev.Index_{t.d}$： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$Lev.Index_{s.d-1}$： d-１日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$Index_{t.d}$： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、$Index_{t.d}$は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$Index_{s.d-1}$： d-１日における帳入値段に基づく原指数値

日経・東商取インバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数）の計算方法

日経・東商取インバース指数は、以下の算式に従って算出される。
（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のインバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・東商取インバース指数」という。）

$$Inv.Index_{t.d} = Inv.Index_{s.d-1} \times [1 - 1 \times \{(Index_{t.d} / Index_{s.d-1}) - 1)\}]$$

ただし、

$Inv.Index_{t.d}$： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取インバース指数

$Inv.Index_{s.d-1}$： d-１日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取インバース指数

$Index_{t.d}$： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、$Index_{t.d}$は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$Index_{s.d-1}$： d-１日における帳入値段に基づく原指数値

日経・東商取レバレッジ指数の値動きについて

日経・東商取レバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の２倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取レバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、２日以上離れた日との比較においては、一般に「２倍」とならないので、十分留意する必要がある。

＜1＞ 日経・東商取金指数が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	10%		日経・東商取金指数	-5%	**4.5%**
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	20%		日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	**8%**

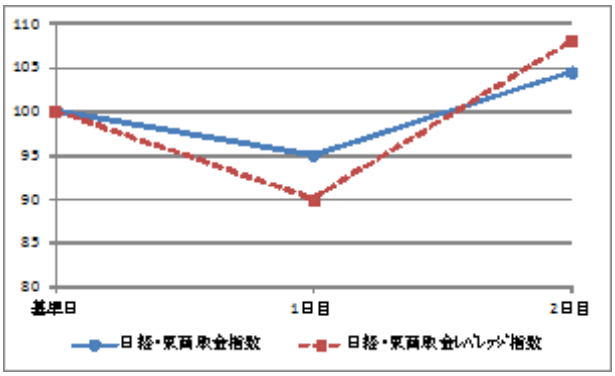

＜2＞ 日経・東商取金指数が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%		日経・東商取金指数	5%	**-5.5%**
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	-20%		日経・東商取金レバレッジ指数	10%	**-12%**

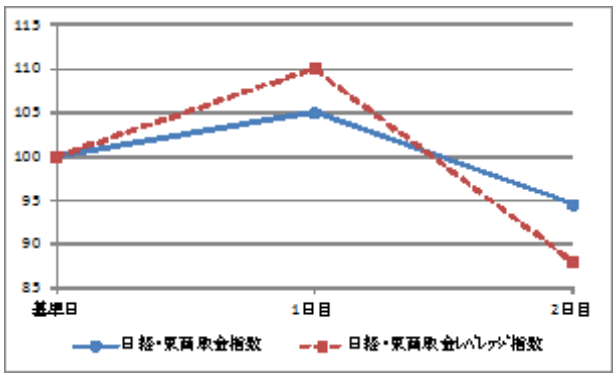

＜3＞ 日経・東商取金指数が、１日目「上昇」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%		日経・東商取金指数	5%	**15.5%**
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	20%		日経・東商取金レバレッジ指数	10%	**32%**

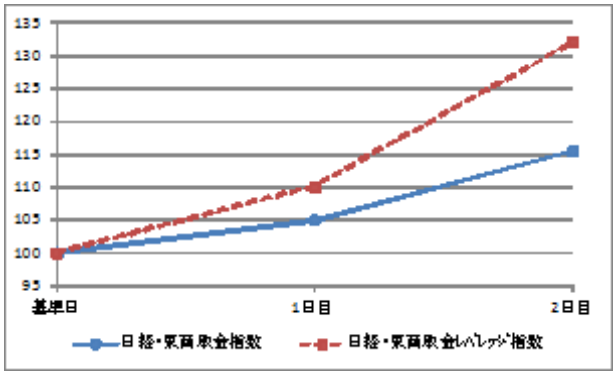

＜4＞ 日経・東商取金指数が、１日目「下落」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%		日経・東商取金指数	-5%	**-14.5%**
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	-20%		日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	**-28%**

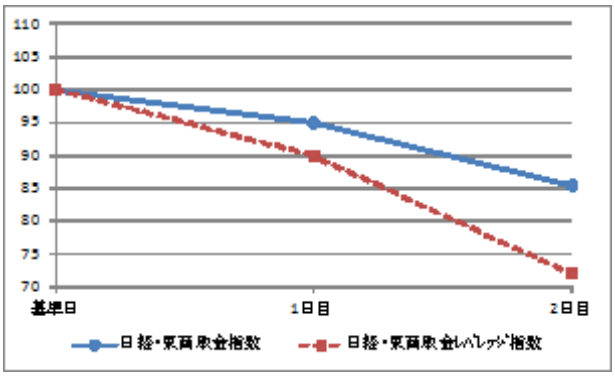

※これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経・東商取インバース指数の値動きについて

日経・東商取インバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の－１（マイナス１）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取インバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、２日以上離れた日との比較においては、一般に「－１倍」とならないので、十分留意する必要がある。

＜５＞　日経・東商取金指数が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	10%		日経・東商取金指数	-5%	**4.5%**
日経・東商取金インバース指数	5%	-10%		日経・東商取金インバース指数	5%	**-5.5%**

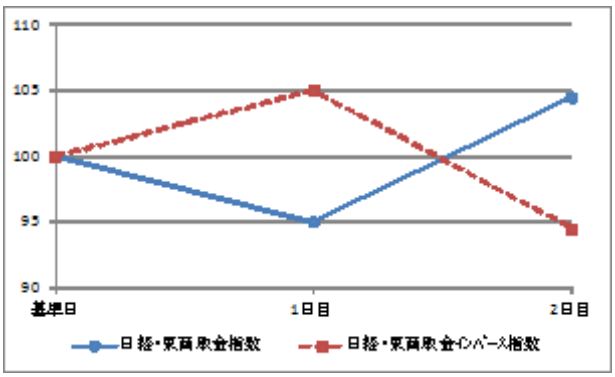

＜６＞　日経・東商取金指数が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%		日経・東商取金指数	5%	**-5.5%**
日経・東商取金インバース指数	-5%	10%		日経・東商取金インバース指数	-5%	**4.5%**

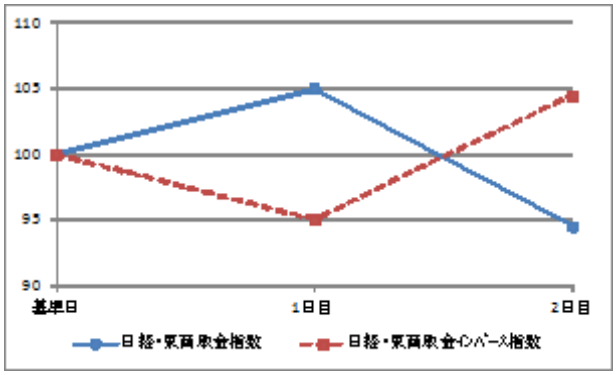
110
105
100
95
90
基準日
1日目
2日目
日経・東商取金指数
日経・東商取金インバース指数

＜７＞ 日経・東商取金指数が、１日目「上昇」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%		日経・東商取金指数	5%	**15.5%**
日経・東商取金インバース指数	-5%	-10%		日経・東商取金インバース指数	-5%	**-14.5%**

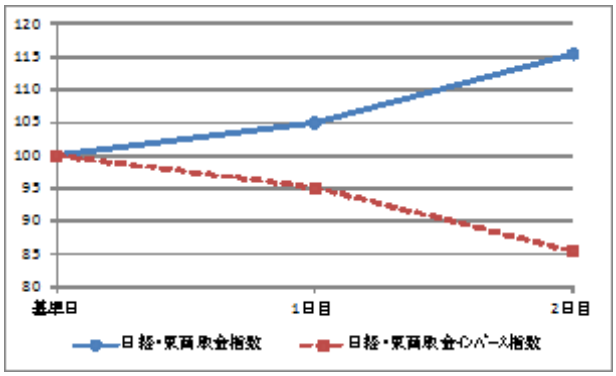

＜８＞ 日経・東商取金指数が、１日目「下落」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%		日経・東商取金指数	-5%	**-14.5%**
日経・東商取金インバース指数	5%	10%		日経・東商取金インバース指数	5%	**15.5%**

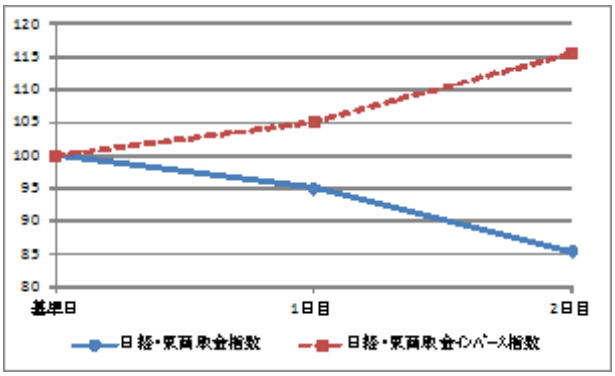

※これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金インバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経平均株価

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出される平均株価型の指数である。算出開始は1950年９月７日であり、値は戦後、東京証券取引所が再開した1949年５月16日まで遡及計算されている。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970年以降は日本経済新聞社が算出している。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物（日経平均VI先物）を対象にして、期近限月と期先限月のウエートを日々調整することで、仮想的に満期１ヵ月

の日経平均VI先物を合成し、その合成した先物価格の日々の変動率に連動するよう設計された指数である。（日経平均ボラティリティー・インデックスについては、後述する（※）。）

・当日の指数値は、前日の指数値に対して、日経平均VI先物価格をもとに算出された変化率を乗じて計算される。
・算出に用いる先物価格は、大阪取引所の日経平均VI先物取引における前日および当日の取引所公表値（終値または清算値）とする。
・対象となる先物の限月は、期近および期先の直近２限月で、取引最終日の翌営業日（通常はSQ日）から、それぞれ次の限月にロールして算出される。
・小数点以下第３位を四捨五入して第２位まで算出される。単位はポイントとする。
・2012年２月27日の値を100,000とする。
・2012年12月３日から、１日１回終値ベースで算出・公表される。

※日経平均ボラティリティー・インデックスは、投資家が日経平均株価の将来の変動をどのように想定しているかを表した指数である。指数値が高いほど、投資家が今後、相場が大きく変動すると見込んでいることを意味する。
（対象とする指数）
現在の市場で見込まれている日経平均株価（日経平均）の１ヵ月先の変動率を示す。
（算出方法）
大阪取引所に上場している日経平均先物および日経平均オプションの価格をもとに算出する。直近二限月のオプションのうち、直近限月の先物価格を基準としてOTM（アウト・オブ・ザ・マネー）となる行使価格のオプション価格をつかって、それぞれの限月のボラティリティーを求め、満期が30日になるように線形補間を行う。
（起点など）
算出開始は2010年11月19日（1989年６月11日まで遡及計算）。現在は大阪取引所の日経平均オプション取引の日中立会の時間帯に、15秒間隔で算出している。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の計算方法
以下の算式に従って算出される。
通常日の算式

$$\text{指数値}_{t} = \text{指数値}_{t-1} \times \left[\left(F_{1,t} \times W_{1,t-1} + F_{2,t} \times W_{2,t-1} \right) / \left(F_{1,t-1} \times W_{1,t-1} + F_{2,t-1} \times W_{2,t-1} \right) \right]$$

ロール日（SQ日）の算式(※1)

指数値t＝指数値t-1 ×($F_{1,t}$/ $F_{2,t-1}$)

$W_{i,t}$： 時点t における第i 限月の限月ウエート

$F_{i,t}$： 時点t における第i 限月の先物価格

(※１)：なお、時点t がロール日の場合、時点t における期近限月（i=1）は、時点t-1（取引最終日）における期先限月（i=2）と同じ限月となることに注意する。

先物の価格

価格採用の優先順位は以下の通りである。

１．終値

２．清算値

限月ウエートの算出

期近限月と期先限月の限月ウエートは以下の通り算出される。

１．直近にロール（算出の対象となる限月のシフト、通常はSQ日に実施）した日の期近限月の残存日数（営業日ベース）を「対象日数」とする(※２)。

２．当日の期近限月の残存日数（営業日ベース）から１を減じた値を「対象日数」で除した値（小数点以下第３位を切り捨てて第２位まで）を当日の期近限月の限月ウエート(※３)とする。

３．１から期近限月の限月ウエートを減じた値を期先限月の限月ウエートとする。

(※２)：ロールから次のロールまでの間、「対象日数」は固定である。

(※３)：取引最終日における期近限月の限月ウエートは０となる。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ（２倍）・インデックス（円ヘッジ・プライスリターン）、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（－１倍）・インデックス（円ヘッジ・トータルリターン）および東証マザーズ指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

１ 理由

(1) 当社の発行している有価証券

(ⅰ) NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN

(ⅱ) NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETN

(ⅲ) NEXT NOTES 東証マザーズ ETN

本項においては、上記(ⅰ)から(ⅲ)までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

２ 内容

ダウ・ジョーンズ工業株価平均℠（Dow Jones Industrial Average℠ - DJIA-）

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除くすべての業種をカバーしている（輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ 輸送株価平均℠およびダウ・ジョーンズ 公共株価平均℠でカバーされている）。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限られている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソドロジーに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業（industrial）という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。（ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。）ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(２倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－１倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(２倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－１倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、１ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

毎月の為替ヘッジ指数の計算

m = 計算における月、０、１、２などの数字で示される。

SPI_EH_m = m月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_EH_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_E_m = m月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（外貨建て）

SPI_E_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（外貨建て）

SPI_EL_{m-1} = 前月(m-1)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準（現地通貨建て）

HR_m = m 月におけるヘッジ・リターン（%）

S_m = m 月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート（FC/LC）

F_m = m 月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート（FC/LC）

m = 1 の月の末において

$SPI_EH_1 = SPI_EH_0 \times (SPI_E_1 / SPI_E_0 + HR_1)$

m 月の末において

$SPI_EH_m = SPI_EH_{m-1} \times (SPI_E_m / SPI_E_{m-1} + HR_m)$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間で内挿することにより計算される。
各m月について、d=1,2,3,・・・Dの暦日がある。
mdはm月におけるd日であり、m0はm-1月における最終日である。
F_I_{md} = m月のd日時点における内挿された先渡レート

$F_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$

m月のd日において

$SPI_EH_{md} = SPI_EH_{m0} \times (SPI_E_{md} / SPI_E_{m0} + HR_{md})$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F_I_{md})$

<u>レバレッジ指数の計算方法</u>
S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。
レバレッジ指数の日次リターンは２つの部分から構成される：（１）対象指数のトータル・ポジションのリターンから、（２）レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下のようになる：

レバレッジ指数のリターン＝K×[対象指数(t)/対象指数(t-1) -1]-(K-1)×（借入金利/360）×D(t,t-1)

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

レバレッジ指数の価値(t)＝（レバレッジ指数の価値(t-1)）×（1＋レバレッジ指数のリターン）

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

レバレッジ指数の価値(t)＝（レバレッジ指数の価値(t-1)）
×[1 + [K×[対象指数(t)/対象指数(t-1) - 1] - (K-1)×（借入金利/360）×D(t,t-1)]]

K = レバレッジ・レシオ
K =2，エクスポージャー = 200%

借入金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)
Dt，t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(２倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（プライス・リターン、円ヘッジ）(DJIHJP)の２倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下のようになる。

DJIA2LJP(t)=
DJIA2LJP(t-1)×[1+[2×[DJIHJP(t)/ DJIHJP(t-1)-1]-(2-1)×[JY0003M/360]×D(t,t-1)]]

インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつか調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。（借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。）

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

インバース指数のリターン＝
-K×[対象指数のトータルリターン(t)/対象指数のトータルリターン(t-1) - 1]
+ (K+1)×(貸出金利/360)×D(t,t-1)

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の２つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：
インバース指数の価値(t) ＝（インバース指数の価値(t-1)）×（1＋インバース指数のリターン）

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：
インバース指数の価値(t) ＝（インバース指数の価値(t-1)
×[1-[K×[対象指数のトータルリターン(t)/ 対象指数のトータルリターン(t-1) -1]
-(K+1)×(貸出金利/360)×D(t,t-1)]]

K = レバレッジ・レシオ

K =1，エクスポージャー = 100%

貸出金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)
Dt，t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－１倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（トータル・リターン、円ヘッジ）(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下のようになる。

DJIAIJT(t)=

DJIAIJT(t-1)×[1- [1×[DJIHJT(t)/ DJIHJT(t-1)-1]-(1+1)×[JY0003M/360]×D(t,t-1)]]

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の２倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、２日以上離れた日との比較においては、一般に「２倍」とならないので、十分留意すべきである。

＜１＞ ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	**4.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-10%	20%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-10%	**8%**

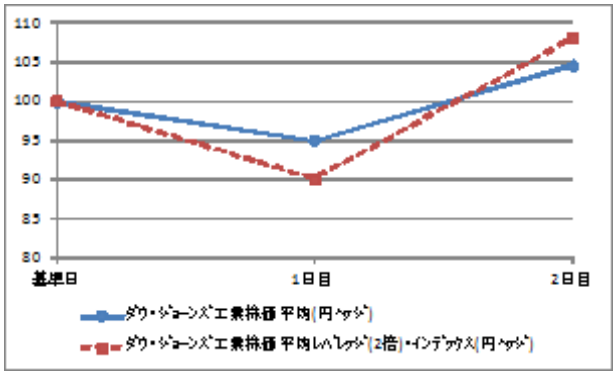

＜２＞ ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	-10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	**-5.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	10%	-20%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	10%	**-12%**

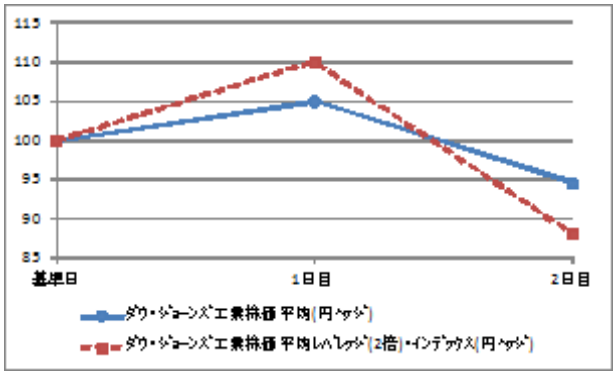

＜３＞　ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「上昇」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	**15.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	10%	20%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	10%	**32%**

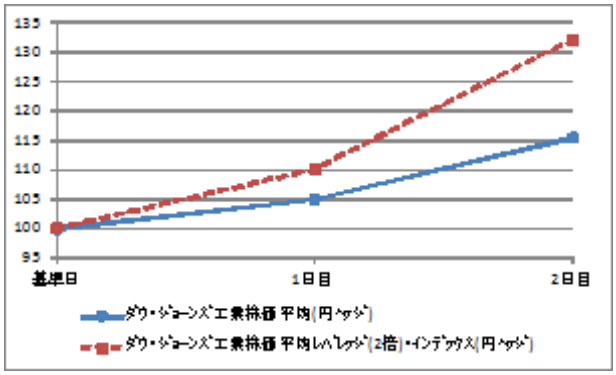

＜４＞　ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「下落」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	-10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	**-14.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-10%	-20%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 レﾊﾞﾚｯｼﾞ(2倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-10%	**-28%**

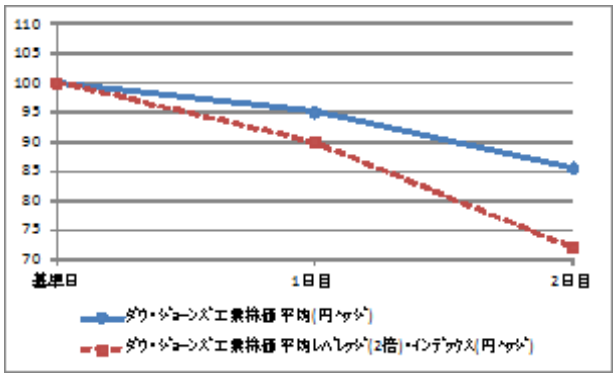

※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(２倍)・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の－１（マイナス１）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、２日以上離れた日との比較においては、一般に「－１倍」とならないので、十分留意すべきである。

＜５＞　ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「下落」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	**4.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	5%	-10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	5%	**-5.5%**

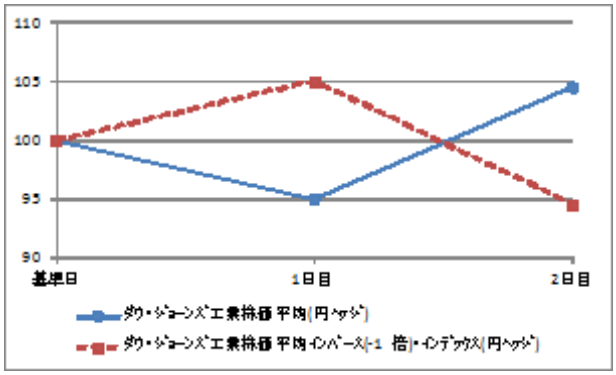

＜６＞　ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「上昇」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	-10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	**-5.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	**4.5%**

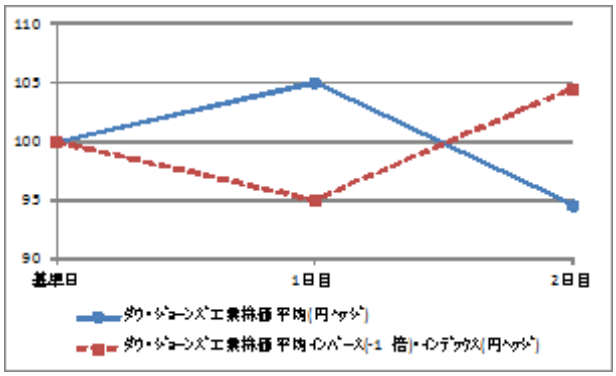

＜７＞ ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「上昇」、２日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	5%	**15.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	-10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	**-14.5%**

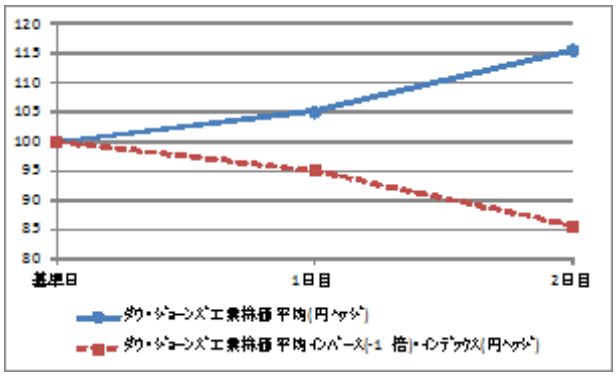

＜８＞ ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、１日目「下落」、２日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目			1日目	2日目
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	-10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均(円ﾍｯｼﾞ)	-5%	**-14.5%**
ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	5%	10%		ﾀﾞｳ・ｼﾞｮｰﾝｽﾞ工業株価平均 インﾊﾞｰｽ(-1 倍)・ｲﾝﾃﾞｯｸｽ(円ﾍｯｼﾞ)	5%	**15.5%**

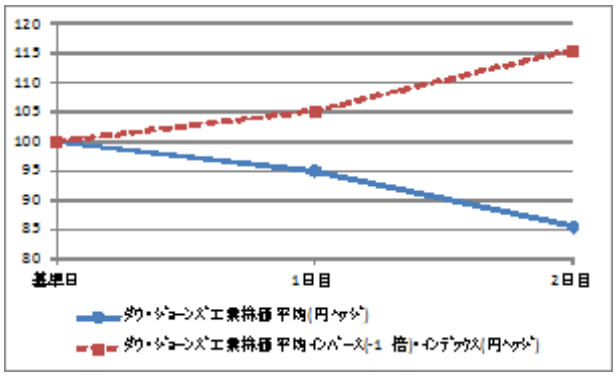

※これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(－１倍)・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

東証マザーズ指数

東証マザーズ指数は、新興企業向けに東京証券取引所が開設（市場創設は1999年11月11日、取引開始日は1999年12月22日）している市場である「マザーズ」に上場する内国普通株式全銘柄を対象とした、「時価総額加重型」の株価指数である。基準日である2003年９月12日を1,000ポイントとし、現在の時価総額がどの程度かを表す。（算出開始日：2003年９月16日）

マザーズのコンセプト

1999年11月11日、資金を必要とする新興企業にその調達の場を広く提供し、また、投資者が成長性の高い企業への投資をすることが出来るよう、既存の本則市場（市場第一部・第二部）とは明確に異なるコンセプトの新市場として、東京証券取引所はマザーズを創設した。

その後、2009年11月にマザーズのコンセプトを「市場第一部へのステップアップのための成長企業向けの市場」として再確立した。また、2011年３月には、マザーズの信頼性向上および活性化に向けた取り組みを行っている。

上場対象企業

- マザーズは、新興企業を中心に将来の高い成長が期待される企業を対象としている。
- 多くの成長企業に資金調達の場を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていない。
- 個人創業型で従業員数十名規模の会社から、情報通信などのいわゆるインフラ型で従業員数千人規模の会社までが上場している。
- 業種についても、製造業、放送・通信業、運輸業、サービス業など様々である。

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）（本項において、以下「本指数」という。）

１ 理由

(1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

２ 内容

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、東南アジア諸国（ASEAN）の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。
このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年３月31日時点の数値を1000としている。

インデックス構成銘柄の見直し
構成銘柄の選択と35-70バッファー・ルール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。（STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年１月31日を基準日として100を基準値としている。）

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ３ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- セクター「8670」-不動産投資信託（REIT）企業に指定されている銘柄
- 配当性向が０％未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は１ヶ国当たり最大15銘柄とし、１ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間にランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年３月に見直される。第１金曜日に構成銘柄を発表し、第３金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。
株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て３月、６月、９月、12月の第３金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数： 各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第２金曜日に公表される。その際、木曜日（第２金曜日の前日）の終値が使用される。

期中のメンテナンス

銘柄の置き換え：上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き替えられる。選択リストは年１回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ： スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

配信のタイミング

STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また１日１回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- CET（中央欧州時間）00:00から11:00までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバーグの「WMCO」ページを参照のこと。

インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\mathrm{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^{n}(p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t =インデックスの計算時点

n =インデックスの構成銘柄数

p_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

M_t =(t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額

D_t =(t)時点におけるインデックスの除数

インデックスの除数計算

時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^{n}(p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^{n}(p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

D_{t+1} =(t+1)時点の除数

D_t =(t)時点の除数

n =インデックスの構成銘柄数

p_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

ΔMC_{t+1}=インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、（調整前）終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

２【当該指数等の推移】

１．ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	20,065.92	22,838.07	21,711.94	16,883.90	18,621.28
	最低	5,293.95	13,378.54	9,211.14	11,051.90	12,727.99

最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	17,636.84	18,252.77	18,492.82	17,415.79	16,588.29	16,387.88
	最低	16,534.73	16,171.64	16,640.84	15,384.14	14,414.61	14,247.32

出所：Bloomberg

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

２．ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	25,554.49	13,176.33	13,889.22	11,762.71	9,980.17
	最低	11,370.87	9,761.98	9,806.63	9,046.96	8,039.78

最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	8,543.75	8,621.72	8,466.31	8,775.66	9,051.53	9,021.82
	最低	8,289.98	8,094.17	8,039.78	8,273.51	8,410.97	8,456.57

出所：Bloomberg

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

３．韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	-	337.76	392.78	301.10	280.59
	最低	-	198.05	195.62	216.14	203.23

最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	275.03	270.40	266.07	245.80	245.69	244.27
	最低	255.92	248.04	246.79	228.88	221.94	227.02

出所：Bloomberg

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

４．韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	1,156.79	1,135.79	1,042.48	943.96	973.03	
	最低	1,038.72	839.56	778.97	804.49	819.91	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	865.44	881.53	884.71	909.30	924.41	917.07
	最低	834.54	843.45	849.39	879.81	883.23	883.91

出所：Bloomberg

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

５．日経・東商取金レバレッジ指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	10,000.00	12,971.01	19,777.96	18,165.96	21,287.61	
	最低	10,000.00	8,808.70	11,086.39	12,791.36	11,789.05	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	14,263.36	13,841.28	13,623.53	13,956.56	15,345.66	16,023.88
	最低	12,792.88	12,860.21	12,706.91	13,197.98	13,152.46	14,225.53

出所：東京商品取引所

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

６．日経・東商取金インバース指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	10,000.00	10,535.13	9,012.31	7,605.91	7,440.81	
	最低	10,000.00	8,359.72	6,516.57	6,326.39	5,743.28	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	6,990.62	6,951.66	6,976.65	6,832.13	6,843.90	6,555.79
	最低	6,611.02	6,709.39	6,744.59	6,649.48	6,327.17	6,183.11

出所：東京商品取引所

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

７．日経・東商取原油レバレッジ指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	10,000.00	11,718.16	14,556.61	14,438.04	19,673.33	
	最低	10,000.00	5,937.16	7,276.33	7,311.98	12,373.64	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	16,204.75	17,991.55	19,673.33	17,852.23	17,919.97	17,609.22
	最低	14,779.28	14,503.31	17,540.81	16,795.06	15,929.62	16,610.05

出所：東京商品取引所

(注)　過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

８．日経・東商取原油インバース指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	10,000.00	11,679.16	9,667.17	8,485.15	6,317.46	
	最低	10,000.00	8,884.13	7,037.92	6,239.43	4,699.46	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	5,472.59	5,505.22	4,983.09	5,057.06	5,186.44	5,062.53
	最低	5,219.69	4,927.83	4,699.46	4,911.34	4,882.26	4,920.81

出所：東京商品取引所

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

９．日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	-	-	-	115,929.82	128,730.71	
	最低	-	-	-	46,875.39	47,519.52	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	109,057.82	100,322.09	101,601.99	90,513.59	97,741.36	93,805.60
	最低	88,552.92	84,165.47	89,490.71	78,178.22	88,055.31	83,318.41

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

10．ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	
	最高	488.21	572.60	694.10	741.81	1,090.59	
	最低	198.66	408.49	467.23	591.03	705.91	
最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	973.90	1,028.34	1,090.59	1,084.33	1,057.64	1,074.46
	最低	866.46	962.91	982.32	979.83	939.37	1,024.16

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

11. ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	1,752.44	1,098.31	943.64	795.56	707.10
	最低	1,036.89	900.17	796.16	699.04	548.22

最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	620.23	586.51	578.11	576.86	588.78	560.45
	最低	583.97	566.01	548.22	549.61	552.44	547.00

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

12. 東証マザーズ指数の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	470.24	506.45	525.01	407.47	1,052.95
	最低	279.77	344.56	363.73	289.45	415.04

最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	904.98	896.65	985.52	1,035.34	877.54	866.52
	最低	803.97	805.41	879.60	951.70	788.75	720.37

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

13. STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）の過去の推移

最近５年間の年別最高・最低値	年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	2,228.85	2,700.05	2,895.07	3,484.75	4,677.86
	最低	1,102.00	2,003.27	2,258.02	2,498.82	3,521.87

最近６ヶ月の月別最高・最低値	年度	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年１月	2014年２月	2014年３月
	最高	4,228.02	4,232.57	4,286.87	4,199.57	4,100.56	4,221.74
	最低	4,061.66	4,135.73	4,126.07	3,905.30	3,844.01	4,049.49

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの株主総会御中

財務書類に関する報告

私どもは、アムステルダムのノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの2014年３月31日に終了した事業年度の財務書類、すなわち2014年３月31日現在の財政状態計算書、関連する同日に終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報から成る財務書類に関する注記について監査を行った。

経営者の責任

経営者の責任は、欧州連合が採用した国際財務報告基準および、オランダ民法典第２編第９章に準拠した財務書類の作成および公正な表示、ならびに執行取締役会の報告書を作成することにある。さらに、経営者は、不正または誤謬による重要な虚偽表示がない財務書類の作成に必要と判断した内部統制にも責任を有している。

監査人の責任

私どもの責任は、自らの監査に基づき財務書類に対する意見を表明することにある。私どもは、オランダの監査基準を含むオランダの法律に準拠して監査を実施した。この法律は、私どもが職業倫理規定に準拠し、また、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類における金額および開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。選択された手続は、監査人の判断に基づいており、財務書類の不正または誤謬による重要な虚偽表示のリスクの評価が含まれる。

これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、会社の内部統制の有効性に対する意見表明のためではなく、状況に応じた適切な監査手続の策定のために、財務書類の作成および公正な表示に係る内部統制を考慮に入れている。また、監査は、経営者により採用された会計方針の適切性および経営者によって行われた見積の合理性の評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、監査意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を得たと判断している。

財務書類に関する意見

私どもの意見では、財務書類が、欧州連合が採用した国際財務報告基準およびオランダ民法典第２編第９章に準拠して、2014年３月31日現在のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイの財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

その他の法的および規制上の要件に関する報告

オランダ民法典第２編第393項附則５の（e）および(ｆ)による法的要件に基づいて、私どもは、私どもの評価可能な範囲内で、執行取締役会の報告書がオランダ民法典第２編第９章に従って作成されているかどうか、および第２編第392項附則１の（ｂ）から(ｈ)で求められている情報が添付されているかどうかを検討した結果、報告すべき欠陥はないものと認める。また私どもは、私どもの評価可能な範囲内で、執行取締役会の報告書が、オランダ民法典第２編第391項附則４で求められている財務書類と整合しているものと認める。

2014年７月７日、アムステルダム

アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピー

P.J.A.J ナイセン（署名）

次へ

Independent auditor’s report

To: the General Meeting of Nomura Europe Finance N.V.

Report on the financial statements

We have audited the accompanying financial statements for the year ended 31 March 2014 of Nomura Europe Finance N.V., Amsterdam, which comprise the statement of financial position as at 31 March 2014, the statement of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended and the notes, comprising a summary of the significant accounting policies and other explanatory information.

Management's responsibility

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with the International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code, and for the preparation of the managing directors’ report in accordance with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore management is responsible for such internal control as it determines is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing. This requires that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error.

In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion with respect to the financial statements

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Europe Finance N.V. as at 31 March 2014 and of its result for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

Report on other legal and regulatory requirements

Pursuant to the legal requirement under Section 2:393 sub 5 at e and f of the Dutch Civil Code, we have no deficiencies to report as a result of our examination whether the managing directors' report, to the extent we can assess, has been prepared in accordance with Part 9 of Book 2 of this Code, and whether the information as required under Section 2:392 sub 1 at b-h has been annexed. Further we report that the managing directors' report, to the extent we can assess, is consistent with the financial statements as required by Section 2:391 sub 4 of the Dutch Civil Code.

Amsterdam, 4 July 2014

Ernst & Young Accountants LLP

signed by P.J.A.J. Nijssen